

799

352

日本産業組合教育史
産業組合中央會編



0026540000

0026540-000

799-352

日本産業組合教育史

産業組合中央会・編

産業組合中央会

昭15

ADF



昭和十五年九月

日本產業組合教育史

產業組合中央會

はしがき

我國に於ける産業組合が今日の如く偉大なる普及發達を見るに至つたのは、其の創設以來數十年に互り不斷に行はれた教育活動の成果だと稱するも過言ではない。産業組合教育は之を一般國民教育に對比すれば一種の特殊教育に屬するとは言へ、その教育内容たる産業組合の社會理想と經濟思想は國民文化の發展に寄與するところ頗る大なるものがある。

而して、我國の産業組合教育事業はそれが組織的に實施せられてから既に四十有餘年を閲し、其の間社會情勢の變化に照應して幾多の變遷を辿り今日に及んでゐる。その足跡を忠實に記録し、併せて産業組合發展のために明日への示唆を與へんと努めたのが本冊子である。高度國防國家建設を意圖する現下の新體制運動の根幹は先づ國民教育の再検討とそれを基底として据ゑらるべきである。又、我國經濟制度に於ける新體制が産業組合の有する協同主義の理念展開の上に築かるべきことも亦吾人の期待して已まざるところである。かゝる折柄日本産業組合教育史を世に送り得たることは時宜に適し且つ、斯方面を學者者に裨益するところ尠からざるを確信する次第である。

因に本冊子の調査取纏は専ら奥谷松治氏の努力に負ふものであることを茲に附記して置く。

昭和十五年九月

産業組合中央會

日本産業組合教育史

目次

序 説……………一

一、産業組合教育とは何か……………一

二、産業組合教育の歴史的类型……………四

三、産業組合教育の發達と其の時代的意義……………七

第一章 産業組合創設期の産業組合教育……………一

一、産業組合の成立及び發達の概要……………二

二、中央官廳及び地方廳の産業組合教育……………三

三、系統農會の産業組合教育……………一八

四、産業組合系統機關の産業組合教育……………三

五、町村産業組合に於ける組合員教育……………三〇

六、創設期の産業組合思想……………三四

第二章 世界恐慌以後の産業組合教育……………四〇

一、世界恐慌と産業組合刷新運動……………四〇

二、産業組合系統機關の産業組合教育……………	四
三、町村産業組合に於ける組合員教育……………	六
四、世界恐慌以後に於ける産業組合思想の展開……………	五
第三章 農業恐慌以後の産業組合教育……………	八一
一、農業恐慌と産業組合擴充五ヶ年計畫……………	八一
二、産業組合系統機關の産業組合教育……………	八六
三、學校及び講習所に於ける産業組合教育……………	一〇〇
四、町村産業組合に於ける組合員教育……………	一〇八
五、農業恐慌下の産業組合思想……………	一一
第四章 産業組合教育當面の諸問題……………	一一八
一、戰時體制の強化と産業組合の使命……………	一二八
二、解決を要する諸問題……………	一三三
三、結論……………	一三三

日本産業組合教育史

序 說

一、産業組合教育とは何か

産業組合教育とは何を指して謂ふのであらうか。

一般的に謂へば、産業組合が達成せんとする使命及び其の理想の實現を促進するために行ふ諸般の教育活動並に訓練を總稱するものである。併し乍ら、産業組合の型態は其の種類が多く、其の構成員も極めて複雑である。従つて、それ等が實現せんとする理想及び達成せんとする使命が種々相違してゐる。例へば、産業組合の個々に就てそれ等が果すところの機能を見れば、或る組合に於ては高利貸の排除を目的とするものがあり、又或る組合に於ては組合員の生産したる商品をより高く販賣することを目的とし、更に或る組合に於ては産業用品乃至消費經濟用品をより安く購入することを目的としてゐる。しかし、各組合間に於けるかゝる機能の相違は、茲では問題ではない。其のいづれにせよ、各々の組合が組合機能の發揚及びそれをより効果的に遂行するために行ふ教育活動はすべて之を産業組合教育と稱すべきである。

現在一般に行はれてゐる産業組合教育の概念に於ては、右の如き卑近な經濟的關係の教育ではなく、極めて高尚な道徳的理想乃至は遠大の使命の達成のために行はれるものであるとされ、産業組合自體が果すところの經濟的機能は

僅かに其の一部分に認められてゐるに過ぎない観がある。しかし、産業組合の實際に就て見た場合、其の経済的機能を發揮するために汎ゆる努力が集中されて居り、教育的活動に於てもそれと全然別個の目的のために行はれるものではない。又消費組合の教育活動に關聯して屢々引用されるロッヂデール消費組合は、周知の如く組合の創立當初より教育活動の重要性を深く認識し、經營原則の一つとして教育資金に充てる爲に純剰餘金の二分五厘を積立てることを定め、この資金で讀書室を設け新聞紙を購入して組合員に讀ませ、又後には社交室と講堂とを兼ねた一室を設けて、組合の集會、講演會等の開催に便宜を圖り、組合員の教育に努力した。しかし、かゝる教育活動の結果は、組合員の知識向上を招來し、其の社會的自覺が組合事業の進展を容易ならしめた。又一面當時イギリスの初歩教育の機關が未だ不完全であつたため、消費組合がかゝる教育施設を爲す必要があつたのである。是に依つて見るに、組合の教育活動は、社會情勢と組合員の状態に照應して、組合の組織及び事業の發展を促進すべく爲されるべきものであり、又兩者の間に互に背離するが如きことがあつてはならないのが當然である。

産業組合の教育活動が、右の如き意味に於て有效適切に行はれるためには、三つの異つた活動部面が考へられる。即ち、**産業組合の理論並に技術に關する教育**、**未組織大衆に對する教育**、**未組織大衆に對する教育**宣傳がそれである。而して、これ等の三者は各々教育活動の對象が異なるが、いづれも組合教育の體系を構成する各分野であり、三者が互に一貫した目的に依り結合されてゐなければならないのである。産業組合教育の内容を瞭かならしめる爲に、茲で若干の説明を加へて置かう。

一、理論的並に技術的教育 産業組合の組織が常に變化する社會情勢に對應して其の進路を定め、又組合自體の發達に照應して要求される組合運營の技術を昂め、尙ほこれ等の任務に従事する新しい技術者を補充するために、産業組合の理論並に技術に關する教育が必要である。勿論其の中には極めて初歩的な組合事務に關する教育指導より、組

合運動の理論的方面に關する高等教育に至る迄幾階段にも及ぶ區別があるが、それ等はいづれも同様にこの目的のために行はれる組合教育の一部門である。かゝる組合教育の機關は、産業組合の系統機關が經營し、又は主催する講習會、研究會等に於て行はれるが、しかし、其の一部分は國家若くは地方自治團體が經營する學校又は講習會等に於て實行される場合がある。

二、組合員に對する教育 現在最も問題の多いのはこの分野に於ける教育活動である。蓋し、組合員教育に於て問題が多い所以は、産業組合が一般社會情勢の變化に照應して、それが果すべき當面の使命が變化を被るからである。産業組合は急激に發展する客觀的情勢の變化に應じて、産業組合に課せられたところの任務を組合員に徹底せしめ、其の機能の發揚に努めなければならない。例へば、貯金の吸收乃至は資金の運用、特定の農産物の販賣、特定の購買品の配給等々、産業組合の使命に應じてそれを完全に遂行するためには、組合員の理解と協力が組合事業の必須的條件である。而して、組合員教育方針の合法性と、其の徹底に依り、始めて組合の組織力を有効に發揮することが可能となるのである。勿論組合員教育の範圍は、單に經濟的方面の事業に關聯した事項に限られるべきではなく、一般の社會經濟的各方面の問題をも包含すべきであることは當然である。組合員教育の終局的目的は、組合員をして組合に忠實ならしめ、それと同時に組合事業に對する正しい社會的認識を持たしめるための教育でなければならない。而して、家族制度が鞏固に維持されてゐる我が國の農村の如き場合に於ては、婦人に對する組合教育並に兒童に對する組合教員の如きも當然この範圍に屬するものである。

三、未組織大衆に對する教育 産業組合は多くの場合其の組織が高度に發達した社會に於ても一方に未組織が存在してゐるのが其の實狀である。従つて、産業組合が其の組織を外延的に發展するために常に未組織大衆に對して呼びかけなければならない。又一方それ等の未組織が組合に加入する可能性を持たない場合に於ても、産業組合はそれ等

の人々に産業組合の理想及び其の使命を理解せしめ、組合運動の同伴者となし、組合の發達を容易ならしめるための教育及び宣傳を怠つてはならない。産業組合が未組織大衆に呼びかける行爲は、教育と稱するも亦宣傳と稱するも其の二者の間に明確なる差異がある譯ではなく、共に組合教育に屬する事業である。勿論其の對象の異なるに従つて、手段及び方法を異にするが、いづれも組合運動の發達に必要な組合教育の一分野である。尤も産業組合が強制的の性質を基礎とした組織に變化した場合には、この領域に於ける組合教育の重要性が輕減されるであらうが、この事は茲で問題にする必要がないので省略する。

二、産業組合教育の歴史的類型

これ迄觸れた限りに於ては、産業組合教育を極めて一般的に扱つて來た。しかし、現在問題になつてゐる産業組合教育の解決に役立つところの歴史的研究は、我が國産業組合に於て何時如何なる事が教育されたかと云ふ風に單に事實を述べた丈では十分でない。即ち、現在の産業組合教育の諸問題との關聯に於て、日本産業組合教育の特質が何處にあるか、究明されなければならぬ。又それは如何にして成生したかを正確に理解することが必要である。

産業組合教育は、既に述べた如く組合の使命達成のために爲されるものであり、従つて、其の教育の特質は寧ろ組合の構成乃至は組合が果さんとするところの企圖の現れである。換言すれば産業組合教育の特質は産業組合自體の特質が教育活動に反映したものである。

産業組合の發達は世界の汎ゆる資本主義國に於て見るところであるが、それ等の諸國に於ける産業組合は一面に於て共通の組織形態を具備すると共に、他の反面に於ていづれも異なる特質を持つことは既に周知の事實である。而して、世界に於ける産業組合を其の歴史的特質に依り類別を試みれば、大體左の三つの類型を擧げることが出来る。

一、産業組合の自主性が維持されて發達した型——資本主義が正常的に發達した國の組合

二、産業組合の發達が國家に強く依存した型——資本主義の後進國に於ける組合

三、産業組合の自主性が完全に喪失した型——殖民地又は半殖民地國に於ける組合

具體的に例を擧ぐれば、組合の自主性が維持されて發達した型の組合は、イギリス、フランス及びドイツ、デンマーク等の諸國に於ける産業組合がそれであり、次に組合の發達が國家に強く依存した型の組合は、革命前のロシア及びアイルランド及び我が國に於ける産業組合の發達はこの型に屬する。又相對的に云へば、前者の諸國の産業組合の中に於ても、イギリスの組合は組合の自主性が保持されてゐる點に於て最も典型的であり、ドイツの組合——特に農村組合——は寧ろ後者に近似した關係がある。組合の自主性を完全に喪失した型の組合は、インド及び朝鮮等のアジア農業社會に於て其の典型的な例を見ることが出来る。

かゝる産業組合の特質的類別に依り、諸國に於ける産業組合教育を見た場合、其の差異、特質は極めて明瞭に具現されてゐるのを看取することが出来る。即ち、組合教育の方針を一々具體的に擧げる迄もなく、組合運動の指導精神に組合教育の根本信條を見ることが出来るのである。例へば、組合の自主性が比較的完全に維持されて發達したイギリスの指導者ピアトリス・ポッターは産業組合を目して *A State within a State* (國家内の國家) であると爲した。又ベルギーのブルツセルにある労働者消費組合の本部は *Maisons du peuple* (人民の家) と稱し、圖書館、集會所等の設備を有し組合教育の本據と爲した。これ等の諸國に於ける組合教育は、反國家的でないにしても尠くとも國家の財政的援助乃至は干渉から完全に獨立して行はれ、民主的精神を以て組合教育の根本信條としたことは疑ひ無き事實である。之に反してアイルランド、革命前のロシア(註一)及び我が國等に於ける組合教育は、組合の發達が國家の支援に依存する程度に正比例して多かれ少なかれ組合教育が國家の政治的影響を受けたのは當然のことである。アイルラン

下の例に就いて見るに、一九〇〇年以降政府が産業組合教育に對して積極的の援助を與へるに至つた後は、組合の發達は目醒しかつたが其の反對に組合の自立的精神が著しく弱められるに至つたと云はれてゐる(註二)。次に産業組合が其の自主性を全然持たない植民地乃至は半植民地國に於ける産業組合教育は、國家が産業組合の發達に直接的の援助を爲すと同様に組合教育も國家の直接支配の下に置かれてゐる。而して、其の教育の内容は國家の政治的影響が強く反映してゐる。其の最も典型的な例をインドの産業組合に於て見る。即ち、インドに於ては「一村にある政府の役人は今迄は村民教化のため名譽職員の仕事をしてきた、そして今村民に産業組合の主義を諄々と説いてゐる」(産業組合中央會「印度産業組合」二五頁)。かゝる場合に於ける産業組合教育の内容は、西ヨーロッパに於ける産業組合教育とは其のイデオロギイを異にし、國家の政治的影響が産業組合教育に強力に反映してゐることは蓋し當然であると謂はねばならぬ。

(註一) 革命前のロシアに於ける協同組合は、其の初期に於てナドロニキの指導した組合は政府の彈壓を被つたが、組合運動の主流を形成した農村信用組合は一八九五年政府が「小信用の組織に關する法律」を發布し、中央銀行をして農民資金を貸付せしめて以後發達の緒に就いた。又農村信用組合の發達には農奴解放以後封建的領主に代る地方制度ゼムストヴォと密接なる關係があつた(ロシアの協同組合「經濟資料」第十四卷第七號一七頁參照)。

(註二) 栗原藤七郎譯「愛蘭土の農事産業組合」一六一—一七頁參照。

我が國産業組合教育の特殊性、特に其の指導精神の特殊性は、深く産業組合教育史を研究する迄もなく著名の事實である。しかし、單なる其の傾向を解説し乃至は特殊性の強調だけでは現在の産業組合教育問題の正しい解決は不可能である。其のためには特殊な我が國産業組合思想の生成過程の諸條件を分析することが必要である。而して前述の如き産業組合教育の歴史的類型は、研究前進のための有力な基礎となるであらう。

三、産業組合教育の發達と其の時代的意義

産業組合教育の目的は、産業組合の理想實現を促進するにあることは云ふ迄もないが、しかし、産業組合の理想、具體的に云へば其の社會的使命は必ずしも永久不變のものではない。勿論産業組合の機能から抽象されたところの原理乃至は倫理的價值、即ち、産業組合精神とか、相互扶助の本能等は恒常性を有するとしても、産業組合が現實に於て作用する機能は、社會の歴史的發展に照應して變化し、各々の時代に於ける社會情勢に對應して其の價值が認められるのである。従つて、歴史の發展に伴ひ産業組合思想の變化乃至は發達が具現されるのである。されば産業組合の理想の實現を期する産業組合教育も時代と共に變化するのが當然である。

之を事實に就いて見るに、協同組合の鼻祖と云はれるオーウエン、フリーエ等の思想に含まれた協同の觀念は、資本主義發達の初期に於ける社會情勢に照應した思想であり、當時の社會に於てこそ進歩的意義が認められ、又教育的意義を持つたのであつた。農村産業組合の先驅者であるライフアイゼンの基督教的協同組合思想に於ても然りである。然るに爾後に於ける資本主義の發達と社會情勢の變化の結果、これ等の先驅者の思想は事實的に批判された。しかし、これらの先驅者達が残した産業組合運動はそれ自體の社會經濟的基礎に立脚して、其の思想を發達せしめ、時代に適應したところの組合活動を展開した。勿論其の思想の中には先驅者達が残した協同の觀念が含まれてゐることは事實である。然し先驅者達の思想と同一のものではない。而して、かゝる産業組合運動の發達は同時に、組合思想の内容を變化せしめた。

我が國に於ける産業組合思想の發達は、其の歴史が比較的に新しいこと、産業組合の政治的依存性が濃厚であるために、西歐諸國に比して其の變化が尠い。しかし、仔細に點檢すると組合發達過程に於ける資本主義の飛躍的發

展の影響を常に受け、又一方比較的短い歴史過程に於ける産業組合の著大なる發達に依り、組合組織に包含される構成員の質的變化等に依り、其の間に可成り著しい變化が示現された。従つて、産業組合教育に於て説かれる内容も産業組合思想の變化に照應して可成著しい變遷が認められる。

我が國に於ける産業組合教育の發達過程を、其の據るべき産業組合思想の發達過程より概観するに、大體に於て之を三つの時代的區劃に分つことが出来る。即ち、産業組合制度の移植當時より我が國の資本主義が最も順調なる發達を遂げた期間である世界大戰後の世界恐慌以前迄、次は大正九年の世界恐慌より昭和五年の農業恐慌迄、第三期は昭和五年の農業恐慌より現在迄の時期が之に當る。以上の如き時代區劃に依り、各期に於ける産業組合思想の特徴に付て其の指標となるべき事實を擧げて若干の説明を試みる。

周知の如く我が國の産業組合制度は品川、平田兩氏に依つて移植されたものであり、更にこの制度創設以後二十年間は平田氏の指導が産業組合の發達に甚大なる影響を及ぼした。當時品川、平田兩氏が産業組合に對して抱いた思想は何であつたか。品川氏の産業組合に對する思想的體系の見るべきものは尠いが、しかし、それは平田氏の思想に於て極めて具體的に祖述され、又演繹發展されて居り、兩者の間には何等枘格するところが無かつたと見られる。而して、平田氏の産業組合に對する思想並に其の見解は西歐に於ける産業組合指導者のそれとは著しく異なるものがあつた。例へば、我が邦の産業組合は、其の範を獨逸に取り、兼ねて他の先進國に學びしと雖も、組合は我が邦の組合ならざるべからず(「産業組合」大正九年六月三頁)とする同氏の言はこの事實を最も端的に示すものである。茲で平田氏の産業組合觀を詳論することは不可能であるが、其の特徴を指摘すれば日本の特殊性の強調であり、其の内容に就いて云へば西歐の産業組合主義者の抱懐するところの資本主義否定の思想、即ち、協同組合を資本主義に對立した社會經濟體制であるとする見解は見出されず、唯、資本主義の弊害の防止乃至は其の除去に重點が置かれてゐた。又此の事實は

單に平田氏個人の思想ではなく、當時産業組合全體を支配した思想であつたと云ふことが出来る。

次に大正七八年以降我が國に於てデモクラシーの思想が澎湃として起り、又一方産業組合組織の發達と共に組合員の構成にも變化が現れ、産業組合の指導精神に於ても其の影響が示現されて來た。更にこの頃より先進國に於ける産業組合思想並に理論の紹介が漸次増加した。此等内外諸情勢の變化の結果、我が國に於ける産業組合理論體系も發達の緒に就いた。それ等の事實の詳細は本論に譲るが、この時期に於て特筆すべき事實は、大正十年五月大分市に開催された第十回全國産業組合大會の決議に於て、國際的に協同組合の意義を表はす標語である共存同榮が我が國産業組合の標語として採り上げられたことは極めて意義深い出來事であつた。尤も世界恐慌後産業組合に對する國家の支援が一段と強化されたが、其の反面に於て産業組合の社會的勢力も躍進を遂げた。かゝる情勢の變化を背景とした産業組合思想の變化は大正十四年産業組合法發布二十五周年記念事業の一つとして行はれた産業組合振興刷新運動に於て其の具體的な姿を見るのである。即ち、産業組合刷新運動の意義は、産業組合全般の振興刷新にあつたことは云ふ迄もないが、特に「組合事業ノ分量ノ増進ヘ即チ各組合員普遍的ノ利用ヲ基礎トセザルベカラズ」(産業組合振興刷新に關する要綱)とし、産業組合が貧農及び労働者の要求に近づかんとする努力が拂はれるに至つた。而して、この振興刷新運動の理論的内容を示す最も代表的なものが千石與太郎氏の産業組合主義であつた。かくて我が國社會情勢の轉換を契機として産業組合自體が漸く産業組合の思想を自ら意識する過程に到達したのであつた。

昭和五年以降に於ける産業組合の旋廻は未だ一般の人々の印象に鮮明に残されてゐるところである。其の基本的特徴は國家主義の強調である。しかし、之を以つて世界大戰期以前の産業組合思想への逆轉であるとするならば、それは皮相の見解であり、亦重大なる誤謬を犯すものである。即ち、最近の産業組合思想に於ける國家主義の強調は、一般社會情勢の歴史的進展に照應するものであり、世界大戰期以前の國家主義とは資本主義の發達が高度化し、資本

の支配が強力なる點に於て全く異なるものがある。従つて、産業組合が現實に於て果す機能並に其の使命に於ても世界大戦期以前とは著しく相違してゐる。又屢々對比せられるところのナチス統制下に於けるドイツ産業組合のそれとも現象形態に於ては互に共通的部分を持ち乍ら、本質的には異なるものがある。即ち、ナチスドイツの經濟體制が地方分權的諸要素の完全なる清掃の基礎に立つ高度資本主義統制であるに對して、我が國の國家統制はそれとは同一でないものがある、従つて、産業組合の指導精神が異つてゐる。

産業組合思想の發達は、産業組合が置かれてゐる社會的地位並に産業組合が果すところの機能の相違に照應して時代と共に成長を遂げたのである。従つて、産業組合の活動を最も有意義ならしめるための組合教育が、時代の推移に伴つて變化するのは蓋し當然であると云はねばならぬ。又その變化は、單に言葉の相違乃至は表現の相違として理解したのでは不充分であることは云ふ迄もないことである。

以上の如き觀點から日本産業組合教育の史的検討を試みる。

第一章 産業組合創設期の産業組合教育

一、産業組合の成立及び發達の概要

我が國に於ける産業組合成立の端初は、安政六年横濱開港の後我が國の經濟が世界資本主義市場との接觸に依り現れた。即ち、明治十年群馬縣に成立した生絲販賣組合(精絲原社及上州南三社)を初めとし各地方に生絲販賣組合が勃興した。又之に次いで明治十二、三年以降靜岡縣小笠那地方に製糸販賣組合が成立し、前者と共に我が國に於ける農村産業組合の先驅となつた。其の外明治十二年東京に共立商社と稱する消費組合が成立し、大阪、神戸等に於ても同様の組合が組織され、都市産業組合の先驅となつた。但し、農村に於ける産業組合は其の後引續いて經營されたが、都市に於ける産業組合は數年ならずして消滅した。

以上に於ける産業組合の成立は、稍特殊の商品乃至は特殊の地域に於ける先驅的の例であつたが、其の後明治二十一年に至り資本主義經濟の發達が漸く其の緒に就き、其の影響が現れると共に産業組合普及の基礎的條件が成熟し、前記以外の組合の設立が試みられるに至つた。而して、明治二十四年第二議會に於ける信用組合法案提出の影響と、それに續く品川、平田兩氏の積極的獎勵に依り各地に信用組合が設立され、産業組合發達の曙光が見らるゝに至つた。併し乍ら、産業組合の普及が一般化するに至つたのは産業組合法が制定されて、國家の組織的な指導獎勵が行はるゝに至つた以後のことである。

産業組合法制定の企圖は、前述の如く、明治二十四年信用組合法案が第二議會に提案されたが同議會が解散のため其の目的を果さず、次に明治三十年に第一次産業組合法案が第十議會に提案されたが、反對意見が多いため審議

未了に終つた。其の後明治三十三年産業組合法案が第十四議會に提案されて通過し、明治三十三年三月七日法律第三十四號として公布され、同年九月一日より實施された。爾後産業組合はこの法律に依り所屬官廳の監督を受けると共に、一方營業税の免除、特殊銀行資金の融通を受ける等の特典を與へられて、其の發達を庇護されることになつた。

産業組合法實施以後大正八年迄二十年間に於ける産業組合の發達を見るに、驚異に値する飛躍的の進展を示してゐる。即ち、之を組合數に付て見れば、明治三十三年末には僅かに其の數二十一に過ぎなかつたが、五年後の同三十八年末には一、六七一となり、同四十三年には七、三〇八に激増し、大正四年に至り一、五〇九、同八年末には一三、一〇六に増加した。又組合員に付て之を見るに、明治三十六年末に於て四五、一三一一人、同三十八年末六八、五六三人、同四十三年末には飛躍して五三四、〇八五人、次に大正二年以降百萬人を突破して同四年末には一、二八八、九八四人となり、同八年末には一、九四一、〇七二人、即ち、約二百萬人に達した。

而して、産業組合相互間に於ける聯合組織の發達は、明治四十二年の産業組合法第二次改正の結果聯合會の設立が法律的に基礎を有することになり、其の翌年、即ち、明治四十三年十三組合が設立され、爾後累年其の數が増加して大正八年には一二三組合に増加した。

又産業組合の指導並中央聯絡機關としての任務を有する全國的組織は、明治三十八年に大日本産業組合中央會が設立されたが、其の後明治四十二年の産業組合法改正の結果、前記中央會は同法律に準據する産業組合中央會に改組された。又産業組合中央會の下部組織であり、道府縣産業組合の聯絡機關である道府縣支會の設立は、明治三十八年十月に支會々則が定められ、同年中に靜岡、新潟、千葉、愛知、群馬等の支會が設立され（靜岡及新潟の二支會が支會規則に依り正式に設立されたのは翌三十九年）、次に翌三十九年には長野支會外九支會が設立され、爾後支會の設立各府縣に相次ぎ、明治四十三年産業組合中央會の成立迄に設立された支會數は二十九に達した。而して、産業組合中央

會の創立と共に支會も當然改正法律の規定に依り改組が行はれた。支會の設立は其の後未設置府縣に於て行はれ、大正十年に設立された沖繩支會を最後として全國道府縣に洽く普及した。

かくて我が國に於ける産業組合の發達は、明治三十三年に制定された産業組合法の實施以後、資本主義經濟の急激なる發達と、一方政府の哺育政策と相俟つて全國的に普及し、驚異的の進歩を遂げた。

二、中央官廳及び地方官廳の産業組合教育

産業組合の成立及び其の發達は、勿論資本主義經濟の發達に相照應するが、其の反面に於て産業組合に關する知識並に技術の普及が重要な役割を演ずることは云ふ迄もないことである。産業組合の知識普及は、産業組合が自然發生的に發達した先進國に於ては主としてこの運動の先驅者達が之に當つたが、我が國に於ては産業組合の發達よりも寧ろ法制の整備が先行したために、初期に於ては政府の官吏が其の任に當つた。蓋し、産業組合の歴史が先進國と異なる我が國に於ては當然のことであつた。

産業組合法の施行は明治三十三年九月より實施されたが、中央官廳が産業組合の獎勵に積極的に乗り出したのは日露戰爭の開戦以後のことである。而して、明治三十七年七月、農商務省主催の産業組合講習會の開催は、其の最も鮮明なる指標であると共に、又一方中央官廳が組織的な産業組合教育を實施した嚆矢であつた。農商務省は其の後二回に互りて産業組合講習會を開催したが、都合前後三回の産業組合講習會は我が國産業組合の普及並に其の指導獎勵に絶大の影響を齎したのであつた。

明治三十七年に開設した第一回産業組合講習會は、同年七月十三日より同二十三日迄の十日間、講習員は農商務省の通牒により各府縣廳の産業組合事務擔任者及び府縣農會の職員で産業組合の獎勵の任に當る者各一名を選抜し、之を

招集して行つた。人員は七十九名、其の内官廳より派遣されたる者四十九名、府縣農會より派遣の者三十名であつた。講習會の講習科目及び講師は左の如し。

第一回産業組合講習會講習科目及講師

- 産業組合の奨励及監督
- 産業組合と諸法律との關係
- 産業組合と地方自治との關係
- 同
- 産業組合制度に於ける精神的要素
- 産業組合の運用・附農業關係産業組合に關する事項
- 産業組合に關する處分例
- 産業組合と登記との關係
- 商工業と産業組合
- 林業と産業組合
- 水産業と産業組合
- 信用組合論

第一回産業組合講習會開設の意義は、日露戰時に於ける農業政策の強化に照應する産業組合奨励のためであると共に、一面當時「未だ其趣旨の廣く貫徹せず、隨つて組合の設立も割合に甚だ僅少にして、此制度に依つて生ずべき効果も、未だ大に稱するに足るものなきの現況を見るは、最も遺憾とする所なり」(月田藤三郎「産業組合の奨励及監督」農商務省

- 農商務技師 月田藤三郎
- 農商務省參事官 三松武夫
- 内務書記官 井上友一
- 内務書記官 清野長太郎
- 内務省囑託員 留岡幸助
- 農商務技師 有働良夫
- 同 齋藤十一郎
- 司法省參事官 岡實
- 農商務參事官 長倉純一郎
- 農商務技師 松崎壽三
- 農商務書記官 加納久宜
- 全國農事會幹事長

開設「産業組合講義録」二頁と云ふ状態に對應し、其の必要が認められたのである。従つて、講義の内容は、かゝる必要に應じて産業組合の奨励及び普及に直接必要な法律並に技術關係に其の重點が置かれ、産業組合の理論的方面に關する問題は未だ採り上げられてゐない。而して、産業組合の對象が單に農業方面に限らず廣く農、商、工、水産、林業等諸般の産業に置かれてゐる點に、地方自治と産業組合との關係に關心が注がれてゐる點は、當時に於ける中央官廳の産業組合に對する政策並に態度が明瞭にこの講習會に反映されてゐる。

第二回産業組合講習會は、明治四十年五月に開催された。期日は同年五月十八日より同二十八日迄、其の間日曜日を除き十日間、講習員は前回同様道府縣主任官及び府縣農會當事者各一名を限り選拔し、其の外官公吏又は農會産業組合並に産業に關する各種團體の當事者中の希望者には地方廳の申請に依り傍聽せしめた。而して、出席講習員は一名乃至六名、出席總員八十五名、其の内講習員六十六名、傍聽者が十九名であつた。講習科目及び講師を掲げると左の如くである。

第二回産業組合講習會講習科目及講師

- 産業組合の歴史
- 産業組合に關する法規
- 産業組合の性質及經營方法其他三項
- 産業組合に關する處分例
- 産業組合の登記
- 農工銀行及北海道拓殖銀行と産業組合
- 商工業と産業組合

- 法制局參事官 柳田國男
- 農商務省參事官 永井亨
- 農商務技師 有働良夫
- 農商務屬 惠登代廣
- 司法省參事官 入江良之
- 大藏省書記官 二宮基成
- 農商務省參事官 岡實

林業と産業組合
 水産業と産業組合
 地方自治と産業組合
 産業組合と報徳
 外國の産業組合聯合會の狀況
 大日本産業組合中央會趣旨及狀況

農商務技師 長倉純一郎
 農商務技師 下 啓助
 内務省參事官 井上友一
 内務省囑託 留岡幸助
 東京帝國大學教授 矢作榮藏
 西垣恒矩

第二回産業組合講習會の講習科目は大體に於て第一回と同様であつたが、新に産業組合の歴史(日本)及び外國に於ける産業組合の狀況、大日本産業組合中央會に關する事項が加へられた。

第三回産業組合講習會は、明治四十三年五月農商務省に於て開催されたが(註一)、其の記録が無く詳細は不明である。

(註一) 産業組合中央會「日本産業組合史」に據れば、「行政廳ガ……産業組合講習會ヲ開キテ地方廳及府縣農會ニ在職スル者ニ對シ講習ヲ爲スコト前後二回ニ及ビ(同書二五一頁)とあるが、前記二回の講習會の外に、明治四十三年五月に農商務省主催第三回講習會が開催されたことは會報「産業組合」の記事に依つて明かである。即ち、明治四十三年七月號に「農商務省に於て五月十三日より第三回産業組合講習會開催せられ多數地方の産業組合役員上京せらるゝを機とし五月三十日上野精養軒に招待會を開けり出席者は小松原副會頭、桑田、志村兩理事、押川徳久兩理事、岡、松崎、月田、有働、針塚、藏川、惠等の諸講師を始め地方役員本會職員總計八十九名なり。」(同書四八頁)とあり、若干講習會の狀況が窺はれる。又會報同年八月號卷頭の論文小松原英太郎「産業組合指導者に望む」は、小松原氏が農商務大臣として前記講習會に於て爲した訓示の筆記である。

以上三回に互る農商務省主催の産業組合講習會は、地方廳及び道府縣會に於て産業組合の指導監督の任に當る者に對して産業組合に關する知識を授けるためであり、謂はば各地方に於ける産業組合の開拓者を養成したのであつた。

而して、この講習會が初期に於ける産業組合の普及發達に及ぼしたる影響は極めて甚大なるものがあつた。又第一回及第二回の講習會の講義は印刷に附され、農商務省開設「産業組合講義録」と題して第一回は全國農事會より、第二回は大日本産業組合中央會より各々出版され、産業組合の知識普及に貢献した。尙ほ農商務省が第三回以後に産業組合講習會を開催しなかつたのは、明治三十八年に大日本産業組合中央會が設立され、同四十年以降農商務省は中央會に對して産業組合理事者養成事業を委託し、爾後産業組合に關する教育事業は主として中央會が之に當ることになつたからである。

次に道府縣廳が實施した産業組合教育事業は、中央官廳の方針に基づき、主として産業組合の設立を奨励するために行はれた。

地方廳が産業組合講習會を開催した嚆矢は、明治三十四年七月、岩手縣主催で盛岡に於て一週間に亙り行はれた講習會である(有働良夫「回顧二十年」産業組合「大正九年四月七頁」)。其の後日露戰爭當時迄は府縣が講習會を開催した例は比較的少かつた様であるが、日露開戦以後農商務省が産業組合の設立奨励に力を注ぐと共に、各地方の府縣當局者が之に従ひ、産業組合に關する印刷物を配布し、又講習會を開催し、或は管下主要の町村に於て講話會を開催する等の方法に依り、産業組合の知識普及に努めた。しかし、當時は縣廳の下に郡役所があり、産業組合の直接監督指導は郡役所が之に當つてゐたので、産業組合普及の目的で開催する講話會の如き事業は主として郡役所が之に當り、府縣廳よりは係官が出張して臨場するのが一般の狀況であつた。又稍期間の長き講習會の開催の如きは、府縣農會が地方廳の援助を得て開催した。

併し乍ら、道府縣廳が産業組合の設立奨励のために執つた方法は、前記の如く講習會、講話會を開催して産業組合の知識普及を圖ると共に、管下の郡市長に對して訓令、又は通牒を屢々發し、其の設立の奨励を極力慫慂した。(農商

務省「産業組合監督獎勵ニ關スル規程並施設ノ狀況」參照。明治末年より大正の初年に於ける特に顯著なる産業組合数の増加は、勿論日露戦争後に於ける我が國資本主義經濟の急速なる發達の影響であつたが、一面右の如き地方廳の積極的な獎勵策の結果であつた。而して、明治四十年前後より漸次各府縣に産業組合中央會の支會が設立されると共に、産業組合に關する教育事業は主として支會が之に當ることになり、地方廳は支會に對して補助金を交附して教育に關する事業を行はしめた。

三、系統農會の産業組合教育

産業組合が短期間に急速なる發達を遂げた原因は、先に述べた如く中央官廳並に地方廳の積極的援助に基くものであつたが、しかし其の反面に於て系統農會の援助も其の功績が尠くなかつた。殊に日露戦争前後に於ける産業組合發達の初期には、産業組合の普及及び設立は主として府縣農會並にそれ以下の系統農會の協力に依るものが多かつた。この意味に於て、産業組合教育史に於ける系統農會の活動を逸することが出来ない。

全國農事會(帝國農會の前身)の幹事長加納久宜氏が産業組合に對して特に熱心であつたことは、日本産業組合史上に著名な事實である。即ち、東京府下入新井村に産業組合を設立して自から經營し、又日露戦時中及び戦後に全國農事會幹事長の地位を以て各地方を遊説して農事の振興を説き、この間産業組合に付ても熱心に其の必要を力説して宣傳普及に努められた。其の外明治三十八年には全國産業組合役員協議會を開催して全國大會の先驅を爲したのは周知の事實であり、尙ほ同氏の産業組合の實務方面の研究に關する貢獻は特に著しいものがあつた。我が國の産業組合運動者中に於て、ドイツのライプアイゼン、又はシュルツエ氏或はアイルランドに於けるプランケット氏に比肩すべき人物を求めるならば、この加納久宜氏に外ならない。殊に其に其の教育的活動に於て特に銘記されるべき人物である。

かゝる指導者に率いられた系統農會が、産業組合の教育事業に努力したことは當然のことであつた。道府縣農會が實施したる産業組合教育に關する主要なる事業を擧げると左の如くである(註一)。

北海道農會 明治四十二年及び同四十三年郡町村農會役員又は技術員を集めて講習會を開催し、又郡町村農會を督勵して講習會を開催せしめた。

京都府農會 明治三十九年加納子爵を招聘して宮津町、綾部町及び京都市に講話會を開き、四十年には平田氏の講演會を開いて京都支會を設立し、四十一年には府下各地に講習會及び講話會を開催した。

大阪府農會 明治三十九年各郡市書記、農事巡廻講師、農會役員、町村吏員、組合役員、有志者等を集めて講習會を開催した。

兵庫縣農會 明治四十年十月、産業組合長、郡市町村主任者等の集談會を催し、同四十一年以降同四十四年迄の間に二十二回の講習會を開催し、千六百六十八人の受講生があつた。其の外職員が縣下各郡に出張講演を爲し、産業組合の趣旨普及並に設立の實地指導に努めた。

新潟縣農會 明治三十七年實施した巡廻講演を初めとし、同三十八年に二回、同三十九年に一回講習會を開催した。外、縣下各郡市に産業組合設立の獎勵幹旋をした。

群馬縣農會 明治三十九年以降同四十三年迄の五ヶ年間毎年五日乃至六日間の講習會を開催し、同四十一年には郡市農會技術員協議會を開き、組合設置獎勵に付き協議を爲した。

栃木縣農會 明治三十七年及同四十年講習會を開催した。

奈良縣農會 明治三十八年に郡市役所主任教育者、有志者を集めて講習會を開催し、同三十九年には町村の名望家の子弟を集めて農事講習會を開催し其の一科目に産業組合を加へ、同四十年には「産業組合手引」五百部を印刷し

て配布した。

三重縣農會 明治三十六年に産業組合に關する書籍二種を郡市農會に配布し、同三十七年度以降は毎年講習會又は講話會を開催し、又組合事務の實地指導を爲し、其の外視察員を選定して長野縣下の産業組合を視察せしめた。滋賀縣農會 明治三十七年講習會を開催し、同四十年には巡廻講演會を催し、又明治四十三年より大正二年迄指導のため職員を設置した。

岐阜縣農會 明治三十九年に講習會を開催し、其の外同年及び四十年に聯合會に對して補助金を交附した。

宮城縣農會 明治三十四年に産業組合設立要覽を印刷して廣く配布した。

岩手縣農會 明治三十九年講習會を開催した。

秋田縣農會 明治四十年以降職員を置き、縣と同一の方針を以て講習講話會を開催し、又組合の實地指導に努めた。

富山縣農會 明治三十九年縣主催の産業組合講習會講義筆記及關係法規等を印刷に附して配布し、同四十年度より

各郡一箇所宛農道講習會を開催せる際組合に付て詳説し、其の外組合の實地指導を爲した。

鳥取縣農會 明治三十八年、同四十年、同四十二年の三回講習會を開催し、又鳥取支會に補助金を交附して甲種産業組合講習會の開催を委託した。

島根縣農會 明治三十四年職員を置いて組合設立の奨励指導を行ひ、講習會及協議會を開催した。

廣島縣農會 明治三十七年以來職員を置き、模範定款を印刷して之を配布し、組合の普及發達を奨励した。

山口縣農會 明治三十八年、同三十九年、同四十年の三回講習會を開催し、同四十一年には山口支會に補助金を交

附して職員を置いて實地指導に當らしめた。

和歌山縣農會 明治三十九年講習會を開き、又同三十七年より大正二年迄新設組合に對して補助金を交附した。

大分縣農會 明治三十九年及び大正六年の二回講習會を開催し、又明治四十一年には産業組合法要綱を印刷して各

町村に配布した。

佐賀縣農會 明治三十九年及同四十一年講習會を開き、同四十年より同四十三年度迄年々縣篤農家三十名を招集し

農事懇談會を開きたる際、産業組合設立の件を協定し、又同時に經營上の研究をも行ひ、且既設組合の指導及購

買販賣上の斡旋を爲した。

熊本縣農會 大正四年職員を置いて從來縣廳に於て取扱ひ來れる産業組合の指導奨励の事業を引受け、新設組合の

奨励を爲し、或は講習會を開催し、又支會に對して補助金を交附し其の發達を圖つた。

福岡縣農會 明治三十七年以來職員を置き、屢々講習會を開き、又巡廻講話會を催し、組合の實地指導を行つた。

(註一) 主として産業組合中央會「日本産業組合史」(二五二―二五八頁)及び農商務省農務局「産業組合監督奨励ニ關スル規程並施設

ノ狀況」(一三三―一三八頁)に據り、其他各縣農會史を参照した。

各地方の府縣農會で實施された産業組合講習會は、管下の郡及び町村に於ける農會の役職員並に農會關係者を招集して行ひ、一方講師は農商務省の産業組合關係官若しくは大日本産業組合中央會(明治四十三年以後は産業組合中央會)の關係者が之に従事した。而して、講義の内容は、産業組合の理論的方面よりも寧ろ産業組合の設立及び經營等に直接利用出来る法規、手續等が一般に重要視されたことは、當時の情勢に於て當然であつた。しかし、松崎藏之助氏が明治三十七年新潟縣農會の委囑に依り同縣で爲した講演、即ち、「農業と産業組合」(註二)の如き理論的の講演もあり、産業組合に對する地主の關心を著しく昂めた。

(註二) 新潟縣下に於ける松崎氏の講演は、翌三十八年「農業と産業組合」と題して出版され、其の後幾度か版を重ねた。同書の内容は、日露戰中に早くも戦後に於ける我が國農業の動向を洞察し、農業經營並に農家經濟維持のために産業組合の必要性を力説したものである。而して、本書は我が國産業組合理論進歩の一階梯を示すものである。

以上に於て見た如く、府縣農會及びそれ以下の各級農會の産業組合教育事業は、日露戦時に廣く開始され、明治四十年前後の頃が最も盛んに行はれ、大正年代に入るとそれが著しく減少した。系統農會が日露戦時及び同戦後に於て産業組合教育に特に力を注いだのは、勿論中央官廳の奨励に基くものであつたが、一面當時資本主義經濟の農村浸潤に依り農民の經濟的破綻が著しく激化し、従つて、農村經濟機構一般の動搖が表面化せんとするに至り、貧農の保護施設が一般に要求されたからであつた。而して、かゝる農村情勢に對應して、農村内部の有力者、即ち、地主が率先して産業組合の設立に力を盡し、農會の協力に依り産業組合が普及されるに至つたのである。當時有力な地主で、自家の小作人の保護のために産業組合を設立し、又地方の産業組合普及に盡力した人が尠くなかつた。即ち、兵庫縣の伊藤長次郎氏、新潟縣の高橋九郎氏、同縣五十嵐甚藏氏等は其の最も代表的の人物であつた(註三)。又大正年代に入り、系統農會の産業組合教育事業を實施するのが減少するに至つたのは、明治四十年以降産業組合中央會の支會が各府縣に設立され、中央會の指導下に府縣農會が獨立して其の事業を行ふに至つたためである。

(註三) 地主が自家の小作人のために産業組合を設立した事例は、農商務省農務局「地主ノ農事ニ關スル施設事例」に明治末年より大正初年の狀況が集録され、又其の後の狀況は産業組合中央會「産業組合と小作問題に關する調査」(五二―五九頁)に擧げてある。

四、産業組合系統機關の産業組合教育

産業組合教育は當然産業組合中央機關が其の衝に當るべき筈であるが、我が國に於ては産業組合成立の歴史的特殊性に依り、當初に於ては前記の如く農商務省並に系統農會が之を實施した。しかし、日露開戦以後産業組合の設立が漸く多きを加へ、明治三十八年に其の中央機關である大日本産業組合中央會が成立するや、中央會は自己の任務として産業組合教育に當ることになり、其の組織充實と共に産業組合教育事業が漸次發達するに至つた。

産業組合中央機關が産業組合教育に着手した嚆矢は、大日本産業組合中央會が農商務省の委託に依り明治四十年(明治四十年十月より翌四十一年三月迄の間)に地方で開催した産業組合理事者養成の講習會であつた。これより先明治四十年春の第二十三議會に於て産業組合奨励費一萬圓の豫算が通過し、農商務省が産業組合奨励に積極的態度を示すに至つた。即ち、農務局中に産業組合係を置き、又同年五月第二回産業組合講習會を開催し、又一方同年九月大日本産業組合中央會に對して産業組合理事者養成の講習會開催を委託し、其の費用として二千圓を交附した。而して、農商務省は該命令に於て、講習會の開催地を特に産業組合の普及が後れた山形、青森、香川、佐賀、福井、鳥取の六縣下各一個所に豫め指定し、又講習生は産業組合の役員、事務員、其他組合を經營せんとする者に限ること及び講習科目等をも併せて指定した。同命令に於て指定された講習科目は左の如くであつた。

- 一、産業組合法規
- 一、産業組合の設立及經營に關する事項
- 一、産業組合の帳簿の調製、整理並に官廳に對する届出及報告に關する事項
- 一、産業組合の處分例及判決例

一、實地演習

右の講習會の開催は、明治四十年十月に青森、山形、同年十一月に鳥取、翌四十二年二月に佐賀、香川、同年三月に福井に於て各々一週間乃至八日間の講習會を開催した。而して、講師は大日本産業組合中央會より派遣されたる者及び縣事務官並に區裁判所書記等が之に従事した。講習生は最も少きが鳥取の七十一名、最も多きは香川の百五十名であつた。

右の講習會は、其の後毎年繼續事業として開催され、翌四十一年には農商務省より七千圓交附され、事業は其の範

園を一層廣くし、講習、講話、各種事業に関する経営方法の指導、帳簿整理、登記手續に関する指導等が指定され、又講習の箇所、講習科目及講習期間等に付ては豫め農商務大臣の認可を受けて實施することに改められた。其の結果同年より各縣樞要の地に於て五日間乃至十日間の講習會を開催すると共に、又一方各地に於て講話會を開催して産業組合の趣旨普及に努めた。尙ほ明治四十三年中央會の組織變更の後も從來の大日本産業組合中央會の事業を繼承し、農商務省の委託事業として各種の産業組合教育事業を實施した。

かくて産業組合教育事業は漸次盛大になり、産業組合の普及發達に尠なからざる効果を及した。明治四十四年に至り産業組合中央會に對する交附金が一萬七千圓に増額され、翌大正元年より教育事業の規定を改め、支會に對して交附金を與へて從來中央會の事業として開催し來りし地方に於ける講習會、講話會其の他の事業、實地指導及び優良組合の視察補助を指定して實施せしめ、中央會に於ては新に程度の高い、期間の長き理事者及び指導者養成の講習會を開催することにした。即ち、之が産業組合長期講習會の始まりであつた。

第一回産業組合長期講習會は、大正元年十月七日より十二月七日に至る二ヶ月、東京農業大學講堂に於て開催された。講習生は全國より募集し、其の資格は滿二十歳以上の者にして、中等程度以上の學校を卒業し、組合の指導監督の任にある者又は將來それになり得る見込のある者、及聯合會若くは組合の役職員とし、有資格者中の志願者より五十名を選抜した。講習科目は次の通りであつた。

- 一 産業組合概論
- 一 組合の指導及監督に関する事項
- 一 組合關係法規
- 一 信用組合及其の聯合會の設立及經營

- 一 販賣購買生産組合及其の聯合會の設立及經營
- 一 組合の簿記に関する事項
- 一 登記其の他組合に関する手續書類
- 一 中央會に関する事項
- 一 應用經濟
- 一 金融に関する事項
- 一 組合の商取引に関する事項
- 一 實地演習
- 一 特別講義

産業組合長期講習會は、其の後毎年繼續して開催し、講習期間は大正六年以降一時四十日間に短縮されたことがあつたが、大正九年以後は其の期間を三ヶ月に延長した。

かくて大正元年産業組合長期講習會の開催以後産業組合教育事業は中央會と支會が各々其の分野を分擔して行ふことになつた。即ち、産業組合指導者に施すべき稍々程度の高き教育は中央會が之を擔當し、一般の組合並に未組織大衆に施すべき教育宣傳の事業は支會が之に當ることになつた。而して、これ等の教育的事業が、中央會並に支會を通じて、財政的にも極めて重要な地位を占めてゐたことは注目すべきことである。各種開催の講習會及び講話會數を示すと左の如くである。

長期講習會

回数	年次	期間	講習修了者數	回数	年次	期間	講習修了者數
第一回	大正元年	二ヶ月	四七人	第五回	大正五年	二ヶ月	九五
第二回	同	同	五〇	第六回	同	同	九〇
第三回	同	同	六五	第七回	同	同	一一八
第四回	同	同	五七	第八回	同	同	一六五

備考 産業組合中央會「日本産業組合史」三一四頁

地方開設の講習會及講話會

年次	講習會	延日數	修了者數	講話會數
明治三九年	一五二	一二	一四八人	四〇
同	一五七	九五	一〇八七	一〇八
同	八七一	三二九	二、五〇九	三〇二
同	九七	四八八	四、五三六	五一〇
同	一一二	六一二	四、六八四	七三〇
同	一二六	六八五	五、四八四	一〇一四
大正元年	八二	六三八	五、一九九	一、一八六
同	九二	五四七	二、九二八	八〇五
同	一〇七	五八九	三、五一五	九八一
同	七八	六九四	四、〇〇三	一、三六〇
同	八八	五四七	三、〇四六	一、二六九
同	七四	四七四	二、八九〇	一、〇〇三

同	七	九六	三、四九一	一、一九二
同	八	一〇〇	三、二一六	一、一五六

備考 前掲書三一六頁

以上の教育事業は、主として農商務省の委託事業であり、それ以外の教育事業として、産業組合の知識普及及び組合員教化のために必要な會報並に書籍の發行を爲し、又幻燈圖案、信用程度表、貯金箱、組合員訓育資料、産業組合説明方法等の考案を廣く一般に懸賞募集し、審査の上當選作品を會報其他の方法で發表した。就中當選幻燈圖案は他の寫眞繪畫と共に之を幻燈に作製して一般に販賣し、組合員の教育資料に廣く利用された。

産業組合出版の書籍は、明治三十八年十一月以降會報「産業組合」を毎月發行し、其の外は法規、簿記、經營等に關するものが大部分を占めてゐたが、其の中には「貯金のすゝめ」(産業組合中央會考案明治四十三年刊)、「組合員の心得」(組合員訓育資料懸賞當選作品五點に附録として前記貯金のすゝめを加ふ大正元年初版)、「産業組合教科書」(産業組合中央會編大正元年初版)等は、特に組合員の教育資料として編纂され、内容も平易にして屢々版を重ね、一般の組合員に尠からざる影響を及したものと見られる。

次に産業組合幻燈映畫は、明治四十四年三月圖案を懸賞募集し、當選圖案及び肖像畫其他と共に製作したものである。映畫の種類及び圖案の内容を示すと左の如くであつた。

肖像畫

- 會頭 平田東助
- 副會頭 小松原英太郎
- 品川彌次郎

ライフアイゼン
シユルチエ・デーリツチ

産業組合の説明

第一細民救済、第二共同の力、第三共同の助済(以上産業組合一般の目的)、第四産業資金の貸付、第五貯金(以上信用組合)、第六原料品の購買、第七生計用品の購買(購買組合)、第八米の加工販賣、第九糧秣廠需要品の供給、第一〇販賣組合の効果(以上販賣組合)、第一一機械の共同使用、第一二乾藁室及倉庫(以上生産組合)

右の外後に至り各地に於ける産業組合の實例及び海外の組合が製作された。これ等の幻燈映畫は廣く利用せられ、組合員大衆、特に知識程度の低い人々に産業組合を理解せしめるために尠からず役立つたであらう。

尙ほ以上の外に産業組合中央會が大正七年に實施した購買組合獎勵講演會及び、翌八年に實施した對時局宣傳事業の大衆的教育活動を逸することは出来ない。

購買組合獎勵講演會は、世界大戰の影響に依り物價が暴騰し、大正七年八月には其のために米騒動の勃發を見るに至つた。産業組合中央會はかゝる情勢に鑑み、同年十月中旬より十二月末に亘り、北海道外二十一府縣下の主要都市に於て購買組合普及に關する講演會を開催し、其の回数は五十二回に達した。當時市街地に於ける購買組合、即ち、消費組合の發達が極めて遅く、無産階級の大多數が物價の暴騰に悩む情勢に對應して、産業組合中央會が消費組合の宣傳を積極的に實施したのであつた。かゝる宣傳事業は本來ならば消費組合の組織を基礎として行ふべきであつたが當時消費組合の發達が未だ低く、殆んど未開拓の分野であつたので、中央會が直接市民階級に對して積極的に宣傳を實施したのであつた。

次に對時局宣傳事業の實施は大正八年であつた。當時世界大戰後の好景氣が最高潮に達し、物價の暴騰が甚しく、農村に於ても農産物の値上りのため未曾有の好況時代が現出し、消費増大の傾向が甚しかつた。又一方大正七年以來米價が暴騰、都市に於ける米穀の供給が圓滑を缺いた。茲に於て産業組合中央會はかゝる情勢に對處して、組合活動の促進を圖るために内務省より三萬五千圓の獎勵金の交附を受け、次の趣旨宣傳を行つた。

一、勤儉貯蓄の獎勵

二、共存共榮の鼓吹(註一)

趣旨宣傳の具體的項目は次の如くである。

趣旨の一に對するもの、

- 一、勤儉の風を養ひ自強不息の精神を鼓吹すること
 - 二、出資増加を獎勵すること
 - 三、貯金(特に定額貯金等)を獎勵すること
 - 四、組合員外の貯金を獎勵すること
 - 五、小産者及労働者等の組合加入を勧誘すること
 - 六、債券又は公債の應募を勧誘すること
- 趣旨の二に對するもの、

- 一、節米を獎勵すること
- 二、所有米穀の平均賣を獎勵すること
- 三、販賣事業購買事業の兼營を獎勵すること
- 四、販賣組合購買組合及其の聯合會の設立を獎勵すること

五、中央會に於て資金の仲介及物資の斡旋をなすこと

實行運動は、同年八月下旬より十一月月上旬に亘り、中央會派遣の講師を以て全國百七十三ヶ所に於て臨時講演會を開催し、聴衆の總計は三萬五千餘人に達した。又一方講演會に併行して協議會を開催し、引續き各郡に於て實行方法に付協議會を開催して趣旨の徹底を期した。

(註一) 我が國の産業組合に於て「共存共榮」の標語が使用されたのはこの對時局宣傳運動が其の最初であつた。而して、其の意味するところは、この時には特定の内容があつたのである。即ち、對時局宣傳事業に關する全國支會役員協議會に於て、志村源太郎氏が共存共榮の趣旨を次の如く説明してゐる。

「此共存共榮の趣旨も、極く簡単に切詰めて申しますると、米穀の賣出、其外色々販賣購買の施設勸誘でございます。就中、最も分り易く地方に向つて説明して頂きたいと存じますのは、米穀の賣出と云ふことであります。是は農家の目前の利益から考へますると、聊か躊躇して居る事だらうと思ふのである。併しながら、所謂社會共存共榮の精神から考へまするといふと、農民、地方の人は、此の際は國民全體の休戚、他の商工民の利害休戚と云ふものを考へまして、此際に於きましては、必要なる食料品と云ふものに、相當の見切を付けて賣出して賣出したが宜しからう、斯う云ふ事を御説得願ひ度いと思ふのであります(産業組合)大正八年九月四頁)。

五、町村産業組合に於ける産業組合教育

廣汎なる各單位組合に於て、如何なる産業組合教育が實施されてゐたか、其の事實を知ることが極めて至難のことゝに屬する。殊に一般の組合に於ける産業組合教育事業が、産業組合全體の問題として採り上げられる迄に至つてなかつた當時に於てはそれが一層困難である。併しながら、産業組合發達の背景を爲す一般情勢の動向と、個々の産業組合事蹟とに依り、或る程度迄一般の産業組合教育の狀況を窺ふことが可能である。而して、町村に於ける産業組合事

蹟は、産業組合中央會が明治四十二年以來繼續して行つてゐる表彰産業組合の事蹟並に、大正元年以來繼續せる特別表彰組合の事蹟に其の代表的な多數の事例を見ることが出来る。

右に擧げた二種の表彰組合の事蹟には、大部分の組合が事業の一項として「組合員の指導」、或は「組合員の訓育」を具體的に例示してゐる。若干の實例を示すと左の如くである。

一、余土村信販購生組合(愛媛縣温泉郡余土村)

組合員の訓育上に於ては毎年一回若しくは二回農閑にして長夜の時を選び、組合長を始め理事、事務員並に村長等一同巡回し、区域内を十有二回に分ち組合員の夜會を開き、老幼男女の別なく集合せしめ、組合に關すること其他産業、經濟、家事、衛生等に就き訓話をなし、蓄音機の餘興をなして一同を慰撫し來れるが、訓育上大の效果あるを認めらる。尙毎年一二回青年等と合同し諸名家を聘して講演會を開けり(産業組合中央會「第五次表彰産業組合」二二八頁)。

二、中田信用組合(神奈川縣鎌倉郡中和田村)

本組合は青年會、青年教會及補助學校の發展に助力し、組合員並に其子弟の教育を進むると共に精神上の向上を圖り、或は會合毎に理事出席して組合に關する講話をなし、其の趣旨の普及に勉め勤儉相助の美風を養成せり。本部落内の中田寺の住職權僧正香川法隆は、夙に毎月二回教會を開き教育勸語に基き精神修養に努めたりしが、組合設立後は組合と連絡を取り組合の發達に助力せり。又組合は組合員にして天災地變に罹り或は其他の悲境に陥りたる者には見舞金を贈り或は特別貸付金を爲し、祖先傳來の財産を失はしめずして償還の方法を立てしめ、或は高齢者を優遇し或は死亡者の追弔會を催すなど各種の方法を講ぜしかば、組合員は組合を徳とし従つて組合の趣旨も自から弘く行はるゝに至れり(前同「第六次表彰産業組合」二六一二七頁)。

三、拓南信購組合(愛媛縣温泉郡素鷺村)

各部落巡回講話を爲し、徳義を説き、或は金一千圓を限り模範組合員十八人に對し、一ケ年間無利息にて産業資金を貸付し、組合員訓育の一助とせり(前同「第七次表彰産業組合」一九四頁)。

四、立誠信用組合(福井縣坂井郡兵庫村)

組合員訓練の爲め毎年定期總會の外數回組合員を集合し講話會を開く。又區域内を八區に分ち、役員協議員を置き其受持區を分擔せしめ、貯金を蒐集し、組合員の日常の行狀を監視し、或ひは組合員の經濟狀態を注意せしむ。指導勸誘すべき事項は、其受持役員協議員より之を親切に懇諭することとす。而して協議會に於て組合の施設事項を考查研究し、先づ役員實踐して以て全般の組合員に普及せしむるものとす。又毎年數回講話會及婦人會を開きて組合員の訓練の完きを期せり。組合員死亡するときは慰藉料として金圓を贈り、且理事親しく之を弔慰す。

又組合員中最も成績優良なる者に對しては組合より賞品を贈りて之を賞せり(前同「第八次表彰産業組合」二〇九頁)。右に列擧した事例に依れば、當時の産業組合教育は、其の方法に於て、亦教育の内容に於ても共に當時農村に行はれた一般の慣習と殆んど何等變るところがない。例へば、講演會、部落集會、組合員の慶弔又は罹災者の救助等々いづれも部落乃至農村團體に於て一般に行はれてゐたものであつた。唯異なる點は産業組合が主體となつて之を實行し、又講演會、部落集會等に於ては特に産業組合の主義理想が説かれたことが他の團體のそれと異つてゐる。かくの如く當時に於ける産業組合教育が、産業組合教育としての獨自性に乏しかつたと云ふ事實は、産業組合が從來の一般農村機構に深く從屬してゐた事實の反映であると共に、一面産業組合の事業範圍が極めて局限された狹隘なものであつたことに原因してゐる。換言すれば、當時未だ産業組合がそれ自體の經濟的機能を産業組合以外の勢力に對抗して強力

に發揮し得る段階に到達してゐなかつたために外ならない。

併し乍ら、當時の産業組合教育の内容を産業組合の機能との關聯に於て檢するならば、産業組合の理想乃至其の機能の宣傳が認められる。而して、特に信用事業に關する事項が多く強調されてゐる。即ち、貯金の吸集と産業資金の貸付の効果が熱心に説かれてゐる。而して、貯金の吸集は其の源泉として勤儉貯蓄の勵行が團體乃至は一定の規約實行の如き方法で奨励され(註一)、又産業資金の貸付方法は農民の没落防止、善行者の表彰貸付等が行はれた(前掲事例二、三参照)。

(註一) 勤儉貯蓄の勵行は、明治四十一年十月戊申詔書の御下賜と共に各地方で實行され、信用組合の活動を促進したが、其の實例として長野縣七二會信購組合が實施した貯金會の規約を示すと左の如くである。

七二會信購組合内屬勤儉貯金會規約

第一條 本組合は戊申詔書の聖旨に副ひ奉らむが爲組合員に左の各項を遵守せしめ其實行を期すものとす

- 一、各自業務に精勵し遊惰を相戒むること
 - 二、本業の餘暇を以て各自副業を勵み貯蓄の資に充つること
 - 三、驕奢を避け儉素を旨として冗費を省くこと
 - 四、冠婚葬祭兵士の送迎其他祝宴等開催の場合は可及丈け其費用を節し貯蓄すること
 - 五、各自衛生に注意すること
 - 六、租税其他の公課は必らず期限内に納付すること
 - 七、相互交誼を厚うし徳義を重んじ共同共助農産業の改良を計り進んで地方自治の發達を期すること
- 前各項に依り第一條及第二條事項の増加を計ること

第二條 組合員は毎月金拾錢以上貯金するの義務あるものとす

但し特別の事情ある時は組合長の承諾を経て貯金額を減じ又之を停止することを得(以下略)

(産業組合中央會「第三次表彰産業組合」一三四頁)

次に町村産業組合の組合教育に現れた一つの特徴として、舊い五人組制度的の傾向のあることを見逃すことが出来ない。例へば、役員が「組合員の日常の行状を監視」(前掲事例四)し、又は「模範組合員に對する無利息貸付」(前掲事例三)の如き、それが組合員教育の趣旨に出づるものであるとは云へ、封建社會に於ける五人組制度乃至は報徳社等に於ける社會教化を思はせるものがある。産業組合教育に現れたかゝる事實は、云ふ迄もなく農村内部に残存した舊い諸關係が組合教育に反映したのに外ならない。

町村産業組合に於ける組合教育は、當時未だ産業組合の發達が低く、又組合の經濟的機能が微弱であつたため、其の内容に於て産業組合の獨自性が極めて稀薄であつた。其の反面に於て、勤儉貯蓄を奨勵し、地方自治制度發達のための教育が強調された。蓋し、當時に於ける産業組合の任務もこの點にあつたのである。

六、創設期の産業組合思想

産業組合の發達は必然的に産業組合思想の發達を齎らす。而して、組合思想の成生發達は産業組合教育に對して一定の基準を與へるものである。即ち、組合教育の基本は産業組合全體を指導し支配した組合思想であり、又一面それに規正されたところの組合經營の技術である。この意味に於て産業組合思想の發達を簡単に記述して置く。

我が國に於ける近代的産業組合思想の黎明期は、明治二十四年の信用組合法案の提出より同三十三年産業組合法制の發布迄の間と見られる。勿論それ以前に生絲販賣組合並に製茶販賣組合等の如き近代的の産業組合の先驅が既に成立して居り、又明治十年代にイギリスの消費組合運動を模倣した消費組合の成立があつたが、これ等の運動者の間に於て近代的産業組合の意義及び其の目的等が果して正當に理解されてゐたか否か甚だ疑問である。近代的産業組合思想が社會的に意識されるためには、近代的産業組合の機能を必要とする社會的條件の成熟、即ち、資本主義經濟の發

達が其の前提的條件である。

我が國の近代的産業組合思想の黎明期に於て、組合思想の普及發達に利用された著書は、品川、平田兩氏のものゝ其の第一位に推さなければならぬ。即ち、明治二十四年に出版された平田東助・杉山孝平共著「信用組合論」及び、明治二十九年出版の品川彌二郎・平田東助共著「信用組合提要」がそれである。勿論以上の著書の外に産業組合に關する著書及び論文共に尠くないが、實際運動との關聯に於ては品川・平田兩氏の著書は他のものよりも遙かに多くの影響を及ぼしたことは組合史上に歴然たるものがある。

前記の「信用組合論」は、第二議會提案の信用組合法案の理由書として出版したものであり(杉山孝平追憶談「産業組合」大正十五年二月五一頁)、僅々二百頁の小冊子に過ぎない。而して、其の内容は、總論に於て信用組合を必要とする政策的理由を述べ、第一章は信用組合の概念を簡単に説明し、第二章に信用組合の社會的効果を述べ、次に第三章より第九章に互りて信用組合の説明をなし、第十章に於て報徳社に對する批判的考察を加へ、第十一章には歐米先進國の信用組合が簡単に紹介されてある。本書に於て日本産業組合思想史上に特に注目すべき點は、總論に於ける信用組合に對する政策的意圖と、第十章に於ける報徳社に對する批判である。即ち、總論に於ては明治維新以後に於ける農民及び手工業者の分解の狀況を各方面より立證し、「夫れ全國人口中最も多數を占る中産以下人民の生計此の如く困迫せり國の生産力は減ぜざるを得ず國家の元氣は衰へざるを得ざる也嗚乎今日に至り中産以下人民に於て奮起して貨幣を利し信用を振活するの機關を設立し其の生産力を發達し自由競争の經濟界に處するの道を開くに非ざれば他日の悔を招くや鏡に懸けて見るが如し其の機關とは何ぞ信用組合是なり」(同書一一頁)と斷言してゐる。第二議會に提出した信用組合法案に對しては、農學會及び其の他各方面より法案の不備な點が批判されたが、信用組合を一段と高い政治的見地より採り上げた點に於て本書は實質上我が國産業組合思想の先驅の地位にあるものである。次に報徳社に對する批

判は、「封建の時代に於ては社會に秩然犯す可からざるの階級あり諸侯より以下小卒に至るまで其所領高に從て階級を異にし農工商に従事する平民の中にも亦累世奕葉相傳の階級あり、而して此等の諸階級は封建の法律と政略に由りて確立し年を経て固定したるものなれば人民は之を改めんと欲して得べからず、例へば一の重箱の中に幾何個となく大小異様の境界を置き人民をして此中に窮屈に生活せしめたるに等し二宮氏の報徳社は此階級政治に基き起り此階級を維持するを以て一大目的となしたるものなり」(同書一五四—一五五頁)とし、報徳社の社會的本質を適確に衝き、「封建割據の小經濟界に於ける興國利民の道と世界交通の大經濟界に於ける興國利民策とは其方針を異にす可きこと固より論ずるに足らず」(同書一三八頁)と謂ひ、報徳社を近代的の信用組合組織に改組するの必要を力説した。以上に於ける二つの點は、第二議會に於ける品川内務大臣の信用組合法案の説明に遺憾なく詳説されてゐるところである。

尙ほ「信用組合提要」は、品川・平田兩氏の合著となつてゐるが、右の「信用組合論」の趣旨を要約したもので、三十餘頁の極めて簡潔なものである。しかし、本書は一般に廣く讀まれ、信用組合の設立に利用された點に於ては「信用組合論」よりは遙かに多かつた。従つて、社會的に及ぼした影響より云へば本書がより大であつたと見られる。

次に明治三十年にウオルフの「國民銀行論」が翻譯出版された。本書は西歐に於ける當時の信用組合を研究した世界的名著であるが、我が國の産業組合思想に及ぼした影響は多く認める事が出来ない。當時産業組合の發達が幼稚であつたために、かゝる理論的のものを受け容れることが困難であつたのであらう。

明治三十三年に至り産業組合法が成立し、産業組合の設立獎勵が盛んになると共に、産業組合に関する著書の出版が増加した。即ち、明治三十四年に平田氏の「産業組合法要義」が出版され、翌三十五年には有働良夫氏の「日本産業組合詳説」及び柳田國男氏の「産業組合通解」が出版された。又同三十七年には農商務省開設第一回産業組合講習會の講義が全國農事會より出版され、次に同四十一年に第二回産業組合講習會の講義が大日本産業組合中央會より出版さ

れた。特に後者は明治四十二年産業組合法改正後改訂して版を重ね廣く讀まれた。以上はいづれも當時の權威者の執筆及び講義で、最も代表的のものと云ふことが出来る。其の外地方に於ける各種産業組合講習會の講義が相次で出版され、又産業組合法の解説書の出版が多數に上つた。これ等の出版物はいづれも産業組合の急速なる普及に伴ふ一般の需要に應じたものに外ならない。

さて、産業組合法實施以後に於けるかゝる著しい産業組合に関する著書に於て、一體何が説かれ、又主張されたか換言すれば、産業組合思想の發達はどの程度であつたか。

この當時に於ける産業組合書の内容は、其の大部分が産業組合法に関するものであり、理論的方面に関するものは殆んど無いと云つて宜い。例へば、農商務省の産業組合講習會に於ても二回共に産業組合概論の科目がなく、産業組合に関する政策並に法律が殆んど全部を占めてゐた。これは勿論先づ産業組合を設立することが何より急務とされた當時の傾向を示すものであるが、しかし、一方我が國に於て産業組合に學問的の理論附けが出来てゐなかつたことも否定することが出来ない。従つて、當時の組合教育に於ては、何故組合を設立することが必要であるか、又組合の設立及經營には如何なる法律に依つて行はれるか等が中心となつてゐた。

しかし、組合教育に於て其の基本になる組合思想が缺けてゐたのではない。組合の指導者の間に於ては全體を指導するところの組合思想が儼然と把握されてゐたことは云ふ迄もないことである。かゝる意味に於ける組合思想の最も代表的のものは、大日本産業組合中央會の趣旨書にそれを見ることが出来る。

大日本産業組合中央會の趣旨書の構成は五段に分れてゐる。其の内容を見るに、第一段に於ては、資本主義經濟の原則である自由競争が經濟及び社會一般を進歩せしめる原動力であることを是認し、第二段に於て自由競争が社會進歩の反面に於て齎する必然的結果、即ち、社會が貧富の二階級に分化する事實が自由競争の弊害として指摘されて

ゐる。第三段に於て我が國に於ける自由競争發達の結果が漸く著しくなつたことを述べ、國家の經濟基礎並に國民精神興隆の原力である小農小商工業者、即ち、中間層の維持確保のために産業組合が必要であることを強調してある。而して、産業組合の經濟的機能に對しては、一夫レ零細ノ資本モ、之ヲ集合スルトキハ則チ大資本トナリ、小農小商工ニシテ、相共同シテ團結ヲ爲サンカ、其の經濟力ハ大農大商工ノ經濟力ト殆ント同様ナル活動作用ヲ爲スヲ得ム」と理解してゐる。第四段に於ては、産業組合と地方自治制度との關係に於て述べ、自治制度の發達のために産業組合設立の急務が力説され、第五段に於て設立せんとする大日本産業組合中央會の任務が説かれてある（産業組合中央會「日本産業組合史」二七八―二八一頁参照）

右の趣旨書に具現する産業組合思想は、産業組合を資本主義社會に當然生起する弊害を「防制救済」する最良の機關であるとしてゐる。従つて、茲では産業組合を資本主義に對する對立とは見ず、政策の機關であるとする見解が窺はれる。而して、この趣旨書の中心思想は明治二十四年に出版された平田・杉山共著の「信用組合論」に盛られた思想と全く同一である。

尙ほ産業組合に對する右の態度及び思想は、その後も大日本産業組合中央會及び産業組合中央會を指導したものと見て宜い。即ち、産業組合中央會が大正三年十一月廣島市に於て開催した第十回全國産業組合大會に於て來會者に頒布した平田會頭の「産業組合箴」は、大日本産業組合中央會設立の趣旨書と同一の思想が異つた形に要約されたものと見られる。

産業組合箴

世運進不息 東西歸一洋
職業無崇卑 貧富豈有常

文明互得失 須會短採長
人生在無逸 奈何乃怠遑

堅忍以自固 力行以自強
秉德時有恒 率義詎慢忘
身治家亦齊 施而及至鄉
協同寔相助 世海險可航
家膽復國富 永將報我皇

守約乃克達 履謙有餘祥
身治家亦齊 施義詎慢忘
獨木難致茂 聚蜂能作房
斯道無限極 推而普萬力

「産業組合箴」は其後平田氏が地方の産業組合の會合に臨み、其の趣旨を敷衍反復して講演された。

大日本産業組合中央會設立趣旨書及び産業組合箴等はいづれも産業組合の指導綱領を示したものである。更に其の血となり肉となる理論的方面の進歩は、明治四十年代に入りて海外の産業組合との接觸が頻繁になり、又一方我が國に於ける産業組合の發達とに依り徐々に進んだ。海外産業組合との交渉は、明治四十三年九月、白耳義ブラツセル市に於て農事組合及農村人口統計萬國會議の開催あるや、産業組合中央會より理事伊藤長次郎、講師西垣恒矩の兩氏が代表者として出席し、次で大正三年七月萬國農事産業組合聯合會に加盟した。又これと前後して産業組合關係者の中で外遊する者が相次ぎ、海外に於ける産業組合運動の影響を受けることが漸く多くなつた。特に西垣氏は二ヶ年に亘る外遊中先進國の産業組合を視察し、歸朝後「獨逸の産業組合」（大正二年刊）、「丁抹の産業組合」（前同）、「英國の産業組合」（前同）の三著を出版して海外の事例を紹介した。

かくて先進國より移植された産業組合思想が漸く我が國に立地し、學問的に構成された産業組合理論の發達が其の緒に就くに至つた。かゝる意味に於て佐藤寛次氏の「信用組合論」（大正七年刊）は、特筆すべきものである。

第二章 世界恐慌以後の産業組合教育

一、世界恐慌と産業組合刷新運動

大正十四年産業組合中央會が産業組合法發布二十五週年記念事業の一つとして實施した産業組合振興刷新運動は、我が國産業組合發達史上に劃期的の轉換を齎した出來事であり、又産業組合教育も之を契機として飛躍的の展開を遂げた。

戦後に於ける世界的經濟恐慌は、大正九年三月我が國をも其の渦中に捲込み、從來より我が國經濟體制の内部に胎胚してゐた矛盾の爆發と相合して、各産業部門に深刻なる動搖を惹き起した。殊に農村經濟への打撃は特に深刻なるものがあり、恐慌を契機として農村内部に潜在してゐた種々の矛盾が表面化し、農村事情を全く一變せしめた。而して、恐慌後に於ける景氣の恢復は若干の起伏を示しつつ、慢性的の恐慌状態を持續し、合理化の困難な農村經濟を益々疲弊せしめた。

大正九年の世界恐慌が産業組合に與へた打撃は、農村經濟一般に對すると同様に深刻極るものがあり、農家經濟の打撃に依る間接的影響は固よりであり、産業組合が直接被つた經營の缺損も夥しい額に上つた。例へば、大正九年度に於ける産業組合府縣別損益計算に依れば、東京、大分、埼玉、熊本、群馬、宮崎等が赤字を示して居り、又同十年、同十一年と赤字が続いた府縣もあつた（註一「日本産業組合史」一九六一—一九九頁参照）。しかし、産業組合に對する恐慌の影響はかゝる直接的の打撃よりも寧ろ農家經濟の破綻に基く間接的の打撃がより深刻であり、爾後累年潜在的に産業組合の經營内容を悪化せしめた。大正十三年七月産業組合中央會に監査部が設置されたのは、かかる情勢がそれ

を必要としたからであつた。

世界恐慌はかくの如く産業組合に深刻なる影響を與へたが、其の反面に於ては産業組合の全國的事業機關の設置を促進した槓桿の役割を果した。即ち、恐慌の結果資本主義産業の企業集中が急速に進み、肥料會社の大合同大正十二年（大日本人肥、日本化學肥料、關東硫曹の三社合して大日本人肥となる）が成立し、又一方恐慌の成果として弱小なる地方銀行の破綻が続いて金融機構の整理合同が促進された。かゝる經濟界の一般情勢を背景として、大正十二年に全國購買組合聯合會と産業組合中央金庫の二大全國的聯合機關が成立した（註二）。勿論これ等の聯合機關の成立は産業組合永年の懸案を實現したものであつたが、世界恐慌後にそれが實現したことは意義深いことであり、これより組合活動が系統的に組織化される方向に進んだ。尙ほ昭和二年に成立した大日本生絲販賣組合聯合會に付ても同様のことが云へる。かくて世界恐慌は産業組合に大打撃を與へたが、其の反面に於て全國的の聯合機關が成立し、組合活動の轉換が行はれる基本的の條件が生れたのであつた。

（註一）世界經濟恐慌と産業組合の全國的聯合機關成立に關するより立上つた分析は、拙著「日本協同組合史」一八一—一九〇頁を参照され度い。

世界經濟恐慌下に於ける産業組合は、以上に於て簡単に指摘した如く、全面的の經濟的打撃と一方全國的聯合機關の成立に依り、全面的の再編成が必要な情勢にあつた。時恰も大正十四年は産業組合法發布二十五周年に相當し、中央會に於て産業組合法發布二十五周年記念事業を實施するに當り、其の一事業として産業組合振興刷新運動を全國的に勵行せめた。

（註二）産業組合中央會が大正十四年に産業組合法發布記念事業として實施した事業は左の如くであつた。

- 一、記念講演會の開催（大正十四年四月十五日山口縣山口町公會堂に於て開催）
- 二、各府縣産業組合長協議會の開催（産業組合振興刷新運動）

- 三、家庭雜誌「家の光」發行
- 四、會報「産業組合」記念號發行（大正十四年九月號）
- 五、産業組合現勢調査（産業組合現勢調査）大正十四年九月刊行
- 六、産業組合宣傳用映畫劇筋書募集（當選作品「輝きの前に」全五卷大正十四年六月製作）
- 七、記念祝賀會（大正十四年十二月十八日中央亭に於て開催）
- 八、産業組合史編纂（日本産業組合史）大正十五年六月刊行

先づ産業組合振興刷新運動の目的を知るために、其の主旨としたところを見るに左の如くである。

「産業組合法發布以來茲ニ二十五週年其ノ間組合數ハ累年増加シ事業ノ分量著シク増進ヲ見タルハ甚ダ欣ブベキナリ。

惟フニ産業組合ハ中小産者ノ相互組織ニ依リテ其ノ産業及經濟ノ發達ヲ圖リ社會的地位ノ向上ト生活ノ安定ヲ期スルモノナルヲ以テ組合同業ノ分量ノ増進ハ即チ各組合員普遍的ノ利用ヲ基礎トセザルベカラズ若シ夫レ組合同業ノ利用ガ組合員ノ一部ニ限ラレ其ノ效果一般組合員ニ及バザルガ如キコトアラバ組合存在ノ目的ハ没却セラレルトアルベシ。國家ガ産業組合法ヲ設ケ組合ニ對シテ特殊ノ保護ヲ與ヘ其ノ發達ヲ圖ルハ其ノ趣旨トスルトコロ國民ノ福祉ヲ共同ニ増進セントスルニアルヲ以テ組合理事者ハ特ニ此ノ點ニ留意シ組合員亦組合精神ノ本義ニ鑑ミテ組合ニ對スル責務ヲ盡シ貯金産業及經濟用品ノ購買生産物ノ販賣等ハ組合ヲ利用スルコトト爲スベシ。若シ組合理事者及組合員ニシテ組合ノ業務ヲ普通ノ營利事業ト同一視シ徒ラニ重キヲ事業分量ノ増加ト剩餘金ノ多額ニ置キテ組合本來ノ任務ヲ閑却シ又ハ目前ノ利害ニ拘泥シテ組合ノ利用ヲ怠ルカ如キコトアラバ組合將來ノ發達上洵ニ憂慮ニ堪ヘザルトコロナリ。

産業組合ハ此ノ如ク組合員ノ共同相助ノ精神ニ依リテ個々組合ノ鞏固ヲ圖ルト共ニ其ノ地方的聯合機關ニ依リテ

相互ノ關係ヲ密接圓滿ナラシメ更ニ進デ全國聯合機關ヲ組織スルニ至リ初メテ完全ナル發達ヲ期待シ得ルモノナリ

ト雖我國ノ現状ハ組合ト各種聯合機關トノ關係ニ於テ未ダ甚ダ缺クル所アリ今後益々兩者ノ間ニ於テ充分ナル聯絡ヲ保チ相互ノ關係ヲ密接ナラシメ以テ全國ニ互ル産業組合組織ノ完成ヲ期セザルベカラズ。

右の趣旨は改めて説明を加へる迄もなく、前段は産業組合の現状に對して痛烈なる自己反省を要求し、其の機能の適切妥當なる發揮を慫慂するものであり、後段は産業組合の發達のために單位組合と全國的聯合機關との關係を一層緊密ならしめることを要請してゐる。

かゝる趣旨に依り行れた振興刷新運動の具體的方法是、全國各府縣に於て産業組合同業會議を開催し中央會より一産業組合同業刷新に關する要綱、即ち、一、役員に關する事項、二、事務員に關する事項、三、事業經營に關する事項、四、組合の財務に關する事項等の四項目に互り、其の細目四十數項目を擧げて指示し、各項目の實行を協議した。

この會議は、大正十四年四月二日の高知縣に於ける組合同業會議に始まり、十一月十日の三重縣協議會を以て全部終了した。而して、多くの場合「一層精勵事に従ひ心力を竭して組合の振興を圖ると共に又克く全組合員に此の趣旨を傳致して大に其の奮起を永め協心戮力益々組合の機能を發揮し其の目的を成就せむことを期する旨を決議した。

産業組合はこの振興刷新運動を轉機として新しい方向に發展し始めた。組合數は不良弱小組合の整理解散のために若干減少したが、組合員數は反對に激増した。即ち、大正十四年の組合員は三、六五三千人であつたが、昭和五年には四、七四三千人に増加し、五ヶ年間の増加は約百萬人に達した。又事業分量も各部門全般に著しく増加した。更に注目すべき事實は、産業組合系統組織の進展にして、從來比較的多数を占めてゐた郡區域の聯合會が整理され府縣區域の聯合會が著しく増加した（註二）。世界經濟恐慌下に於ける産業組合は、大正十四年の振興刷新運動を轉機として再出發したと云つて過言でなす。

(註二) 區域別聯合會數の變化は次の如くである。
 區域別聯合會數及其の割合

區 域 別	大 正 九 年		同 一 四 年		昭 和 五 年	
	聯合會數	百分比	聯合會數	百分比	聯合會數	百分比
數府縣を區域とするもの	三	一・九%	四	二・五%	二	三・三%
府縣を區域とするもの	四	二・五%	五	三・五%	一〇〇	五四・〇%
數郡を區域とするもの	二	一・七%	元	一四・五%	三七	一四・六%
郡を區域とするもの	一〇〇	六四・五%	一〇九	五四・五%	五四	二九・二%
計	一五	一〇〇・〇	一九	一〇〇・〇	一八	一〇〇・〇

備考 農林省農務局「産業組合要覽」第二十八次七九頁。

二、産業組合系統機關の産業組合教育

世界經濟恐慌並にそれ以後の慢性的恐慌の時期に於ける産業組合教育は、この時期以前から行はれてゐた教育事業が引繼がれ、それが一層強化されたことは云ふ迄もないが、更に前述の如き産業組合の一大轉換（振興刷新運動を中心とする）の情勢に照應して、各種の新しい組合教育事業が開始された。系統機關がこの時期に於て新しく開始した主要なる教育事業を擧げると以下の如くである。理論的並に技術的方面に關する教育に於ては從來からの講習會の外に各種の講習會が新しく開設され、又産業組合學校が中央會に設置された。其の外中央會の出版事業が著しく活潑となり、産業組合に關する教育並に研究資料が出版されるに至つた。次に組合員教育の方面に於ては、家庭雜誌「家の光」が創刊され、この方面の活動に新しい時期を劃した。又之と關聯して、組合員並に一般大衆の組合教育のために組合映畫が製作されて、其の有力な手段となつた。其の外産業組合記念日、組合旗及び組合歌の制定等は組合教育の

普及徹底のために各々重要な意義を有するものであつた。

この時期に於て新設された以上の如き組合教育の事實並に其の意義に就て、各事業別に其の具體的考察を試みる。

一 理論的並に技術的教育

教育の方法に依り之を分類すれば三種に區分することが出来る。即ち、(イ)産業組合講習會、(ロ)産業組合學校及び産業組合講習所、(ハ)出版事業がそれである。

(イ) 産業組合講習會 この方法に依る組合教育は大正十年以降其の種類が著しく増加した。茲では産業組合中央會が中央に於て實施した各種の講習會(研究會を含む)を史的順序に従つて其の概要を述べる。

産業組合研究會 産業組合協議會 この研究會は「産業組合の指導に關し必要なる事項を研究する」目的を以て中央會が之を主催し、第一回研究會は大正十年一月十五日より同廿一日に至る七日間に互り開催された。研究員は各支會及び地方廳に於て産業組合の指導監督の任に當る支會主事又は道府縣郡等の主事及主事補を支會長及び地方長官に推薦せしめ、定員を百名とした。この研究會は、其の研究事項に於ても窺れる如く、當時社會思想の轉換期に際して、主として産業組合の指導監督に必要な社會問題の知識を得せしむる目的のために開催されたのであつた。研究の事項及び時間は左の如く行はれた。

- 甲 研究事項(四日間)
 - 一、産業組合關係法規事項
 - 二、産業組合經營事項
 - 三、産業組合の活動に關する事項

乙 講演(三日間)

- 一、損害保険 三浦法學士
- 一、監査法 鹿野教授
- 一、労働問題 岡實博士
- 一、思想問題 吉田熊次博士
- 一、農業問題 岡本農務局長
- 一、社會問題 田子社會課長

この研究會は、大正十一年一月開會の第二回以後産業組合協議會と改稱され、爾後毎年一回宛開催されてゐる。蓋し、研究會の内容が研究よりも協議を中心とするに至つたためであらう。

婦人講習會 この講習會は婦人に對して消費經濟に關する知識の發達を圖り消費組合の普及を期する「目的を以て中央會が之を主催し、大正十年九月に其の第一回を開催した。期間は九月八日より七日間、講習人員は申込者三十五名、内修了者二十一名であつた。講習科目及講師は左の如くであつた。

講習科目	講師名
産業組合概論	農商務技師 有働良夫
消費經濟概論	東京帝國大學教授 河津 暹
我國に於ける消費組合	産業組合中央會主事 左子 清道
外國に於ける消費組合	高野岩三郎
家計に於ける消費問題	

婦人と消費組合
住宅問題

社會政策及社會事業に於ける婦人の地位

當時我が國の消費組合運動は勃興期にあり、之に對する婦人の理解を促進するためにこの講習會が開始せられたのであつた。講師はいづれも斯界の權威者であつたにも拘らず、講習参加者が意外に少數であつた。當時消費組合に對する婦人の關心が未だ低かつたためであらう。爾後毎年一回東京若くは地方に於て開催されてゐる。参加者も其の後は著しく増加した。

産業組合實務講習會 この講習會は産業組合の實務に従事する者の技術向上を圖るためのもので、中央會が主催し大正十三年に第一回を開いた。講習員の資格は「滿十八歳以上にして現に産業組合の實務に従事し居る者又は中等學校卒業程度以上の學力を有し將來産業組合の實務に従事せんとする者」とし、定員五十名であつた。期間は同年六月一日より同三十日迄一ヶ月に亘り講習を実施した。第一回講習會に於ける講習科目及講師は左の如くであつた。

講習科目	講師名
産業組合概論	産業組合中央會參事 佐藤 寛次
産業組合の設立及解散	産業組合中央會主事 濱田 道之助
産業組合經營	佐藤 寛次
信用組合經營	産業組合中央會主事 左子 清道
市街地信用組合經營	農林技師 松元 友助
農業倉庫	

産業組合簿記

産業組合中央會主事補 徳永一之丞

科外講義

全國購買組合聯合會に就て

産業組合中央會主事 千石興太郎

産業組合中央金庫に就て

小平權一

この講習會は特に組合簿記に關する正確な技術を授けることを重要視し、單位組合の經營改善に努めた。當時一般に單位組合のこの方面の技術が低かつたので、産業組合の内容改善のために重要な企てであつた。爾後毎年一回之を繼續して實施した。

産業組合理論講習會 この講習會は臨時的のもので、昭和三年十二月に中央會の主催で開かれた。會期は十二月十五日より僅か四日間(監査講習會三日間を加へて通計一週間)に過ぎない短期間の講習會であつたが、世界經濟恐慌以後に於ける産業組合指導理論の轉換を示す劃時代的の企であり、講習科目及講師は左の如くであつた。

講習科目	講師名
信用組合原理	農林省米穀課長 小平權一
消費組合原理	東京商科大学助教授 緒方清
生産組合原理	専修大学講師 篠田七郎
産業組合比較法制論	中央會主事 濱田道之助
産業組合聯合會論	東京帝國大學教授 佐藤寛次
産業組合主義論	中央會主事 千石興太郎
勞農露西亞の産業組合政策	中央會主事 徳永清次

この講習會の講師は概ね産業組合指導者の最高ブレンを動員して行ひ、就中千石氏の産業組合主義論は當時の産業組合指導理論を代表したものであつた。この意味に於てかゝる企てはこれ以前には嘗て無く、之以後に於ては昭和九年宇都宮に於て開催された第一回産業組合研究会に對比せらるべき重要な意義を有するものであつた。

以上の外に産業組合中央會が直接開催したこの方面に關する講習會は、農業倉庫理事者養成講習會大正九年東京に於て開催、(大正十四年より毎年各地方に於て開催)、購買組合講習會(昭和三年より毎年各地方に於て開催)、産業組合製絲講習會(昭和四年五月東京に開催)等がある。右の内農業倉庫理事者養成講習會は、農林省の農業倉庫普及獎勵政策に基き、委託事業として中央會が之を實施した事業である。

尙ほ中央會が直接實施した講習會の外に、各支會が地方に於て講習會を實施したのは從來と同様であつた。これは主として單位産業組合役職員の技術向上を目睹したもので、多くは五日乃至八日間の短期間であつた。講習會の種類は其の目的に従つて、産業組合講習會、産業組合役職員講習會、産業組合理事者養成講習會、産業組合監査講習會、産業組合實務者講習會、産業組合法規講習會、産業組合經營講習會等極めて多種多様となり、各々其の對象に應じて講習會が行はれるに至つた。しかし、主とするところは産業組合の内容改善に力が注がれ、世界恐慌以前に於ける産業組合の普及設立を主とした講習會に對してこの時代の講習會の特徴が現れてゐる。又講習會の開催回数に於ても、世界恐慌以前に比較して著しくそれが増加した。

以上の外に農商務省、農林省の委託事業である産業組合長期講習會は引續き開催され、關東大震災の大正十二年を除き毎年繼續して之を實施した。又講習期間は講義科目の増加に伴ひ大正九年より三ヶ月に延長された。

以上に於て見た産業組合中央會及び各支會が實施したこの時期に於ける産業組合講習會は、其の種類が著しく多くなり、各々對象に應じて稍専門的の講習が實施されるに至つた。而して、産業組合振興刷新運動の前後の頃より産業

日本産業組合史
 外國産業組合
 産業組合法
 産業組合の經營
 産業組合ニ於テ取扱重要商品
 農業倉庫
 演習

擔任講師は中央會役員及主事、關係官廳の官吏が主として之に當り、其の外外部の人も多數任命された。其の後學科は若干變更されて科目が増加したが、期間の關係上大體に於て變化はない。尙ほ志村校長の私財に依り昭和四年に郊外千歲村に全生徒を收容する寄宿者が開設された。毎年の卒業生数は左の如くであり、其の大部分は中央會、支會、郡部會、又は全國購買組合聯合會、府縣聯合會等に就職し、單位産業組合の事業に従事する者は極めて例外である。

産業組合學校累年卒業生數

第一回	昭和二年三月卒業	二八名	第四回	同	五年三月卒業	三一名
第二回	同 三年三月卒業	二五名	第五回	同	六年三月卒業	二六名
第三回	同 四年三月卒業	二九名	計			一三九名

産業組合學校卒業生就職狀況

就職先	人數	就職先	人數
産業組合中央會	四名	産業組合中央金庫	二名
同 支會	一八名	全國購買組合聯合會	一四名
同 郡部會	一三名	縣廳(農林主事補)	一一名
産業組合聯合會	二五名	家業に従事	二〇名
産業組合	二〇名		

産業組合講習所 昭和五年以前に開設された産業組合講習所は、北海道産業組合講習所、新潟縣産業組合講習所、岡山縣産業組合講習所の三ヶ所である(産業組合年鑑「昭和十四年版三七七―三七九頁に依る」。但し、以上の産業組合講習所は、現在に於ても北海道産業組合講習所を除けば極めて短期間の開講(新潟縣産業組合講習所は一ヶ月、岡山縣産業組合講習所は二ヶ月)であり、當時有力な機能を發揮し得たとは考へられない。

北海道産業組合講習所は、元北海道産業講習所と稱し、産業に關する知識技能を授け公民として必要なる知識を修めしむるを以て目的とし、大正十年三月北海道廳が設立したものである。而して、之を第一部、第二部に分ち、第一部は地方農村の中堅人物の養成、第二部は産業組合及農業倉庫の實務者養成を目的とし、前者は大正十年四月第一回講習生を二十七名、後者は同年十一月第一回講習生十七名を入所せしめ講習を實施した。其の後毎年講習を繼續したが、大正十五年五月第一部が廢止せられて爾後第二部のみとなり、昭和四年四月に名稱を現在の北海道産業組合講習所に改稱した。

本講習所の定員は三十名、講習生の資格は年齢十八歳以上三十歳以下の男子にして身體強健にして高等小學校第二學年修了又は之と同等以上の學力を有し、現に産業組合又は農業倉庫の實務に従事し若くは修了後該事務に従事し得る見込確實なるものを入所せしめた。修業期間は六ヶ月とし、其の一ヶ月を實務練習に充てる。學科は組合簿記、組合經營、組合法規、倉庫經營事務處理登記、金融取引及保險、倉庫法規、珠算等の實務に主力を注ぐ様編成された。卒業生は毎日一樣でないが概ね三十名内外で、第十回迄に合計二百五十六名を送り出した。又卒業生の就職狀況は、北海道廳支廳二名、聯合會三名、産業組合百四十一名で、就職者の大部分が産業組合に就職し、其の他は明瞭でないが學歴及び講習所の性質上家業に就いたものと見られる(産業組合中央會「産業組合教育宣傳事業に關する調査」に依る)。以上の外に埼玉縣信用利用組合聯合會に於ては、大正十二年一月産業組合講習所を設置し、所屬組合より講習生を

募集して第一回に二十四名を入所せしめ、期間三ヶ月の講習を実施した(産業組合大正十二年四月二二頁参照)。其の後の講習所が何回開かれたか知り得ないが、永く継続されなかつたものと見られる。現在の産業組合實務者養成所は昭和八年五月開設であるから、右の産業組合講習所が一時閉鎖して後再び開かれたのであらう。

かくて産業組合學校乃至之に準じた教育機關は、世界經濟恐慌後に至り始めて實現するに至つた。しかし、中央會附屬の産業組合學校を除けばいづれも微々たる状態であつた。このことは當時の産業組合の經濟力が未だ弱く、自から教育機關を設置することが財政上不可能であつたばかりでなく、又一面教育機關に於て養成した者を一般の産業組合並に聯合會が職員として雇入れることが比較的困難であつたために外ならない。それは兎もあれ以上の産業組合教育機關が設置されたことは産業組合の進展を意味するものであつた。

尙ほ便宜上北海道産業組合講習所を茲で扱つたが、同講習所は前に述べた如く道廳の施設に係るものであり、嚴密に云へば産業組合系統機關以外の機關に依り設立されたものである。しかし、かゝる組合教育機關が早くより継続的に經營されたことは、一面北海道に於ける産業組合の發達が比較的で有力であつたことを示すものである。

(ハ) 出版事業 産業組合教育に於て出版事業が重要な役割を負擔することは云ふ迄もないことである。勿論出版事業は大日本産業組合中央會の設立以來行れたが、この時期に至り量的にも質的にも著しい發達を示した。一般組合員を對象とした通俗的のものは次に譲り、理論的並に技術的教育に關する中央會の出版事業を列擧すると次の如くである。

産業組合調査資料 産業組合中央會が一定の計畫の下に組織的の調査事業を實施した例は、大正十二年に實現した産業組合中央金庫並に全國購買組合聯合會設立に關する調査が其の最初であつたと云つて宜い。中央會はこの頃より産業組合に關する各種の調査事業に力を注ぎ、其の結果を纏めて逐次公刊した。即ち、産業組合調査資料がそれで、

第一回は大正十二年六月に「産業組合の金融調節機關に關する理論的考察」を産業組合調査資料第一輯として出し、其の後一ヶ年間に四、五冊の割合で刊行した。この資料は我が國の産業組合に關する特殊問題の調査を含み、又一面諸外國に於ける協同組合運動に關する調査並に翻譯に力を注いだ。

この調査資料の各冊の出版部数は多くはなかつたが、産業組合指導者並に關係者を啓發した効果は著しいものがあつたと見られる。勿論この中には産業組合教育に關する調査資料も含まれてゐた。昭和五年以前に刊行された産業組合調査資料中産業組合教育に關するものを擧げると左の如くである。

英國産業組合教育事業(産業組合調査資料第一二輯)

産業組合と活動寫眞に關する調査(同第二九輯)

産業組合の通俗宣傳に關する資料(同第三一輯)

産業組合講義錄 中央會は地方に於ける一般産業組合關係者に産業組合の知識を授ける目的を以て、大正十三年に通信講義の方法に依り産業組合講義錄を發行し、其後三回に互りて之を實施した。現在地方の産業組合幹部中にはこの講義錄に係り産業組合の初歩を學んだ人は尠くないであらう。同講義錄の科目及講師は左の如くであつた。

産業組合講義錄科目及び講師

科 目	講 師 氏 名
産業組合概論	農商務省參事官 竹 内 可 吉
諸外國に於ける産業組合發達史	産業組合中央會參事 小 平 權 一
産業組合法	産業組合中央會主事 濱 田 道 之 助
信用組合事業の經營	東京帝國大學教授 佐 藤 寬 次

市街地信用組合論	大藏省参事官	廣瀬	豐作
購買組合の經營	産業組合中央會主事	左子	清道
販賣組合の經營	同	西垣	恒矩
利用組合の經營	産業組合中央會主事補	徳永	一之丞
産業組合簿記	農務	安田	二見
産業組合登記及届出報告に關する事項	農商務事務官	田中	長茂
農業倉庫法	農商務技手	松元	友助
農業倉庫の經營	産業組合中央會主事	千石	興太郎
産業組合中央會	産業組合中央金庫理事	三輪	龍揚
産業組合中央金庫の組織及其の機能	全國購買組合聯合會	千石	興太郎
産業組合の施設する電氣工作物	逓信省事務官	小平	權一
金融		益田	太郎
手形		三浦	義道
損害保險			

産業組合年鑑 昭和三年に第一回を出し爾後毎年之を繼續して出版した。從來産業組合に關する全國統計は農林省の「産業組合要覽」が唯一のものであり、この年鑑は産業組合全般の情勢を一般に報告する趣旨の下に編纂された。蓋し、この年鑑は、其の内容は別としてイギリスのC.W.Sが年々發行する Peoples Year Book に對比せらるべき意

義を持つものである。

産業組合講座 我が國の産業組合は、前述の如く世界經濟恐慌後に於て各種の全國的聯合機關が完成され、其の體系が整備し、又一方先進國の協同組合事情が熱心に紹介され、産業組合調査事業の効果と相俟つて、昭和三、四年の頃には産業組合の理論體系が一應成立するに至つた。即ち、昭和三年十二月に開かれた産業組合理論講習會の如きそれを示す一つの指標であり、又同昭和四年より同六年に互つて完成した産業組合講座の發行は其の決定版であると云ふことが出来る。曩に刊行した産業組合講義録は極めて初歩的のものであつたが、この産業組合講座は更に理論的内容が盛られ、産業組合の實際に深い影響を及ぼした。因にこの講座は完結後に更に版を重ね、多數の讀者に迎へられた。産業組合講座の科目及び擔當者は左の如くであつた。

産業組合講座内容及執筆者	執筆者
第一卷 産業組合法二十講	濱田道之助
利用組合經營	有元英夫
第二卷 外國産業組合史(上)	篠田七郎
同 (下)	中央會調查部
第三卷 産業組合簿記	徳永一之丞
購買組合經營	傳田政治
第四卷 産業組合概論	千石興太郎
産業組合經營總論	佐藤寛次

第五卷	農業倉庫業法	農林事務官	周東英雄
	農業倉庫經營	農林技師	松元友助
第六卷	日本産業組合史	産業組合中央會主事補	辻元誠
	産業組合登記概説	司法省書記官	小堀保
第七卷	消費組合經營	産業組合中央會主事補	金井滿
	蔬菜果實の販賣組合	帝國農會	勝賀瀬質
	米穀販賣組合	産業組合中央金庫主事	井上龜五郎
第八卷	産業組合監査	産業組合中央會主事	徳永一之丞
	製絲販賣組合	産業組合中央會講師	早川直瀬
	畜産物販賣組合	農林事務官	井關善一
第九卷	信用組合經營	東京帝國大學教授	佐藤寛次
	日本産業組合法改正史	産業組合中央會主事	濱田道之助
	産業組合法問答百餘題	産業組合中央會主事補	辻同誠
第十卷	販賣組合經營總論		
	系統機關論		
	一、産業組合中央會論	産業組合中央會主事	千石興太郎
	二、産業組合中央金庫論	産業組合中央金庫主事	小平權一
	三、全國購買組合聯合會	産業組合中央會主事	千石興太郎

四、製絲組合聯合會			
第十一卷	産業組法定款の研究	同	高山梅治
	産業組合判例の研究	同	高田二平
	産業組合關係判例要旨及通牒處分例集	演	濱田道之助
第十二卷	本邦産業組法定款並諸規程集	調	濱田道之助
第十三卷	先驅者思想家の列傳集	小	小平權一
	産業組合外國論文集	小	小平權一
第十四卷	各國法制研究及各國産業組法定款	小	小平權一
第十五卷	産業組合業務の法律關係	演	濱田道之助
二、組合員教育			

一般組合員を對象とした教育事業も大體に於て産業組合振興刷新運動を轉機として著しく發達した。この方面に對する教育の手段は、出版に依るもの、産業組合記念日又は産業組合の意義を象徴する組合歌及び組合旗等の制定、映畫レコード等に依り産業組合の主旨徹底を圖る等がそれである。中央會に於て實施したこれ等の事業を列挙して概観する。

家庭雜誌「家の光」大正十四年産業組合法發布二十五周年記念事業の一つとして計畫され、同年五月に創刊第一號が發行された。この雜誌の目的は、全國の産業組合員に産業組合の主旨を理解せしめ、それを家族に迄徹底するためであつた。従つて、内容は極めて平易な讀物を主として編輯された。發行部數は創刊當時は月平均二萬部内外であつたが、其の後漸次増加して昭和三年には月平均二萬二千部となり、翌四年には同四萬二千部に更に五年には同八萬九千

部に躍進的の増加を來した。勿論昭和七年以降に於ける發行部數の増加に比較すれば微々たる數ではあつたが、當時に於ける試みとしては異數の成功であつた。毎年の發行部數を示すと左の如くである。

「家の光」發行部數

年	印刷部數	販賣部數
大正一四年	一九一、八〇〇	一八三、七四七
昭和元年	二一、三〇〇	二〇六、二五六
同二年	一九五、七〇〇	一九一、三二二
同三年	二七三、七〇〇	二六八、二〇一
同四年	五〇七、五〇〇	四五四、一三〇
同五年	一、〇七八、〇〇〇	九九二、四六六

産業組合宣傳叢書 産業組合の主旨竝に産業組合の諸問題を廣く一般に宣傳する目的を以て、昭和二年以來隨時に刊行した。いづれも三、四十頁のパンフレットであるが、中には數十版も版を重ねたものもあり、産業組合の諸問題を一般に理解せしめるために少なからざる貢献をしてゐる。又この中には千石興太郎氏の「産業組合主義經濟組織の話」(昭和四年三月刊)及び、那須皓氏の「産業組合の本質と將來の社會」(昭和五年二月刊)等の如き當時の産業組合指導理論を平易に説いたものも含まれてゐた。

産業組合記念日の制定 中央會は大正十五年に産業組合發布の三月六日を産業組合記念日とし、この年第一回産業組合記念日の實施を全國の産業組合に指示した。

これより先海外に於ては國際協同組合聯盟が一九二二年より七月の第一土曜日を協同組合デーとし、聯盟に加盟した全世界の協同組合がこの日一齊に協同組合思想の宣傳及び協同組合の發達を祝する示威運動を實施することにした。

た。又我が國に於ても組合記念日制定の要望が起り、長野縣に於ては大正十四年に九月一日の産業組合法實施記念日を以て縣下の産業組合が各種の記念事業を實施した。茲に於て中央會は前記の如く組合記念日を制定し、組合員に組合意識を喚起すると共に、一般に對しても産業組合を廣く宣傳する施設を實施することにした。

中央會が第一回産業組合記念日に當り、各組合に指示した事項及び其の計畫事項は次の如くであつた。

甲 指示事項

- 一、毎年三月六日(産業組合法發布の日)を以て産業組合記念日となすこと、但し産業組合日、産業組合デー等の如き名稱を用ふるも差支へなきこと。
- 二、各組合は産業組合記念日を期して組合主義の普及、組合員の共同團結、組合事業の發展等に適當なる方法を定め之を實行すること。
- 三、本會及各支會に於ては宣傳ポスターの作製、印刷物の配布等を行ひ尙各組合の施設事項に付可及的便宜を圖ること。
- 四、各組合は其の地方の状態、組合の事情等に應じ任意の方法を實行すること。
- 五、各組合に於て實行すべき事項の主要なるものを例示すれば左の如し。
 - (一) 産業組合事務所に國旗及組合旗を掲揚すること
 - (二) 組合店舗特別賣出
 - (三) 組合員各戸に國旗の掲揚
 - (四) ポスター、小冊子類の配布
 - (五) 全組合員の貯金實行

- (六) 全組合員の組合取扱品の購買販賣又は設備の利用
 - (七) 未加入者の加入
 - (八) 出資の増口
 - (九) 組合員の總集會を催し、講演會、茶話會、展覽會、運動會、音樂會、活動寫眞、簡單な祝宴、假裝行列、旗行列、提灯行列等を行ふ
 - (十) 詩歌、俳句、川柳、俗語等の懸賞募集又は其の發表
- 乙 實 行 事 項
- 一、ポスター配布「産業組合記念日」三月六日「の字を入れ、赤字にして印刷せるポスター三萬枚を各道府縣支會を通じて各組合に配布した。
 - 二、電車切符廣告宣傳 東京市内の電車乗換切符の裏面に宣傳記事を廣告し、一般市民に産業組合の何物なるかを知らしめた。
 - 三、ラヂオ放送 三月六日午後七時二十分より東京放送局に於て志村會頭が「産業組合に就て」と題し、約三十分交互つて講演を放送した。
 - 四、記念祝賀會 中央會職員一同は當時業を休み、事務所樓上にて午餐を共にし祝杯を舉げて産業組合運動の隆盛を祈つた。
- 産業組合記念日は大正十五年以後毎年實施され、年々盛大に行はれる様になつた。又實施事項も大體に於て年々同様で、この當時に於ては海外の國際協同組合デーに倣つて街頭の示威運動が盛んに行はれた。ラヂオの記念日放送も會頭若しくは中央會關係者が年々放送をなした。

組合旗・組合歌の制定 大正十五年第一回産業組合記念日制定に當り、産業組合の意義を象徴した組合旗が要望せられたが、同年の記念日迄には圖案決定に至らず、同年八月現在使用されてゐる櫻花に共存同榮の文字を配した圖案に依り、組合旗が製作され中央會より之を發賣した。又之と同時に同一の圖案で組合徽章を製作した。組合歌は、中央會に於て産業組合普及宣傳のために其の必要を痛感し、大正十五年五月、懸賞募集を爲したが適當なるものが得られず、昭和二年西條八十氏に作歌を委嘱し、更に作曲は小松耕輔氏に依頼して之を得、昭和三年第三回産業組合記念日に間に合はしむる様組合歌及び曲を三萬枚印刷して全國に配布した。之が彼の「深山の奥の柚人も」の組合歌である。又女流聲樂家齋藤靜子女史の吹込に依り組合歌のレコードを製作して發賣した。

かくして制定された組合旗及び組合歌は勿論組合員教育のためのものではないが、之に依つて一般組合員に組合意識を喚起するために尠なからざる効果を擧げ得たことは云ふ迄もないことである。

組合映畫、組合レコードの製作 産業組合を主題とし、其の宣傳を目的とした映畫の製作は、大正十年六月に「世は持合」が最初で、次に大正十二年五月に「磐石に築く」が勤儉貯蓄獎勵のために製作され、大正十四年六月には産業組合法發布二十五周年記念事業として、シナリオを懸賞募集し、「輝きの前に」、「金の行衛」、「努力の賜もの」の三本を製作した。大正十五年以後各支會に於ても産業組合映畫の製作に着手し、其の數が増加した。昭和三年調査に依る産業組合映畫を列擧すると左の如くであつた。

- 一、「世は持合」 全四巻 大正十年六月 左子清道原作 産業組合宣傳映畫劇
- 二、「磐石に築く」 全三巻 大正十二年五月 活動寫眞資料研究會創作 勤儉貯蓄獎勵映畫劇
- 三、「輝きの前に」 全五巻 大正十四年六月 荒川清原作 産業組合法發布二十五周年記念懸賞首席當選
- 四、「金の行衛」 全二巻 大正十四年六月 高田二平原作 産業組合法發布二十五周年記念懸賞次席當選

- 五、「努力の賜もの」 大正十四年六月 高田二平原作 産業組合法發布二十五周年記念懸賞當選
- 六、「村の榮」 全八巻 大正十四年七月 産業組合事業宣傳映畫劇
- 七、「落穂の頃」 全五巻 大正十五年十一月 馬場光三原作 産業組合宣傳映畫劇
- 八、「輝きの郷」 全六巻 昭和二年十二月 「歸雁の聲」改作 産業組合宣傳映畫劇
- 九、「故郷の山」 全四巻 昭和三年四月 佐々木李郎原作 産業組合宣傳映畫劇
- 十、「生ける道」 全一巻 昭和三年五月 岡山支會撰 産業組合宣傳映畫劇
- 十一、「愛と汗」 全四巻 調査當時未完成 長野支會作 製絲組合宣傳映畫劇

備考 産業組合中央會「産業組合と活動寫眞に関する調査」に依る。

尙ほ以上の外に右の調査書に依れば、「優良組合實寫」、「東北産業組合大會」、「埼玉縣第一回産業組合大會」、「埼玉縣第一回購買組合大會」、「産業組合活動の様々」等の短篇ものが各地で製作され、其の外「庄吉が幸福になつた理由」は廣く普及し、右の調査書では「産業組合に関する以外のもの」に入れてあるが、其の内容は産業組合映畫であること云ふことである。（鎌山博「産業組合映畫の教育的價值」産業組合「昭和十三年九月八五頁参照」）

これ等の組合映畫は各組合に於て利用され、其のストーリーは組合員のみならず一般の觀衆に産業組合の主旨を理解せしむべく構成されてゐたが、しかし、一般常設館に於て上映するに足る興行價値を持つものではなく、主として組合員教育に利用される程度に過ぎない程度のもものと見られる（組合映畫のストーリーは前記調査書に収録されてある）。産業組合に関するレコードの製作は、大正十二年に會頭平田東助氏の吹込みに依り「共存同榮」を製作發賣し、次に前述の如く昭和三年に豊樂家齋藤靜子女史の吹込みに依り「産業組合歌」を製作發賣した。兩者共に組合の總會其他に於て廣く利用された。

尙ほ以上の外に、昭和三年秋御大典を擧げさせらるゝに當り、産業組合に於ても御大典記念事業の計畫が立てられ、其の一項に「組合員教育に関する事項」があり、各組合に於て實施すべき事業として、一、記念講演會、二、組合員の表彰、三、家族慰安會、四、圖書館及巡回文庫の設置、五、青年男女産業組合研究會の組織、六、小學校模範購買組合の獎勵、七、組合員教育基金の設定等が決定せられ、全國各組合に於ては之に従ひ各種の組合員教育事業が實施された。昭和五、六年の頃より急速に發達した産青聯組織の如きも、其の淵源を右の青年男女産業組合研究會に發してゐるものが少なくないと見られる（註一）。

（註一）産業組合青年聯盟の組織は、最も設立の時期の早いものは大正の末年に成立したが、全府縣區域の團體としては昭和二年一月岡山縣産業組合聯盟が組織され、昭和三年秋長野縣産業組合青年聯盟愛知縣産業組合青年聯盟が組織され、其の他神奈川秋田富山等にも類似的の青年職員を中心として團體が組織された（「産業組合年鑑」昭和七年版二七八—二八八頁参照）。しかし、これ等の團體は産業組合の職員のみを組織であり、一般組合層に向つて組織が進められたのはかゝる團體の組織よりも遙かに後のことであり、産業組合教育方針が組合員教育を重要視するに至つた後のことである。

以上に於て見た如く、組合員に對する系統機關の教育施設は、大正十四年の産業組合法發布記念事業の實施を契機として各種の手段が次々に設けられ、急激な發達を示した。而して、これ等の教育手段の内容が著しく平易化され、一般組合員大衆に向つて呼びかけることに其の重點が置かれるに至つた。これは世界經濟恐慌以前に於ける組合員教育の手段に比して全く劃期的の變化であり、又一大進歩であつたと云はねばならぬ。

三、産業組合の宣傳並に未組織者教育

産業組合の意義を廣く宣傳し又未組織者に對する組合教育は、組合員教育と密接不可分の關係にあり、殊に大正十五年以後實施された産業組合記念日の催し及び、産業組合宣傳出版物並に産業組合映畫の製作の如きは兩者の目的を

同時的に兼ね行ふものである。しかし、茲では主として組合員以外的一般大衆に對する教育を目的とした事業に付て見ることとする。

教育者産業組合講習會 この講習會は、實業學校の教育を通じて産業組合に關する正しい知識の普及を期するた
めに、師範學校、實業學校、教員養成所及實業補習學校の法制經濟又は實業科受持教員に對して行ふものであり、大正
十三年より毎年中央會が之を實施した。期間は五日間の短期である。大正十五年迄は年一回宛東京に於て實施した
が、昭和二年以後地方に於て數ヶ所に分けて實施し、師範學校教諭、産業組合講習會と改稱した。

尙ほ昭和二年より右の講習會とは別に、中央會の援助の下に支會に於て教育者産業組合講習會を毎年開催せしめる
ことにした。この講習會は、小學校補習學校の教職員を主とし、一日乃至五日間の講習會を、縣下各所に於て實施せ
しめることにした。科目は中央會に於て編纂した「教育者産業組合講習會講義要項」に依らしめ、教育者として必要な
産業組合の概念を得るを目的としたものである。

ラヂオ放送 前に述べた如く大正十五年三月六日に第一回産業組合記念日舉行以來、毎年三月六日には産業組合中
央會關係者の記念放送が行はれた。ラヂオの著しい普及及最近のことであり、現在に於ても其の大部分の聴取者が都
市居住者である關係上、この記念放送は寧ろ一般未組織大衆に對する組合教育であると見做すべきものである。毎年
の放送者及び講演の題は左の如くであつた。

産業組合記念日ラヂオ放送

大正一五年三月六日	講演題目	講演者
産業組合に就て	會頭 志村源太郎	

昭和二年三月六日	産業組合と自治	理事 岡實
同 三年三月六日	産業組合話	講師 那須
同 四年三月六日	産業組合の理想郷	顧問 柳田 國男

備考 東京中央放送局より放送

以上に於ける産業組合系統機關の組合教育の検討を通じて、我が國に於ける産業組合教育がこの時期に至り、全く
飛躍的發展を遂げ、其の内容に於てもそれ以前に比して全く面目を一新したことが理解されたであらう。而して、
現在の産業組合體系の樹立がこの時期に爲されたと云つて過言でない。

かゝる組合教育の發達は、勿論一般社會情勢の變化並に産業組合の發達に對應した結果であるが、しかし一面世界
經濟恐慌を契機として強化された産業組合系統機關の強化（註二）並に、其の陣營の刷新（特に人的要素に於て）に依
るところが多かつた。従つて、系統機關のかゝる教育施設の發達が、同時に下級の各町村産業組合の組合教育を一新
したと見るのは早計である。この點に就ては項を改めて検討を試みる。

（註一）産業組合中央會の強化を其の財政の收支額の増加に依つて見るに左の如くである。

産業組合中央會累年收支決算

大正	八	九	一〇	一一年	一二年	一三年
收 入	五四、九一〇	九二、一四五	一一二、二〇九	一一五、六五一	二二二、一八九	一四九、〇三六
支 出	四二、六九八	八二、一六九	一〇二、二三六	一〇五、五一七	一二二、八〇九	一三七、二七四
會 員 數	一一、三八〇	一一、九一五	一二、一八五	一二、六一四	一二、九一二	一一、三九二

同 一 四 年	一六七、七八二	一五七、八三三	一一、六七〇
同 一 五 年	一六五、六七九	一六〇、八六四	一三、〇三三
昭 和 二 年	一八七、二七一	一八一、四七六	一一、五二七
同 三 年	一七六、二二四	一七五、一四八	一一、六二二
同 四 年	一七六、五〇二	一七四、九九八	一一、五一〇

備考 収入中には交付金を含む(大正八年一五千圓、同九年一同一千四百〇千圓、同一二年三八千圓、同一三年四六千圓、同一四年一昭和元年四五千圓、昭和二年六一千圓、同三年五六千圓、同四年五五千圓)。
 會員數は正會員と賛助會員の合計數。
 産業組合中央會「産業組合年鑑」昭和三年―同七年に依る。

三、町村産業組合に於ける組合員教育

大正九年の經濟恐慌を契機として、農村經濟が激變し、俄然小作爭議が各地方に普及するに至つた。而して、地主小作間の對立激化の影響が農村事情の各面に及び、産業組合も當然其の渦中に捲き込まれるに至つた(註)。其の結果、農村に於ける産業組合は小作爭議の豫防乃至解決に關與し、組合員教育に於てもこの點に重大なる關心を示すに至つた。

(註一) 小作問題と産業組合の關係は、昭和二年産業組合中央會が調査した「産業組合と小作問題に關する調査」(産業組合調査資料第二十七)に詳しい。

産業組合が小作問題に對して實施した對策は、自作農の創定維持と耕地管理の二つである。自作農の創定維持は小作人の耕地買入れを奨励し、土地購入に必要な資産を産業組合が貸付け、年賦償還の方法に依り返済せしめる方法である。又耕地管理は、小作地の管理を組合に委託し、組合より小作人に貸付ける方法で、地主小作の間に産業組合が

介入し、兩者の調停を圖るのである。前者は大正十年頃より各地で行はれ、其の後府縣に於て之を援助したものが少なからず、大正十五年より政府が自作農創設維持政策を採用して一層強化された(註二)。後者は愛媛縣温泉郡余土村の産業組合が大正三年より實施し、其の後大正十一年より兵庫縣農會の奨励に依り同縣下に於て集地的の發達を遂げ、又各地方に於てもこの方法を實施した組合が増加した(註三)。これ等の事業は、從來に於けるが如き單なる申合せに依る勤儉貯蓄の奨励、又は講演會等に依る精神的の組合員教育のみにては産業組合の使命達成が困難になつて來たことを示すものに外ならない。

(註二) 産業組合に依る自作農創設の實例は、大正十年以前の狀況は農商務省農務局「第五回産業組合主任官協議會要録」(一四七―一八七頁)に各府縣の報告が集録されてゐる。又昭和二年現在の調査は、産業組合中央會「産業組合と小作問題に關する調査」一〇五―一四〇頁に詳しい。

(註三) 産業組合に依る耕地管理の實例は、前掲「産業組合と小作問題に關する調査」一六六―二〇〇頁参照。

併し乍ら、土地制度の矛盾を基柢とする小作問題の根本的解決は、産業組合に依る部分的對策にては固より困難であり、小作爭議は益々増加した。勿論産業組合の對策に依り小作爭議を未然に防止し、又小作爭議を解決せしめた例は絶無ではないが、一般的には寧ろ産業組合の社會性が農民運動の發展に依り批判される立場に置かれた。即ち、從來産業組合の組織外に置かれてゐた貧農達が一度農民組合に組織されると、其の一部門の事業として購買販賣事業を經營する組合が續出した(註四)。又一方産業組合自體に於ても經濟恐慌以後農村經濟の激變に伴ひ信用事業の停滯(貸付金の固定及び擔保資産の不良化)が現れ、信用組合中心主義よりの四種兼營への移行、特に販賣購買事業への進出が必要となり、組合事業の對象を中農層より更に一層廣汎な貧農階級に擴大することが要請されるに至つた。茲に於て産業組合の小作問題に對する對策は、自作農創設資金の貸付並に小作爭議の調停等の如き部分的の對策より、産業組合としてより積極的の事業である購買販賣事業部面に於て貧農階級を産業組合に引入れることが強調されるに至つ

た。この點に就て千石氏は、會報「産業組合と小作問題」號(昭和二年七月)號の卷頭に次の如く述べてゐる。

「小作人に取りては全然利用なし得ざる、又利用する自己の福利を増進なし能はざるどころか、寧ろ犠牲を支拂はざるべからざる、現在の營利を目的とする資本主義的經濟機關を農村より敬遠して、之に代るべき自分たちの相互的結合による民衆的經濟機關を樹立することは、小作問題の解決に取りて絶対に除外すべからざる重要事項であつて、之が爲には現在の産業組合を更に一層民衆化して、之れを農村唯一の經濟機關として積極的に活動せしむることとが、小作人に取りて、實際問題として最も價値あるものである。」

當時に於ける小作問題の進展と、一方かゝる産業組合の要求は、共に個々の單位産業組合の經營方針に反映して貧農を産業組合の組織に引入れ、且つ組合を利用せしめることが考慮されるに至つた。

(註四) 前掲「産業組合と小作問題に関する調査」に、「産業組合類似事業を行ふ小作人組合」として調査されてゐる(同書五九一六八頁参照)。

以上の如き情勢の變化に應じ、昭和三年の全國産業組合大會並に翌四年の支會役員協議會に於て組合員教育に関する問題が始めて全産業組合の問題として採り上げられた。即ち、昭和三年の第二十四回全國産業組合大會に於て、中央會提出協議問題として提出された「産業組合の組合員に對し産業組合主義の普及徹底を期する爲め實行を要する事項」がそれであり、又昭和四年の第三十二回支會役員會に於て同じく中央會より提案された「産業組合教育委員會設置方針に関する件」がそれである。この二つの議案の決議は、爾後に於ける組合員教育の基本方針となつた重要なものであるから、稍長文であるが其の全文を次に引用する。

産業組合ノ組合員ニ對シ産業組合主義ノ普及徹底ヲ期スル爲メ實行ヲ要スル事項

決議 我國ノ産業組合運動ハ近時著シク發達シタルノ觀アリト雖、四百萬ノ大衆ヲ包容スル一七協同事業トシテ

實績未ダ貧弱ナルヲ免レザルハ組合員ノ多數ガ産業組合設立ノ意義ヲ理解セズ常ニ産業組合主義ニ背反スルノ行動ヲ執ルコト其一因ナリト謂フベシ固ヨリ組合ノ發達ハ事業經營ノ局ニ當ル理事其ノ人ノ精神人格及技倆ニ依ルコト甚大ナルモノアリト雖、組合員ニシテ能ク之ト親和協調スルニアラズンバ組合ノ發達ハ決シテ所期スルコトヲ得ザルベキヲ以テ今後益々組合員ニ對スル産業組合教育ノ普及ヲ圖リ産業組合主義ヲシテ組合員ノ經濟生活ノ基調タルニ至ラシムルコトハ極メテ緊要ノ事ナリトス

現時産業組合教育ニ付テハ産業組合中央會、同支會及郡市部會ニ於テ施設實行スルトコロアリト雖、四百萬ノ組合員ニ對スル産業組合教育ノ普及徹底ハ主トシテ組合ニ於テ施設實行スルニアラズンバ之ヲ完フスルコト能ハザルモノナルヲ以テ今後全國ノ産業組合ハ中央會、同支會、郡市部會及關係各官廳ト聯絡シテ組合員ノ教育ニ對シ最善ノ努力ヲナサザルベカラズ仍テ左記事項ヲ決議シ其ノ實行ヲ期ス

- 一、組合ハ其ノ經營方針ニ産業組合主義ヲ徹底セシメ共存同榮ノ實ヲ擧グルニ努ムルコト
- 二、組合役職員ハ産業組合運動ニ關スル研究ヲ怠ラス常時産業組合主義ノ高調ニ努ムルコト
- 三、組合ハ機會アル毎ニ講習會、講演會、協議會等ヲ開催シ又教育、宣傳用ノ小冊子其ノ他各種ノ印刷物ヲ配付シ以テ組合員及其ノ家族ヲ教育シ産業組合主義ノ闡明ニ努ムルコト
- 四、組合ハ支會主催教育者講習會ニ對シ學校教員ノ出席ヲ勸誘シ産業組合ニ理解アル教育者ノ増加ヲ圖ルコト
- 五、組合ハ部落又ハ町村ヲ單位トシ青年男女ヲシテ産業組合研究會ヲ組織セシメ又ハ青年會、處女會等ヲシテ産業組合ノ研究ヲナサシメ以テ産業組合主義ヲ理解セル青年男女ノ養成ニ努ムルコト
- 六、組合ハ組合役職員及組合員中ヨリ教育委員ヲ選任シ組合員教育ニ關スル事業計畫ヲ定メ其ノ實行ヲ期スルコト
- 七、組合ハ組合員教育ノ爲ニ前年度ノ剩餘金ノ百分ノ五以上ヲ標準トシテ支出スルコト

- 八、支會及部會へ講師ノ派遣、圖書印刷物ノ配布、組合教育委員會ノ指導等ニヨリ産業組合教育事業ノ完成ヲ期スルコト
- 九、中央會へ一層優秀ナル圖畫、パンフレット、リーフレット、ポスター等産業組合運動ニ關スル教育、宣傳ノ資料ヲ繼續的ニ刊行スルコト
- 産業組合教育委員會設置方針ニ關スル件

決議

- 一、産業組合へ組合員、其ノ家族及區域内未加入者ニ對スル産業組合主義ノ教育及宣傳ノ爲メ教育委員ヲ設置スルコト
- 二、教育委員へ組合役職員、組合員及小學校、教育會、農會、青年會、婦人會等ノ役職員中ヨリ組合長之ヲ囑託スルコト
- 三、教育委員へ教育委員會ヲ組織シ毎年組合ニ於テ執行スヘキ教育及宣傳ニ關スル事業ニ付調査審議ヲ行ヒ事業計畫ヲ樹ツルコト
- 四、教育委員ノ從事スベキ事業左ノ如シ
- 1 講演會、講習會、協議會等ノ開催
 - 2 組合報、小冊子、ポスター、ピラ等ノ配布及刊行
 - 3 優良圖書ノ紹介斡旋及圖書室ノ管理
 - 4 産業組合記念日事業ノ計畫並實行
 - 5 組合視察團、娛樂會、遠足會、運動會、參拜團等ノ計畫並實行

- 6 小學校及補習學校等トノ聯絡
 - 7 區域内教育的團體、教育會、青年會、婦人會、處女會、寺院、神社等トノ聯絡
 - 8 其他産業組合教育宣傳ニ關スル事項
- 五、教育委員へ常時産業組合運動ノ原理及實際ノ研究ニ努ムルト共ニ時々研究會ヲ催シ又ハ可成ク産業組合中央會、支會及部會主催ノ協議會、大會、講習會ニ出席スルコト
- 六、教育委員ハ數ヶ町村又ハ郡市等ノ區域ニ依リ聯合シ機會アル毎ニ共同宣傳ヲ行フコト
- 七、組合へ教育ニ關スル事業執行ノ爲メ前年度ノ剩餘金ノ百分ノ五以上ヲ標準トシテ其ノ經費ヲ支出スルコト
- 八、支會、部會へ教育委員ノ爲メ特別ノ協議會等ヲ開催スルコト
- 九、産業組合中央會へ教育委員ノ活動ヲ便ニスル爲メ産業組合教育及宣傳ノ資料ヲ刊行スルコト
- 右の二つの決議に於ける特徴は、單位組合に於ける組合員教育を特に重要視し、教育委員會の設立並に青年男女の産業組合研究會の奨励等が教育方法に於ける新しい試みであり、又其の内容に於ては産業組合主義の強調が新しい意義を示すものである。更に一面よりこの決議を見れば、産業組合教育の組織的統一、即ち、系統機關を中心とした新しい産業組合體制の確立に照應して、單位組合の教育組織再編成の第一歩を踏み出したと云ふことが出来る。又其の思想内容より云へば、從來の訓育部の觀念を脱却して新しい教育委員會と云ふ考へ方に變化して來た。
- 併し乍ら、右の如き組合教育の方針が直ちに決議通り實踐されたと見るならばそれは誤りである。勿論部分的には決議を實行に移した組合があつたとしても、一般的には其の實行が困難であり、唯組合員教育に對する一般の關心が昂まり、右の如き方向に進み始めたと云ふに過ぎなかつた。しかし、單位組合は刻々に深化した經濟恐慌の嵐を前にして、經營の立直しのために未組織大衆を組合に引入れることに依り其の活路を見出した。組合員教育も當然其の方

向に進んだ。

七四

四、世界恐慌以後に於ける産業組合思想の展開

大正九年の經濟恐慌以後に於ける産業組合の主要動向は、既に述べた如く大正十四年の産業組合振興刷新運動を樞軸として、信用組合中心より四種兼營へ、又富農中農層より全農民層への發展的移行であつた。而して、かゝる轉換にはそれを基礎付ける産業組合理論の發達を促した。其の最も代表的の指標は所謂産業組合主義である。併し乍ら、かゝる産業組合内に起つた理論的變遷も、單に産業組合のみの情勢に起因したと見るのは素より誤りであり、社會思想一般の轉換が齎した變化に照應したのに外ならなかつた。

我が國に於ける社會主義思想は大正七、八年の頃を旋廻點として、急激な變化を遂げた。即ち、この頃より資本主義の基調を爲すところの民主主義的思想が思想界を風靡して、其の政治的表現である普選獲得運動が白熱化した。又一方其の後に於ける労働運動、農民運動等の社會運動の發達は、民主主義の限界を越へて資本主義體制と對抗的關係にあるところの社會主義思想の成長を促し、社會運動の原理とされるに至つた。

産業組合を支配した思想もかゝる一般社會思想の變遷の埒外に置かれるべきものではなく、多かれ少なかれ其の影響を受けた。更に産業組合思想に多くの影響を及ぼしたものは、海外先進國に於ける協同組合運動の紹介に其の運動との交流關係であつた。即ち、海外協同組合の紹介は先に述べた如く産業組合中央會が最も力を注いだところであり、産業組合調査資料の出版の如き其の代表的のものであつた。又海外産業組合運動との關係は、曩に大正三年産業組合中央會が國際農事協同組合 (International League of Agricultural Cooperative Societies) に加盟し、次に大正十年バーゼル市に開かれた國際協同組合聯盟 (the International Cooperative Alliance) の第十回大會に那須時氏を代表

として派遣し、次で大正十二年に加入し、翌十三年九月白耳義ガンに於ける第十一回國際協同組合大會には代表者馬場由雄、本位田祥男兩氏を出席せしめた。又昭和二年ストックホルムに開かれた第十三回國際協同組合大會には、中央會參事荷見安氏が代表として出席した。この頃より我が國は全國的産業組合大會の開催に當り海外の協同組合と祝辭を交換し友誼的關係をなした。

さて以上の如き一般社會情勢並に産業組合の動向を背景として、産業組合思想は如何なる展開を示したか。

産業組合主義はこの轉換期に於ける産業組合の新しい指導原理として強調されたが、しかし、一つの新しい思想内容を持った主張が産業組合全體の指導性を樹立する迄には、一定の準備期間が必要であり、又其の先驅的主張が當然ある筈である。かゝる意味に於て、平田氏の後を繼いで會頭に就任された志村源太郎氏の産業組合に對する見解は、産業組合思想轉換の萌芽を、ハッキリ示したものであると云ふことが出来る。同氏は大正八年四月、岡山市に於て開かれた第十五回全國産業組合大會に於て、「近代思想と産業組合」と題して次の如く述べられてゐる。

「先刻もお話になりました(内田銀藏博士の大會講演)デモクラシー、民本主義、此事柄が、近頃流行の新潮流であるやうであります。是に就きましては種々解釋が御座いませう。さりながら、是を大體に總括して見まして、是は何であるかと云ふと、多數の者の權利、多數の者の利益、是を尊重し是を保護して行くと云ふ事だらうと私は極めて通俗的に解釋するのであります。即ち、少數者の權利を確保して、其の幸福を謀ると云ふ少數主義に對する民本主義なるものであらうと思ふのであります。然る以上は、是は多數者の利益を謀る、多數の權利を確保するものとして、大體に謬りなからうと思ふのであります。吾産業組合は、如何なるものであるか、其の地方、其の町村に於て、多數を占めて居る小農、小商工業者の福利を謀り、其の權利を尊重して行く處に素地を成すべき事業であります。然る以上は、其の主義は正に民本主義とよく合致すると云ふ事を思ふのであります。」

右の志村氏の産業組合に對する見解には、時代の社會思想の動向に對して敏感な進歩性と、産業組合の社會性に對する抱擁力のある理解が窺れる。

次に大正十年五月に大分市に於て開かれた第十七回全國産業組合大會は、産業組合思想の展開過程に於て注目すべき決議を行った。即ち、同大會に於て中央會より「我が國現時の情勢に對して吾人産業組合に従事するものは如何に處すべきか」を協議事項として提出し、協議の結果次の如く決議した。

決議

益々勤儉力行ヲ獎メテ産業ノ發展ヲ促シ思想ノ善導ニカムルコト

説明 近來消費一般ニ増加シ殊ニ戦後ノ好況ニ伴ヒ益々其傾向ノ甚シキヲ見ルル今ヤ經濟反動ノ時ニ方リ大ニ警戒シテ勤儉力行ヲ獎ムルヲ必要トス又方今思想ノ動搖ニ際シ殊ニ戦後其推移ノ未ダ測ルベカラザルモノアリ宜ク益々風教ノ涵養ニカメザルベカラズ

共存同榮ノ主旨ニ則リ組合ノ發展ヲ期シ進テ社會經濟ノ匡濟ト國家福利ノ増進トニ資スルコト

説明 共存同榮ノ主旨ニ則リ獨リ一郷一村ノ福利ニ止ラズ更ニ産業組合ノ效果ヲ發揚シテ社會及國家ノ進運ニ貢獻セントス

前項の勤儉力行の獎勵はこれ以前に於ても屢強調されたが、後の共存同榮が産業組合の主旨を示す言葉として強く前面に押し立てられたのはこの時が最初である。但し、中央會が大正八年に對時局宣傳活動を實施した際、宣傳の主旨を示す標語として「共存共榮」の言葉を使用した。しかし、其の時の主旨は都市と農村との共存共榮、即ち、米價の需給を圓滑にするために農民に對して米穀を賣出すことを慫慂したした特定の内容があつた。然るに右の決議では、

寧ろ組合員相互の共存同榮、換言すれば資本主義の原理である自由競争と對蹠的關係にある相互扶助を意味するものとして理解される。説明中に「産業組合の効果を發揚し」とある意味の關係に於て特にこのことが云へる。

併し乍ら、右の全國大會と同じ年の三月、平田會頭は左の如き産業組合訓を作り、自から書して組合員に訓諭した。

産業組合訓

信用 組合の本は信なり信なければ組合なし信は責任觀念によりて生ず責任觀念己を欺かざるに在り

勤儉 恒産なければ恒心なし恒産は勤儉によりて生ず

共同 土石集て山を作し涓滴合して河を成す精神的共同團結と物質的共同補助とは組合の奧義なり

同榮 社會は大なる聯合組合の如し利害之を共にす唯有無相通するに因て互に其利を享く

右の産業組合訓には、資本主義先進國の協同組合が強調した共存同榮の趣旨、即ち、資本主義に對立する組合思想は全く見出し難い。従つて、同じ言葉も之を理解する人に依つて異り、當時に於ける産業組合思想に於ける新舊思想の交錯が觀取される。

かくて我が國産業組合の思想が徐々に海外先進國の協同組合思想に接近し、次で大正十四年に行はれた産業組合振興刷新運動に於て、産業組合機能の匡正、即ち、「組合事業ノ分量ノ増進ハ即チ各組合員普遍的ノ利用ヲ基礎トセザルベカラズ若シ夫レ組合事業ノ利用ガ組合員ノ一部ニ限ラレ其ノ效果一般組合員ニ及バザルガ如キコトアラバ組合存存在ノ目的ハ没却セララルニ至ルベシ」と云ふ點が強く意識せられて、産業組合全般に互る刷新と、指導方針の一大旋廻が企圖せられたことは既に述べたところである。而して、かゝる情勢に照應して産業組合の指導原理として強調されたのが千石氏の産業組合主義であつた。

千石氏の産業組合主義は、既に大正十年頃より「産業組合経済組織の確立」を主張し、之を資本主義経済に對立する一つの新しい経済組織として使用され、當時既に素朴な形でこの思想の萌芽が現れてゐた（千石興太郎「産業組合の陣營」より「四二四―四三五頁参照」）。しかし、其の思想を更に一層纏つた形で表現されたのは「産業組合」昭和三年十一月の産業組合大思想家の巻頭言「産業組合主義的経済組織」であつた。而して、産業組合宣傳叢書の一冊である「産業組合主義経済組織の話」（昭和四年三月刊）は、それを具體的に表現せられたものであつた。

産業組合主義とは如何なる内容を持つものであるか。千石氏は右のパンフレットに於て、次の如く説明されてゐる。

「此の産業組合主義の経済組織、是は如何なる形式によりて組立てられるかと申しますれば、之れは産業組合の各種の型態、即ち産業組合の各種類……日本で申しますれば信用組合、購買組合、販賣組合、利用組合、此の産業組合の各種型態の活動範圍を擴充すると共に、其の相互間の聯絡と共同を組織的ならしむることに依つて實現せらるべき相互協同の新経済制度であつて、この相互協同の新しい経済制度なる産業組合主義の経済組織こそ、民衆が現在の營利を目的とする資本主義経済組織の災禍より免れ得べき、唯一の平和的手段であります。而して全國的に産業組合主義の経済組織を確立します爲には、都市の産業組合と農村、漁村の如き地方の産業組合、消費者の産業組合と生産者の産業組合、金融的産業組合と他の事業的産業組合等の聯絡と共同を完全ならしめまして、總てが同一の目的……即ち人間の物質的及精神的、更に之を解り易く申しますれば總ての人間は福祉の増進を期すると云ふ目的に向つて邁進せなければならぬのであつて、之が爲には各種型態の産業組合が、各種型態毎に全國的聯合組織を完成なし、更に其の聯合組織が相互に聯絡共同なすことが最必要なのであります。此の新経済組織の完成することに依て、自覺したる民衆は現在の營利を目的とする資本主義経済組織に向つて敢て嫉視敵對するの必要は

更になく、靜かに其範圍から脱出して新たな事業に向て努力すればよいのであります。私共は現在に於て資本主義の組織を利用なし能はざる者、又之を利用することに依つて自己の経済生活上不利を蒙つて居るものに向つて、資本主義経済組織の隆昌を羨望したり、或は又之に對して反抗闘争したりする様な態度を捨てて、新たな相互協同の経済組織を隆昌ならしむべく、團結邁進することが賢明であることを勸奨するのであります。」（前掲書三一―四頁）。

産業組合主義の内容は改めて指摘する迄もなく、チード、トミアンツ氏等一聯の理想主義的協同組合主義者の主張に相通じた思想である。従つて、協同組合一般の世界史的には何等特殊の意義を持つたものではなかつたが、之を我が國に於ける産業組合思想の發達史より見れば確に劃期的の飛躍であつた。嘗て大日本産業組合中央會の創立趣意書に於て主張された産業組合の意義は、資本主義経済の發達に依つて起る弊害防止にあるとされた。即ち、爲政者の立場より中農層の没落防止が強調されたのであつた。而して、この思想は其の後可成り永い間産業組合を支配して來た。然るに産業組合主義は産業組合の本質を、資本主義経済に對立した新しい経済組織であるとなし、組合員のための組合であることを強調した。辻誠氏の指摘を借りれば、産業組合主義への發展は「社會政策的な救済運動としての觀念から飛躍して、資本主義制度とは別個の指導原理に基づく新経済組織樹立運動なることを認識せしめ、一依るべき「頼るべき」組合と云ふ過去の組合員の觀念から離れて「我等の」組合として認識せしめて、組合運動をして一つの大衆運動たらしめんとする意圖が力強く表現されてゐることを看取するのである。」（辻誠「日本産業組合史講」二六六頁）。

産業組合が果して右の如き本質を具備したか否かは別として、この産業組合主義が當時の産業組合に廣く受け容れられ、組合事業の發展を促進せしめたことは疑はれないところである。

以上に於ける産業組合思想の展開を通じて、この時期に於ける産業組合教育が何を教育したか、又それと共に教育

内容の時代的變化を理解することが出来たであらう。而して、産業組合事業の發達と組合教育の内容とが如何なる契機に依つて結ばれてゐるか、即ち、兩者の内的關聯を、この産業組合の一大轉換期の組合教育の中に見出すことが出来るであらう。

第三章 農業恐慌以後の産業組合教育

一、農業恐慌と産業組合擴充五ヶ年計畫

一九二九年(昭和四年)アメリカ合衆國に起つた經濟恐慌は、我が國をも其の渦中に捲き込んだ。昭和五年以降に於ける深刻無比と云はれた農業恐慌がそれであつた。而して、この恐慌の特質として、農業部門に特に深刻なる打撃を與へた。蓋し、農業恐慌の名を以て呼ばれる所以である。

この農業恐慌が、我が國の農村經濟に對して如何に深刻なる打撃を與へたかは、未だ其の印象が新しく残つて居り、又之に關する研究文献も可成り多數に達してゐる。茲では其の概觀と結果に就て若干の指標を示さう。

恐慌の最も單的なる表現は商品價格の下落である。農産物の總生産價額に就て恐慌の影響を見るに、昭和四年には三、四七〇千萬圓であつたが、翌五年には二、四〇五千萬圓となり、更に翌六年には二、〇一八千萬圓となつた(農林省農務局「本邦農業要覽」昭和十一年版一六六頁)。即ち、昭和五年は前年の昭和四年に比して約十億圓減少し、又翌六年には更にそれより約四億圓減じた。尙ほ昭和五年及び同六年の農産物總生産價額を大正十三年を一〇〇とした指數に依つて示すと、昭和五年は五八・七であり、又翌六年は四九・二であつた。其の後昭和六年に金輸出再禁止が斷行され、一般物價は恢復に轉じたが、農産物價の恢復は極めて緩慢で、慢性的の恐慌状態を持續した。即ち、農産物總生産價格を前と同じ指數で示すと、昭和七年が五八・四、同八年が七二・三、同九年が六四・六であり、其の停滞状態が指數に示現されてゐる。

かゝる深刻極まる恐慌に直面して、農業經營の破綻は云ふ迄もなく、中農以上の農家に於てすら其の家計が赤字と

なつた（農林省農務局「農家經濟調査」昭和五年度参照）。しかし、問題は單に恐慌下の農業經營が打撃を受けて破綻に瀕したに止まらず、遙かに以前から永年に亘つて累積してゐた四十億乃至五十億の巨額に達した農家負債の問題が恐慌を契機として表面化し、全農村機構に深刻なる動搖を與へた。而して、小作爭議が一層深刻化し、又一方に於ては農村モラトリアムを要求するが如き運動が行はれたが、昭和七年には遂に彼の五・一五事件が勃發して社會を震撼せしめ、農村社會情勢の容易ならざることを認識せしめるに至つた。茲に於て政府の農村救済對策が愈々本格的の展開を遂げた。

農業恐慌下に於ける政府の農村政策は、農産物價の吊り上げを企圖した價格政策と、一方農家經濟の維持を目的とした諸種の對策と兩側面より政策が實施された。前者の政策は、米穀及び生絲に對する各種の施設（絲價安定融資損失補償法の發動、米穀法の強化並に米穀統制法の制定及び、其の補強工作）が其の代表的のものであり、後者の政策は、救農土木事業（昭和七年—同九年）、農村金融對策（不動産融資及損失補償法、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法、金錢債務臨時調停法、農村負債整理組合法、農業動産信用法）、農山漁村經濟更生計畫等がそれであつた。而して、以上の農村政策を通じて産業組合が政策の擔當機關として重要視され、其の哺育政策が一層強化された。殊に米穀政策並に經濟更生計畫に於て産業組合に特に重要な地位が與へられ、農村政策の中心的機關となつた。即ち昭和五年以降米價が惨落した結果、昭和六年、同七年の二回に亘り米穀法に重要な改正が加へられ、又昭和八年には米穀統制法が制定されて米穀政策が一層強化されたが、産業組合に於ては政府の米價政策に協力するために昭和六年全國米穀販賣購買組合聯合會を設立し、販賣事業系統機關の整備を圖つた。又經濟更生計畫に於ては、産業組合の運用に重點を置き、同計畫の樹立には「經濟行爲ニ關スル事項及其ノ實行ニ付テハ産業組合ヲ中心」とすること、又は「町村ニ於ケル産業經濟ヲ各部門ニ互リ産業組合ノ目的タル事項ヘ總テ産業組合ニ統一シテ行ハシムル様更生計畫ヲ

樹立スルコト」等が特に指示された。

産業組合擴充五ヶ年計畫は、かゝる情勢を背景にして昭和八年より實行に入つたのであつた。この計畫は、昭和七年四月大阪に於て開催したる第二十八回全國産業組合大會の決議に依り中央會が之を立案し、同年十月の第四十回支會役員及主事協議會に於て確定された。而して、産業組合が同計畫の實行を必要とした理由は、産業組合擴充五ヶ年計畫書の序言中に次の如く述べてゐる。

「中小産者ノ自主的經濟機關タル産業組合ハ、法律發布以來三十有餘年ヲ經過シ、多數同志ノ斷エザル努力ニヨリ組合數ハ一萬四千餘、組合員數ハ五百萬ニ達セントシ、地方的並全國的聯合機關ヲ整備スルニ至レリト雖、未ダ全中小産者ヲ包容セズ、其ノ事業亦組合員ノ經濟生活ニ徹底シ得ザルガ爲、所期ノ目的タル中小産者ノ生活ヲ向上安定セシムルニ至ラザルハ頗ル遺憾トスル所ニシテ、我國民經濟ノ危機ニ直面シタル今日ニ於テハ、中小産者ノ覺醒ヲ促シテ、産業組合運動ニ参加セシメ、産業組合ニ依ル自主的經濟組織ノ確立ヲ圖リ、中小産者ノ將來ニ對シ新生面ヲ拓カザルベカラズ。」

本計畫の内容は極めて廣汎多岐に亘り茲に具體的に述べることは不可能であるが、主要なる達成目標は一指導者の要約に依れば左の如くであつた。

- 一、組合未設置農村に全部組合を設置すること
- 二、農業者全部を組合員にすること
- 三、農村産業組合は四種（信用・販賣・購買・利用）の事業を必ず營むこと
- 四、貯金は倍加して二十一億圓にすること
- 五、貸付金は十九億圓にすると共に組合員の負債整理、組合固定貸付の整理を行ふこと

- 六、販賣事業は米に就ては管外移出米の五割七分、一千八百萬俵を取扱ひ、小麥に就ては区域内生産額の三割四分を取扱ひ、生絲は輸出額の二割十一萬俵を取扱ふこと
- 七、購買事業は金肥の組合に於て統制せらるゝ可能額三百二十萬噸(總額四百萬噸の八割)の六割を取扱ふこと
- 八、農業倉庫は販賣米の三分の一たる一千一百萬石の收容力に達せしむること
- 九、内部組織を整備し、部落的活動を盛んにすること
- 一〇、既設の地方的、全國的聯合機關を充實して、全國的統制に進むと共に、全國農産物販賣聯合會、全國農業倉庫相互火災保險組合、産業組合中央機關連絡委員會を設置すること
- 一一、役員員並一般の教育活動を盛んにすると共に青年、婦人、兒童の組織活動を促進すること(辻誠「日本産業組合史講」三〇八一—三〇三頁)。

昭和八年より同十二年の五ヶ年に於ける産業組合の發達を總括的に示すと左の如くである。

項目	昭和七年末實數		同十二年末實數		五ヶ年計畫實施期間中ノ増減	昭和七年ヲ一〇〇トシテ同十二年指數
	數	千圓	數	千圓		
組合員數	一四、二八〇		一四、五二二		三三	101
組員數	四、九四五	二九一	六、二七五	四六六	六九	117
出資總額	三〇九、七九七	千圓	三〇四、九〇九	千圓	九九	101
拂込済出資金	三三六、八八四		二六九、三九三		八〇	114
準備金及積立金	三三、八八八		一五四、四二一		133	112
借入金	二七、六七五		二五四、二八八		106	116
貯蓄金	一、〇三三、〇八八		一、七三〇、二四七		一六七	117
計	一、六三〇、〇〇七		二、四〇八、三三〇		七三八	114

項目	昭和七年末實數		同十二年末實數		五ヶ年計畫實施期間中ノ増減	昭和七年ヲ一〇〇トシテ同十二年指數
	千圓	千圓	千圓	千圓		
米	九、〇〇一		一、〇五、〇〇三		113	111
小麥	一〇、五五六		二、二二四		二一	136
生絲	一、二六六		六、六六五		五二九	113
事業	九、九三五		一、〇六六		一一五	111
販賣總金額	八、九〇〇		三、五三三		四〇	113
肥料	七、四九三		一、九三三		二六	119
飼料	八六、四九四		二、五四九		二九	115
購買總金額	七五、三三六		一八、五七七		二五	115
利考	五、四四九		二、三三九		四六	115
備考					六七九	115

五ヶ年計畫の實績を概観するに、この期間中に減少したのは借入金のみで、他は各項目に互り増加を示してゐる。而して、組織に關する各項目の増加が一〇%内外であるに對して、事業に關する各項目の増加は其の能率が著しく大で販賣及び購買事業の増加に於ては二倍乃至三倍に近い飛躍的發達を示してゐる。かゝる事業の著しい發達は、勿論産業組合全體制の整備擴充、特に系統機關の強化により多く依存してゐる。

次に昭和五年以降に於ける中央會の發達を其の財政狀態に依つて示すと、左の如く著しい擴張振りが窺れる。特に五ヶ年計畫實施を契機として財政額が飛躍的に増大した。

産業組合中央會の財政

年	度	收	入	支	出
昭和五年		一六一、四六三		一五七、四八九	
昭和六年		二〇六、三七五		一九六、二九三	

昭和七年	二三一、一七七	二二二、六八〇	同	一〇	四九三、七六八	四三四、〇六七
同八年	四〇〇、八九六	三五九、五九一	同	一一	五二九、九一七	四七三、五四一
同九年	四三三、七一四	三八六、四四八	同	一二	五六六、二六九	四八七、四七五

備考 一、「家の光」會計を含まず。

二、昭和八年以後の急速なる収入の増加は、交付金の増加に依るものである。交付金は昭和五年五〇千圓、同六年四三千圓、同七年三八千圓であつたが、昭和八年より一五一千圓に増額され、而して、同年以後に於ける収入の漸時増加額は事業収入の増加に依るものである。

二、産業組合系統機關の産業組合教育

昭和五年以後に於ける産業組合系統機關の組合教育は、昭和七年に樹立された産業組合五ヶ年計畫に於て其の體系が整備され、以後教育事業が一新された。しかし、昭和五年以後農業恐慌の深化と共に、産業組合の組織擴大並に機能發揮のために昭和三、四年以後の動向を繼承發展せしめて、各種の新しい教育施設が實施されつゝあつた。又昭和五年より政府の援助に依り實施された肥料配給改善助成政策に伴ふ講習會の開催は、各種の施設と相俟つて産業組合の新生面を拓いた。昭和五年以後産業組合擴充五ヶ年計畫實施以前に開始された系統機關の組合教育を概観する。

一、五ヶ年計畫實施直前に於ける組合教育

肥料配給改善講習會 この講習會は政府の肥料政策に基づき實施した稍特殊の組合教育である。政府は昭和五年第五十八議會の協賛を得て、同年八月肥料配給改善助成規則を公布し、肥料配給改善計畫の實施に着手した。而して、同計畫は、肥料配給を主として産業組合に擔當せしめ、系統機關の機能發揮に依り其の統制を企圖したものであつた。

又一方産業組合に於ても政府の方針に照應し、全國購買組合聯合會の強化を圖り、出資金總額七十萬圓より一舉に五百萬圓に増額し、肥料配給計畫を立案して實施した。

政府の肥料配給改善施設は、其の一部に於て肥料配給改善事業の趣旨、計畫、效果等を一般に普及宣傳し、併せて其の事業の促進を圖るために、産業組合中央會、全國購買組合聯合會に對して、宣傳並に協議等の事業を委託した。肥料配給改善講習會は其の中の一事業であつた。

中央會が政府の委託を受けて實施した講習會は、昭和六年より毎年一回道府縣購買組合聯合會の役員等に對して肥料配給改善の趣旨及肥料に関する知識の普及を圖る目的で東京に講習會を開催した。會期は毎年十日間の講習を實施した。本講習會の内容を示すために、昭和八年度の講習科目及講師を示すと左の如くである。

肥料配給改善講習會講習科目及講師

科 目	講 師
肥料配給改善の要旨	農 林 書 記 官 井 上 俊 太 郎
肥料 取 締	農 林 事 務 官 石 坂 弘
肥料 學 概 論	農 事 試 驗 所 技 師 鹽 入 松 三 郎
肥料 學 各 論	農 林 技 師 柿 手 操 六
肥料 取 引	全國購買組合聯合會主事 萩 原 壽 雄
肥料 鑑 定 法	農 事 試 驗 所 技 師 林 義 三

備考 この講習會の講義は、印制に附して「肥料配給改善講習會要録」(昭和八年十二月刊)と題して出版された。

肥料配給改善講習會は右の外に、昭和六年度に於て縣又は縣區域購買組合聯合會が委託を受けて、産業組合役員

のために講習會を開催した。しかし、この講習會は地方的事情に應じて特に其の必要を認められた府縣に於てのみ行ひ、又同じ主旨の講演會が開催された場合もあつた。即ち、講習會開催府縣は岡山、福井、神奈川、滋賀、山梨の諸縣であり、又講演會は富山、高知、埼玉、島根、愛媛、佐賀、山口の諸縣であつた。

尙ほ、全國購買組合聯合會に於ては、政府の委託に依り、肥料配給改善事業の趣旨及肥料知識の普及を圖る爲、昭和七年以後毎年宣傳映畫を製作し、組合の講演會等に利用せしめた。全購聯製作の宣傳映畫は左の如くである。

- 昭和七年 肥料配給改善(三卷)
- 同 八年 田園の幸(三卷)
- 同 九年 春は若人と共に(三卷)
- 同 十年 朗かに進め(四卷)
- 同 十一年 僕らの自動車

肥料改善講習會は、之に關する各種施設の効果と相俟つて、深刻なる恐慌下にも拘らず産業組合事業を進展せしめる一つの推進力となつた。

産業組合青年講習會 中央會は昭和六年五月、始めて青年講習會を開いた。産業組合の發達と共に青年職員が著しく増加し、産業組合研究會乃至は産業組合青年聯盟等の組織が各地に成立したので、中央會に於ては其の指導者教育の必要を痛感し、昭和五年より支會主催の青年講習會に對して講師を派遣したが、六年度より中央會主催のこの講習會を毎年開催した。昭和六年度青年講習會の會期は五日間、講習修了者は二十一名、科目及講師は左の如くであつた。

青年講習會科目及講師

科 目	講 師
生産者産業組合論	宇都宮高農教授 高 須 虎 六
消費者産業組合論	中央大學教授 八 木 澤 善 次
産業組合法の概念	産業組合中央會主事 濱 田 道 之 助
産業組合運動の現勢	同 千 石 興 太 郎
最近の社會思想に就て	社會局保險部長 石 原 雅 二 郎
最近の經濟恐慌に就て	エコノミスト編輯長 木 村 孫 八 郎

尙ほ各支會の産業組合青年講習會は昭和五年より中央會の援助に依り増加し、勃興期にあつた産青聯の發達に拍車を加へた。即ち、産青聯の發達はこの頃より本格的の發展期に入つたのである。

出版物及び組合映畫 出版物は、海外協同組合運動の動向を組合關係者に速報するために、「産業組合ニュース」を昭和六年七月より創刊し、月二回發行し、又産業組合の主旨を一層廣く普及するために千石興太郎執筆のリーフレット「産業組合に依る農村經濟生活の統制」(昭和七年四月刊)、「經濟不況に處する産業組合の對策」(昭和七年四月刊)を發行した。共に新しい企てで、組合教育として必要な方法であつた。又この頃より「家の光」が其の普及力を著しく増して來た。即ち、發行部數が昭和四年度には四五四千(月平均二七千)であつたのが、翌五年には九九二千(月平均八二千)に、更に翌六年には一、七六六千(月平均一四七千)、又翌七年には二、九八八千(月平均二四九千)に、殆んど幾何級數的增加を示し、組合組織の線に沿つて組合員層に浸透した。

組合映畫は、昭和五年五月産業組合舞踊映畫を作成し、次に昭和六年三月産業組合主義宣傳を主題としたストーリーの懸賞募集をなし、五篇を當選とし其の中の「愛の唄」三卷を映畫化して同年十一月に完成し、其の外本年度に於て「産

業組合五ヶ年計畫」二卷を製作した。又翌七年には同じ主旨の「かくて田園は輝く」四卷を製作した。其の外昭和七年四月には第二十八回全國産業組合大會の實寫をなし、又イギリスより「買物籠の秘密」フィンランドより「妻は夫より賢し」等の組合映畫フィルムを輸入をなし、爾後毎年組合映畫を製作するに至つた。

昭和五年以降同七年迄の間は、農業恐慌が最も深刻なる時期にして、産業組合は一般に其の打撃を被り、系統機關の活動も積極的ではなかつたが、産業組合教育事業は政府の肥料政策の援助と、一方恐慌に依る組合經營の難局打破のために組合内部の青年層並に一般組合員に對する働きかけが系統機關を通じて漸次強化された。組合教育に於けるこの二つの動向、即ち、政府の政策的援助と、組合強化のために青年層並に一般組合員への積極的働きかけこそは、五ヶ年計畫に於ける組合教育の基本的動向を形成するものであつた。

二、五ヶ年計畫に於ける組合教育

産業組合五ヶ年計畫に於ける組合教育は、計畫全體の主旨と同様に産業組合の組織並に事業の擴充を目的としたものであり、更に其の社會的意義に於ては、深刻なる農業恐慌に對應して農村全體の經濟更生を圖るためであつた。従つて、其のためには先づ全農業者を産業組合に組織すると云ふ點に重點が置かれた。

かゝる目的のために立案された五ヶ年計畫に於ける組合教育は、如何なる内容を以て構成されてゐたか。

先づ五ヶ年計畫が、組合教育の客觀情勢に對して如何なる見透しを持つて臨んだかを見るに次の如くである。

「最近ノ世界的經濟不況ニ依リ中小産者ハ、現在ノ社會經濟制度ノ缺陷ヲ如實ニ體驗シツツアルヲ以テ、之ヲ除去セントスル産業組合運動ノ理解ヲ充分把握シタルモノト謂ハザルベカラズ。従ツテ、産業組合ノ各種機關ハ全力ヲ擧ゲテ産業組合ノ教育宣傳ノ爲ニ努力シテ、産業組合事業發展ノ素地ヲ開拓スルノ好機ナリトス。」

而して、組合教育に關する事業計畫は、從來の事業を擴充すると共に、新しき教育宣傳の方法を加へて立案され、其の對象を一、組合員教育、二、役職員教育、三、青年教育、四、婦人教育、五、兒童教育の五つに分類した。更に其の外に教育委員會、産業組合學校、其の他の三項を設けた。以下に於て系統機關が實施に當るべき各項の組合教育の内容を簡単に概観する。

一、組合員教育 この項に於て中央會が實施すべきことは次の如くである。

(一) 組合設立並に組合員加入勧誘の爲講話會を開くこと

(二) 毎年教育宣傳の爲、レコード、ポスター、パンフレット、リーフレット等を作成して、組合に配布すること

(三) 教育宣傳の爲、論文、歌謡、劇臺本、小説等の作品を募集すること

支會及び部會は中央會の活動と聯絡して大體其の活動を促進する事業を實行する。

二、役職員教育 この教育は、組合の擴充に照應して、「一層量ニ於テ擴大スルト共ニ、質ニ於テモ専門化スル」ことを企圖し、中央會に於ては左の事業を實施する。

(一) 産業組合全般に互る知識を授くる爲左の期間の講習會を開催する。

1 期間三ヶ月 毎年四回、内二回は東京市、二回は地方に於て開催すること

2 期間一ヶ月 毎年一回東京市に開催すること

3 期間二十日 毎年十六ヶ所地方に開催すること

(二) 産業組合監査に關する知識を授くる爲、期間三日間の監査講習會を毎年十回開催すること

(三) 産業組合の理論經營に關し、五日乃至十日の期間を以て、毎年左の分科的講習會を數種開催すること

1 産業組合理論講習會

- 2 産業組合事業關係法律講習會
- 3 信用事業改善講習會
- 4 農業倉庫講習會
- 5 産業組合製絲講習會
- 6 事業別販賣組合講習會
- 7 農村購買組合講習會
- 8 市街地購買組合講習會
- 9 事業別利用組合講習會
- 10 漁村産業組合講習會
- 11 産業組合計理講習會
- 12 其 他

- (四) 毎年一回指導者を集め、産業組合の理論並實際に關し協議會を行ふこと
 - (五) 産業組合の各般に互り、分科的に産業組合教科書を編纂して刊行すること
 - (六) 會報「産業組合」並調査資料には組合經營に關する理論並實際の資料を特に豊富にすること
- 支會に於ては、産業組合全般の知識を授けるために期間二十日乃至四十日と、五日以内の講習會を各一回、其の外監査講習會、分科講習會等の講習會を開催し、青年男女職員のために研究会、講習會等を開くこと
- 三、青年教育 青年教育は昭和六年以來中央會に於て青年講習會を開催しつゝあつたが、更に次の如き施設を爲す
 - (一) 毎年一回以上五日乃至十日間の期間を以て青年教育會を開催し、組合の理論並實際に關する知識を授け、組

合青年運動の中心となるべき人物を養成すること

- (一) 毎年産業組合青年講習會講義要項を發表し、又支會主催の青年講習會に講師を派遣すること
- (二) 必要と認むるときは産業組合青年の爲に定期刊行物を出版すること

支會に於ては三日乃至五日間の青年講習會を開催し、必要に応じてパンフレット、リーフレット等を出版すること

四、婦人教育 中央會に於ては左の事業を実施する。

- (一) 婦人の爲に産業組合婦人講習會を毎年一回以上開催し、産業組合並消費經濟、家事に關する事項を教育すること

(二) 婦人の爲のパンフレット、リーフレットを出版配布すること

(三) 婦人の講師を設置して支會主催の講習會、講演會等に派遣すること

支會に於ては毎年一回以上産業組合婦人講習會を開催し、又パンフレット、リーフレットの發行、其の他婦人の座談會、慰安會等を開すること。

五、兒童教育 この爲めに中央會は左の事業を実施する。

(一) 支會主催産業組合教育者講習會の講義要項を發表し又之に講師を派遣すること

(二) 「家の光」の兒童欄を一層改善し毎年臨時増刊を發行すること

(三) 兒童の爲の産業組合フィルムを作成すること

(四) 小學教科書中に一層産業組合に關する事項を加ふる様努力すること

支會は小學校教員の爲に産業組合講習會を開催し、又模擬購買組合の設立に對して援助をなすこと。

六、教育委員會 この項は町村産業組合の教育事業を相當する委員會で、昭和三年以來全國産業組合大會、支會役

職員協議會、府縣産業組合大會等に於て其の設立が決議されたが、實際には「實行セル例僅少」であつたので、其の設立普及が茲で再確認されたのであつた。具體的方法に就ては町村産業組合の教育に於て見ることにする。

七、産業組合學校 中央會に於ては、從來からの産業組合學校卒業生（卒業後五ヶ年以上實務に従事したる者）の再教育を毎年一回期間一ヶ月に亙りて實施し、又産業組合學校に専門學校卒業生以上の學生を收容する第二部を設置すること。

支會附屬産業組合學校は、設立の希望多きも經費の點に於て實現困難なるを以て成可く設置せざるを可とす。

尚ほ支會は縣及び農學校に交渉して、農學校に第二部を設置して中等學校卒業生に産業組合教育を實施する施設の實現に努めること。

八、其他 これは主として産業組合の宣傳及び未組織大衆への組合教育を爲すために、中央會及び支會に於て左の事項の實現に努力すること。

(一) 經濟、農業、商業、教育に關する官公私立の大學、専門學校に産業組合に關する特別講座を設くる様に努力すること。

(二) 官公私立の男女中等學校に於て、毎年一回産業組合に關する講演を爲し、之に制服、學用品購入の爲組合を設置する様努力すること。

(三) 農業、工業、商業、教育等の關係團體の集會、講習會等に於て、産業組合の講演又は講義をなす様に努力すること。

(四) 經濟、農業、商業、教育等に關する機關紙、販賣雜誌に産業組合の論文、報道等を掲載せしむる様努力すること

(五) 中央及地方の有力なる新聞に敏活に材料を提供して、産業組合に關する記事を豊富に掲載せしむる様に努力すること。

(六) 各地の放送局に交渉して、一層産業組合に關する放送をなさしむる様に努力すること。

五ヶ年計畫に於ける組合教育は、大體に於て從來の組合教育の規模を擴大する様に立案されたが、五ヶ年計畫の主旨に照應して、未設置町村に於ける組合の設立並に未加入者の組織、組合役職員及び青年に對する組合教育に特に其の重點を置き、新しい教育事業は主としてこの方面に集中された。

三、五ヶ年計畫に於ける組合教育の實行

五ヶ年計畫實行期間に於て、系統機關の教育事業は如何に實行されたか。五ヶ年計畫中の主要教育事業に就て、其の實行狀況を検討して見る。

系統機關の教育事業の實行狀態を中央會が實行したものと、各支會に於て實行したものとに區分して見ることにする。

先づ中央會が主催した講習會を各種類別に分けて、各年度別の回数及び講習修了者數を示すと左の如くであつた。

講習會の種類	年次				
	昭和八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
産業組合長期講習會	回数 一	回数 一	回数 一	回数 一	回数 一
産業組合實務講習會	回数 一	回数 一	回数 一	回数 一	回数 一
産業組合婦人講習會	回数 二	回数 二	回数 六	回数 四	回数 二
	修了者數 六六	修了者數 五八	修了者數 六四	修了者數 六九	修了者數 五四
	又聽講者數 二四三	又聽講者數 一三七	又聽講者數 四四三	又聽講者數 四五八	又聽講者數 二六〇

同 一二年 度

二、二五〇

備考 右の中には中央會に於て實施した講習回数並に受講者が含まれてゐる。

産業組合の宣傳並に未組織大衆への組合教育は、産業組合の社會的勢力の増大並に反産運動の擡頭等に刺戟されて産業組合に關する出版物並に雜誌に掲載した論文が著しく増加し、又新聞記事、ラヂオニュース等に於ても産業組合に關した事項が重要視されるに至つた。しかし、これは産業組合系統機關の意識的努力よりも寧ろ産業組合自體の發達が社會的反響を呼んだ結果であつた。勿論系統機關がこの方面の教育事業を全然實施しなかつたと云ふ意味ではなから。この方面の教育事業に於て系統機關の積極的指導に依り、比較的效果を收めた事業は、小學校に於ける模擬購買組合の發達である。この事業は小學兒童の組合教育に運用の方法に依り相當の價値を有するものである。五ヶ年計畫實施期間に於ける模擬購買組合の發達狀況を「五ヶ年計畫實績報告」の各年度より示すと左の如くであつた。

模擬購買組合發達狀況

昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度
組合數	一、七六三	一、七六四	一、五九〇	一、八一三
模擬賣却高	五九六	七〇〇	六九八	八七三
				七五六

先に引用した五ヶ年計畫に於ける組合教育の計畫事項と、以上に於て見た系統機關が實施した組合教育とを比較對照すると、計畫事項中實行されなかつた部分が可成り多く殘されてゐる。殊に五ヶ年計畫には組合教育の根本方針を樹立し、之を實行するために、「中央會及支會へ相協力シテ、常ニ内外ノ産業組合教育宣傳ニ關スル調査研究ヲナシ、

更ニ本五ヶ年計畫ヲ期シテ毎年産業組合教育方針書ヲ發表シテ、全國産業組合教育ノ今後ノ統一的發展ノ爲ニ努力スルモノトス」と決定されてゐたが、この項に關しては殆んど見るべき事業が行はれなかつた。しかし、これは系統機關の財政並に教育事業を擔當した機關の規模等の制約に依り、其の實現が困難であつたためである。又一面經濟的方面の組合事業の發達が急激であつたため、教育的方面の事業が閉却され勝であつたことも其の一原因であつた。

尙ほ昭和五年以降に於て、産業組合又は組合關係事業の聯絡並に指導教育等を主要目的とした全國的機關が次の如く設立され、各々教育機關としての任務を果した。

全國消費組合協會(昭和六年五月設立)

毎年一回研究會を開催し、月刊「消費組合新聞」を發行してゐる。

全國信用組合聯合會協會(昭和六年四月設立)

産業組合青年聯盟全國聯合會(昭和八年四月設立)

毎年一回研究會を開催し月刊「協同先驅」を發行してゐる。

全國醫療利用組合協會(昭和八年四月設立)月刊「醫療組合」を發行してゐる。

全國農村産業組合協會(昭和八年十二月設立)

中央産業組合新聞社(昭和十年七月設立)

週二回「中央産業組合新聞」を發行

右の内、全國農村産業組合協會は、昭和八年以後猛烈を極めた反産運動に對抗して、産業組合の内部並に外部に對して、産業組合の立場から独自の政治教育を實施した。又中央産業組合新聞社は、「中央産業組合新聞」を發行して、産業組合に關するニュースの報道並に産業組合に關係を有する社會經濟一般の組合教育機關としての任務を果しつゝ

ある。

昭和五年以後同十二年迄の間に於ける系統機關の組合教育の史的過程を要約すれば、以上に於て見た如く、他の期間に於ける組合教育の發達とは到底比較することが出来ない程急速な飛躍の發達を遂げた。教育機關に於て、又其の手段に於て、共に量的には著しく擴大され、又質的には著しい進歩の跡が見られる。しかし、一方この間に於ける一般産業組合の組織並に事業の發達に比較すれば、組織並に事業の發達が遙かに急激なる發達を遂げ、教育事業の發達は之に比して寧ろ立遅れの状態に置かれ、次々に生じた新しい組合情勢に對して教育事業が追従することさへ困難な跛行的状態にあつた(組合教育方針書の未發表の如き其の一例である)。このことは町村産業組合の組合員教育並に、産業組合思想と組合教育との關係等の検討に依り、其の原因が瞭かにされるであらう。

三、學校及び講習所に於ける産業組合教育

學校及び之に準じた講習所等に於ける組合教育の實施は、昭和五年以前に在りては、中央會附屬産業組合學校の外には北海道、新潟、岡山等に於て短期の講習所が開かれてゐたに過ぎなかつた。然るに昭和三、四年以後前述の如く産業組合の系統機關が飛躍的の發展を遂げると共に、産業組合に關する専門的教育を受けた青年職員の需要が著しく増加した。其の結果中央會附屬産業組合學校の募集人員増加の要求が強く叫ばれたが、中央會に於ては教育方針並に財政等の關係上其の實現が困難であつた(註一)。茲に於て地方の農學校に第二部又は専修科(註二)を設置して産業組合職員養成の専門教育を實施するものが現れ、又支會及び縣等の施設として産業組合學校乃至は産業組合講習所の設置が行はれた。其の後産業組合五ヶ年計畫の進行に伴ひ、これ等の産業組合教育機關は益々發達した。

(註一) 中央會附屬産業組合學校募集人員増加の要望は、昭和四年四月、松江市に開催した第二十五回全國産業組合大會に於て、

宮城支會より「産業組合學校生徒募集人員増加ヲ中央會ニ要望ノ件」が提出されて可決され、又次に昭和八年四月東京に開催した第二十九回全國産業大會に於て、秋田支會より「産業組合中央會附屬産業組合學校ノ擴張ヲ速カニ實現セラル、兼ニ中央會ニ要望ノ件」が提出されて前同同様可決された。

(註二) 農學校第二部は、農學校規程(大正十一年一月十五日文部省令第四號)第十一條ノ三の規程に依るもので、中學校又ハ高等女學校ノ卒業若ハ之ニ準スヘキ者一を入學せしめて、修業年限一ヶ年の専門教育を修得せしめるものである。又農學校専修科は、農學校規定第十四條の規定に依るもので、其の目的は「主トシテ農業ニ關スル事項ヲ授ク」る特定科目の不定期間の教育を行ふものである。

農學校第二部の規程に準據して設立された産業組合科は、昭和五年四月より授業を開始した長野縣下高井農學校第二部産業組合科を以て嚆矢とする。本校に於ける第二部の設置は、昭和四年七月に開催された縣の産業組合調査會に於て産業組合學校の設立を決議し、教育小委員會に於て研究の結果、縣立下高井農學校に縣費に依る産業組合科設置を決定し、翌昭和五年四月より開設された。本科の定員は四十名で、昭和六年三月卒業の第一回生は三十八名であつた。爾後引續き經營されてゐる。

この種の施設は、其の後昭和七年に京都府立京都農林學校第二部が開設され、又同年奈良縣立添上農學校専修科(期間六ヶ月)が設置された。次に昭和八年には後に述べる福岡支會設置の福岡縣産業組合學校が組織を變更して福岡縣立福岡農學校第二部に移管され、又茨城縣立水戸農學校第二部産業組合科が設置された。昭和九年には秋田縣立金足農學校第二部産業組合科、福島縣立岩瀬農學校第二部産業組合科、島根縣立松江農學校第二部産業組合科の三校が設置され、又其の外に石川縣立津幡農學校専修科(期間一ヶ年)、三重縣立農林學校産業組合研究科期間一ヶ年等が設立された。昭和十年には山形縣立庄内農林學校第二部産業組合科、徳島縣立農學校第二部産業組合科の二校、昭和十一年には兵庫縣立農學校第二部産業組合科、和歌山縣立紀北農學校第二部産業組合科の二校、昭和十二年には新潟縣

立高田農學校第二部産業組合科、廣島縣立西條農學校第二部産業組合科、香川縣立木田農學校第二部産業組合科の三校が設置され、其の外北海道十勝農學校産業組合研究科(設置年月不明)があり、年々二校乃至三校の割合でこの種の學校が増加した。昭和五年以後同十二年迄の間に増加した農學校第二部産業組合科及び之に準じたものは合計十八校となり、之に中央會附屬産業組合學校を加へると専門學校程度の産業組合教育を行ふものが十九校に達した。

次に支會經營の産業組合學校設立は、昭和五年四月に開校した福岡縣産業組合學校が其の嚆矢であつた。本校の設立は、昭和四年八月一日同縣支會主催の第一回縣下産業組合長會議が開催された時、支會提出問題「現下産業組合狀勢ニ鑑ミ特ニ施設スベキ事項如何」の協議に於て、其の對策の一つとして、「産業組合經營者ノ素質向上ヲ圖リ産業組合ノ持ツ社會改善ノ眞ノ精神ヲ各方面ニ對シテ擴充セシムル爲其ノ機關トシテ本縣内ニ産業組合學校(修業年限一ケ年専門學校程度)ヲ設立スルコト」が決議された。翌昭和五年三月六日設立認可があり、同年四月十日より授業を開始した。昭和六年三月第一回卒業生六十一名を社會に送り、爾後引續き經營されたが、昭和八年より經營が福岡縣立福岡農學校に移管せられ同校の第二部産業組合科となり、現在に至つてゐる。

福岡縣の産業組合學校の設立と同時に、千葉支會に於ても期間一ケ年の千葉縣産業組合學校を設立し、現在迄引續き支會が經營してゐる。

右の外に支會又は縣に於て經營する産業組合講習所は、昭和四年以前に設立された北海道、新潟、岡山等以外に次の如く各府縣に於て設置された。

昭和四年に鹿兒島支會が期間二ケ月の鹿兒島縣産業組合實務練習所を設置し、昭和六年に廣島縣が期間一ケ月の廣島縣産業組合練習所を設置した。其の後昭和八年に埼玉支會が産業組合實務養成所(期間五ケ月)、愛知縣に愛知縣産業組合講習所(期間三ケ月)、宮崎縣に宮崎縣産業組合講習所(期間六ケ月)、富山縣に富山産業組合講習所(期間八ケ

月)、の四ケ所が設立され、昭和九年には岩手支會に岩手縣産業組合學校(期間三ケ月)、島根縣に産業組合實務練習所(期間三ケ月)の二ケ所が設立され、昭和十年には青森支會に産業組合講習所(期間六ケ月)が設立された。其の後五ケ年計畫の進行と共に産業組合講習所の設立は益々増加し、昭和十一年には宮城縣産業組合講習所(期間六ケ月)二回收容、岐阜縣産業組合講習會(期間一ケ年)、佐賀縣産業組合講習所(期間六ケ月)の三ケ所、同十二年には東京府立協同組合講習所(期間一ケ年)、静岡縣産業組合講習所(期間七ケ月)、長崎縣産業組合講習所(期間三ケ月)、熊本縣産業組合講習所(期間六ケ月)、大分縣立産業組合講習所(期間一ケ年)の五ケ所が設立された。以上に擧げた昭和五年以後設立の産業組合學校及び講習所の合計数は十八ケ所であり、之に前に擧げた三ケ所を加へると通計二十一ケ所となつた。其の内修業期間一ケ年の産業組合學校は二校で、後十九ケ所が講習所である。

以上に於て擧げた農學校第二部産業組合科及び之に準じるものと、産業組合講習所を各々別に一括して、昭和十三年現在の狀態を表示すると次の如くである。

農學校第二部産業組合科及び之に準じたもの

所在地	學校名	修業年限	設立年月	定員
東京	産業組合中央會附屬産業組合學校	一ケ年(四月—三月)	大正一四・四	三〇
北海道	北海道十勝農學校産業組合研究科	一ケ年	?	?
秋田	秋田縣立金足農學校第二部産業組合科	一ケ年(四月—三月)	昭和九・四	一五
山形	山形縣立庄内農學校第二部産業組合科	一ケ年(四月—三月)	同 一〇・四	二〇
福島	福島縣立岩瀬農學校第二部産業組合科	一ケ年(四月—三月)	同 九・四	二〇
茨城	茨城縣立水戸農學校第二部産業組合科	一ケ年(四月—三月)	同 八・四	二〇
千葉	千葉縣産業組合學校	一ケ年(四月—三月)	同 五・四	二五

所在地	講習所名	修業年限	開始年月	定員
新潟	新潟縣立高田農學校第二部産業組合科	一ケ年	同	三
石川	石川縣立津幡農學校專修科	一ケ年	同	二
長野	長野縣立下高井農學校第二部産業組合科	一ケ年(四月—三月)	同	五
三重	三重縣立農林學校産業組合研究科	一ケ年(四月—三月)	同	九
京都	京都府立京都農林學校第二部産業組合科	一ケ年(四月—三月)	同	七
兵庫	兵庫縣立農學校第二部産業組合科	一ケ年(四月—三月)	同	七
奈良	奈良縣立添上農學校專修科	六ケ月	同	一
和歌山	和歌山立紀北農學校第二部産業組合科	一ケ年	同	一
島根	島根縣立松江農林學校第二部産業組合科	一ケ年	同	九
廣島	廣島縣立西條農學校第二部産業組合科	一ケ年	同	一
徳島	徳島縣立農學校第二部産業組合科	一ケ年(四月—三月)	同	一
香川	香川縣立木田農學校第二部産業組合科	一ケ年	同	一
福岡	福岡縣立福岡農學校第二部産業組合科	一ケ年(四月—三月)	同	八

産業組合講習所

所在地	講習所名	修業年限	開始年月	定員
東京	東京府立協同組合講習所	一ケ年	同	二
埼玉	埼玉縣立協同組合講習所	一ケ年	同	三
岩手	岩手縣立協同組合講習所	一ケ年	同	三
青森	青森支會附屬産業組合講習所	三ケ月	同	三
北海道	北海道産業組合講習所	年二回(五月—九月)	同	三
東北	東北産業組合講習所	六ケ月(五月—十月)	同	三
新潟	新潟縣立協同組合講習所	一ケ年(四月—三月)	同	四
岐阜	岐阜縣立協同組合講習所	一ケ年(四月—三月)	同	三
静岡	静岡縣立協同組合講習所	七ケ月(四月—十月)	同	三
愛知	愛知縣立協同組合講習所	三ケ月	同	三
島根	島根縣立協同組合講習所	一ケ年	同	七
岡山	岡山縣立協同組合講習所	二ケ月(九月—十月)	同	三
廣島	廣島縣立協同組合講習所	一ケ月	同	三
佐賀	佐賀縣立協同組合講習所	六ケ月	同	一
長崎	長崎縣立協同組合講習所	三ケ月	同	一
熊本	熊本縣立協同組合講習所	六ケ月(四月—九月)	同	一
大分	大分縣立協同組合講習所	一ケ年(四月—三月)	同	一
宮崎	宮崎縣立協同組合講習所	六ケ月(九月—六月)	同	八
鹿児島	鹿児島支會附屬鹿児島縣立協同組合講習所	二ケ月(九月—十月)	同	四

所在地	講習所名	修業年限	開始年月	定員
新潟	新潟縣立協同組合講習所	一ケ月	同	三
岐阜	岐阜縣立協同組合講習所	一ケ年(四月—三月)	同	一
静岡	静岡縣立協同組合講習所	七ケ月(四月—十月)	同	一
愛知	愛知縣立協同組合講習所	三ケ月	同	八
島根	島根縣立協同組合講習所	一ケ年	同	九
岡山	岡山縣立協同組合講習所	二ケ月(九月—十月)	同	三
廣島	廣島縣立協同組合講習所	一ケ月	同	三
佐賀	佐賀縣立協同組合講習所	六ケ月	同	六
長崎	長崎縣立協同組合講習所	三ケ月	同	一
熊本	熊本縣立協同組合講習所	六ケ月(四月—九月)	同	一
大分	大分縣立協同組合講習所	一ケ年(四月—三月)	同	一
宮崎	宮崎縣立協同組合講習所	六ケ月(九月—六月)	同	八
鹿児島	鹿児島支會附屬鹿児島縣立協同組合講習所	二ケ月(九月—十月)	同	四

備考 産業組合中央會「産業組合年鑑」昭和十四年版三七七—三七九頁に依る。

農學校第二部産業組合科の教育内容は、産業組合職員として必要な専門教育を主とし、大體に於て中央會附屬産業組合學校に於ける教授科目と同様の科目が課されてゐる。勿論地方に於ては適當な教授を得ることが困難であるから、教育の程度に於ては若干の差があるであらう。教育内容の一例として、長野縣下高井農學校第二部産業組合科の教授科目を示すと左の如くである。

下高井農學校第二部産業組合科教育科目

修身、公民科、國語、商業算術、經濟學、法學概論、農學通論、商事要項簿記(商業簿記)、組合簿記、産業組合概論、産業組合史(日本及海外)、産業組合法、産業組合經營、商品學、農業倉庫、産業法規、體操(教練、體操、武

道、特別講義、經濟演習、産業組合及農場實習。

備考 産業組合中央會「産業組合年鑑」昭和十二年版、四〇七頁に依る。尙ほ詳細は前掲「産業組合宣傳事業に関する調査」五八―六五頁参照。

次にこれ等の學校を卒業した者の就職状況は、産業組合系統機關と單位組合とが相半ばする状態であると云ふ(註三)。この種の學校の普及は極めて最近のことであり、卒業生の數も未だ多くないので、かゝる専門的の教育機關の效果は中央會附屬産業組合學校と同様に系統機關に對しては若干の貢献をなしたが、一般單位組合に對しては未だ微々たるものである。併し乍ら、この種の教育機關の普及發達が主として昭和五年以後にある事實を見れば、最近に於ける産業組合の特に顯著なる發達の結果、漸く稍専門的の産業組合教育機關が成立する素地が形成されたのに過ぎないことが理解される。換言すれば、一般的には最近まで産業組合全體の社會經濟的地位が、専門的の教育を受けた者を多數收容し得る力が具備してゐなかつたことを示すものである。

(註三)「長野縣立下高井農學校第二部産業組合科は昭和六年三月以來六回に亘りて二百二十名の卒業生を出して居るが、その勤務先を觀るに、縣支會部會三十三名、聯合會及中央機關五十七名、合計九十名を算し、單位組合及特殊組合に勤務する者九十三名に匹敵してゐる。この學校と同年に福岡縣支會經營にて創立せられ、後福岡縣立福岡農學校に移管せられたる第二部産業組合科卒業生の勤務状況も同様の傾向にある。徳永清次「産業組合教育の過去現在及將來」産業組合「昭和十一年六月一四―一五頁

産業組合講習所は、中等學校卒業以上、若は産業組合の實務に従事し、或は修了後直に従事する見込のある者を入所せしめ、産業組合に關する實務の教育を主とするものである。従つて、農學校第二部産業組合科の教育に比して、修業期間が短く、又教授科目は實際方面の教育に力を注いでゐる。教授科目の一例として、修業期間三ヶ月の岐阜産業組合講習所の例を示すと左の如くである。

岐阜産業組合講習所教授科目

公民、經濟學、農學大意、農業經濟學、産業組合史、産業組合概論、産業組合及農業倉庫關係法規、産業組合經營總論及各論、農業倉庫論及經營、産業組合簿記、産産組合監査、産業組合連絡機關、産業組合登記届出及報告手續、民法大意、特別講話、商法大意、市町村經濟更生計畫及負債整理組合法、珠算、實務演習、實地見學。

備考 産業組合中央會「産業組合年鑑」昭和十二年版、四〇七頁。

卒業生は、講習所設立の主旨から見て其の大部分が單位組合に就職するものと見られる。従つて、各單位組合の中堅職員はこの教育機關に依り養成せられる關係にあるが、入所人員の關係上講習所の卒業生が單位組合に於て實際に活動してゐる數は未だ微々たる數であらう。

かくて昭和五年以後に於ける産業組合發達の結果、漸く産業組合に關する職業的教育の分野が拓けて來た。しかしこれ等の教育機關に依り養成された組合實務者が一般の産業組合の經營改善に役立つのは未だ將來に俟たなければならぬ。又一方一般の産業組合がこれ等の教育機關を通じて養成された有能なる實務者を實際に活動せしめるためには、産業組合の社會經濟的の實力に於て未だ多くの問題が残されて居る。

尙ほ以上の外に、大學乃至は高等農林學校等の教育に於て、産業組合に關する學科を獨立科目として、又は農業政策、農業經濟學等の科目中に包含せしめて課してゐるものがある。稍々調査が舊いが、昭和七年中央會が調査した結果に依れば、産業組合を獨立科目として課してゐるのは、東京帝大農學部、同農學部實科、九州帝大農學部、東京商大、明治、専修大學、宇都宮高農の七校であり、又他の科目中に産業組合が包含されてゐるのは、北海道帝大農學部、同農學實科、臺北帝大理農學部、東京帝大經濟學部、京都帝大經濟學部、九州帝大文學部、東北帝大文學部、大阪帝大、臺北帝大文政學部、盛岡高農、鹿兒島高農、鳥取高農、三重高農、岐阜高農、宮崎高農、水原高農、上田蠶絲專門、東京高等蠶絲、京都高等蠶絲、千葉高等園藝、日本國民高等學校、神風義塾の二十二校であつた(前掲「産業組合教

これ等の學校に於ける産業組合教育は、其の目的に於て特に産業組合を對象とした職業教育ではなく、又産業組合を獨立科目とした學校以外では教授時間が極めて少い。勿論これ等の學校に於ける教育に於ては、他の學科との綜合的教育に依り産業組合に對する教育の効果が期待されるものであるが、しかし、特に産業組合に熱心な教授の居る學校以外に於ては一般に産業組合は教授科目として重要視されてゐない。これは現在迄の産業組合が高等教育を受けた者の就職の可能性が比較的にななかつたために外ならない。産業組合理論の研究發達及び、産業組合教育に當る教育者の養成のために、將來この方面の教育の發達が大いに必要であるが、現在迄の産業組合の状態では未だ其の實現が困難である。

四、町村産業組合に於ける組合員教育

町村産業組合に於ける組合員教育は、前に述べた如く昭和三年の全國産業組合大會に於て其の大綱方針が決定され翌四年の支會役員會に於て具體的方法として各組合に教育委員會の設置が可決された。しかし、昭和五年以後深刻なる農業恐慌の打撃により、各組合は當面の經營問題に忙殺され、又農村救済政策として産業組合に關する各種の新しい施設が次々と實施されて、教育事業の發達が困難な事情にあつた。其の外昭和三年の前記大會決議に依り、「組合員教育」が前年度ノ剩餘金ノ百分ノ五以上ヲ標準トシテ支出スルコト」が決定されてゐたが、恐慌下に於ては其の實行が困難であり、又實行したとしても實際的に教育効果を收めるに足る資金を得ることが不可能であつたであらう。

かゝる情勢に照應して、産業組合擴充五ヶ年計畫の立案を可決した昭和七年四月の第二十八回全國産業組合大會は

中央會提出問題「現時ノ經濟狀勢ニ對シ産業組合ノ採ルべき方策」の決議に於て「此ノ時機ニ際シ特ニ産業組合教育ノ普及徹底ニ努メ、且産業組合教育委員會、産業組合青年聯盟、産業組合婦人會ノ活動ヲ促進スルコト」を決定し、組合員教育の必要を強調した。其の結果、五ヶ年計畫に於ては産業組合教育宣傳に關する事項中に、特に單位組合に於ける組合員教育の機關として教育委員會の計畫を設け、其の設立普及を極力獎勵した。

教育委員會に關する方針は、五ヶ年計畫に於ける單位組合の組合員教育に關する基本的方針を示すものであるから次にそれを引用する。

教育委員會

五ヶ年計畫ノ實行ニ依リ組合ガ産業組合教育事業ヲ行フ範圍著シク擴大サレ又之ヲ強力ニ行フ必要アルヲ以テ從來理事會其他ニ依リ比較的ニ非計畫的、便宜的ニ行ハレ居ル狀態ヨリ進ミテ、特ニ教育委員會ヲ設置シテ組織的効果的ニ産業組合ノ教育事業ノ遂行ヲササザルベカラズ。一面教育委員會ヲ設置シテ組合員ヲシテ責任ヲ持タシムルコトハ、組合事業ニ關心ヲ持チ、之ニ援助ヲ與フル者ヲ多數獲得スルコトトナリテ、單ニ産業組合教育ノ進展ヲ圖ルノミノ效果ニ止マラザルモノトス。

教育委員會ノ設置ノ必要ニ就テハ、昭和三年以來全國産業組合大會、支會役員協議會、府縣産業組合大會其他ニ於テ決議サレタルモ、實行セル例僅少ナルハ遺憾ナルヲ以テ、教育委員會ヲ普及セシムルモノトス

(一) 組合ハ組合員、其ノ家族、區域内未加入者ニ對スル組合ノ教育及宣傳ノ爲教育委員會ヲ設置スルコト

(二) 教育委員ハ組合役員、組合員及小學校、農會、青年會、婦人會等ノ役員中ヨリ、總會ニ於テ選舉シ又ハ組合長之ヲ囑託スルコト、組合長ニ於テ教育委員ヲ囑託スル方法ハ、府縣ノ事情ニ依リ實行シテ可ナルモ、前項ノ自治的方法ヲ並行シテ行ヒ、漸次支會、組合長ノ選任ノ方法ヲ自治的方向ニ移行スル様努ムルコト

(三) 教育委員會へ組合ニ於テ執行スル教育及宣傳ノ事業ニ付調査審議ヲ行ヒ、事業計畫ヲ樹テ理事會統制ノ下ニ之ガ實行ヲナスコト

(四) 教育委員ノ行フベキ事業左ノ如シ

- 1 講演會、講習會、協議會ノ開催
 - 2 組合報、小冊子、ポスター、ピラ等ノ配布及刊行
 - 3 優良圖畫ノ紹介、斡旋及圖書ノ管理
 - 4 産業組合記念日事業ノ計畫並實行
 - 5 組合視察團、娛樂會、遠足會、運動會、參拜團ノ計畫並實行
 - 6 産業組合青年聯盟、産業組合婦人會ノ連絡
 - 7 小學校及補習學校トノ聯絡
 - 8 區域内教育的團體(教育會、青年會、處女會、寺院、神社等)トノ聯絡
 - 9 其他産業組合教育及宣傳ニ關スル事項
- (五) 教育委員ハ常時産業組合運動ノ原理及實際ノ研究ニ努ムルト共ニ、時々研究會ヲ催シ、又ハ成ル可ク産業組合中央會、支會及部會主催ノ協議會、大會、講習會ニ出席スルコト
- (六) 教育委員會ハ數ヶ町村又ハ郡市等ノ區域ニ依リ協議會ヲ開キ、機會アル毎ニ共同シテ教育宣傳ヲナスコト
- (七) 組合ハ教育ニ關スル事業執行ノ爲前年度ノ剩餘金ノ百分ノ五以上ヲ標準トシテ其ノ經費ヲ支出スルコト
- (八) 支會及部會ノ毎年度ノ教育委員設置獎勵計畫左ノ如シ
- 第一年度 各郡市ニ於テ二、三ノ組合ヲ選擇シテ教育委員會ヲ設置シ支會及部會ハ直接之ヲ指導スルコト

第二年度 以後毎號區域内組合ノ數ノ一割乃至二割ニ教育委員會ヲ設置スルコト

(九) 支會及部會ハ教育委員ノ爲特別ノ協議會、講習會ヲ開催スルコト

(一〇) 中央會ハ教育委員ノ活動ヲ便ニスル爲、組合教育宣傳ノ資料ヲ發表スルコト

教育委員會に關する右の計畫は、大體に於て昭和四年の支會役員會に於て決定せられた教育委員會設置の方針と同様であつたが、教育委員選任の方法を變へ特に自治的に構成せしむる點が若干相違してゐる。即ち、茲に於て再び以前の訓育部の方針が排撃されたのであつた。

この教育委員會設置の計畫は、五ヶ年計畫實施期に於てどの程度實行されたか。「五ヶ年計畫實績報告」に依り教育委員會設置組合數を示すと次の如くであつた。

教育委員會設置組合數(年度末現在數)

昭和八年度	一、八三三	同	九年度	一、八六六
同 一〇年度	二、一九九	同	一一年度	二、一五七

右の成績は、之を全産業組合數に比較對照して見る迄もなく、満足すべき状態ではない。又教育委員會が設置された組合に於ても、其の活動状態に就ては、前記の方針がどの程度迄實踐されたか疑問である。

五ヶ年計畫の經濟的分野に於ける組合の活動は、計畫數字との距離は別としていづれも相當の成績を挙げた。然るに組合教育の最も重要な部面を擔當する單位組合の教育に於ける組織活動が何故かくも不成績に終つたのであらうか。それには系統機關のこの方面に對する指導の不徹底乃至は力の注ぎ方が經濟的方面に偏して教育方面の指導が比較的閉却視されたことが理由として擧げられる。又それと共にこの教育委員會の計畫案が組合活動の實際に即してゐなかつた點、即ち、教育委員の行ふべき事業として掲げられた事項が、組合が其の財政上實際に行ひ得るべき事業と

餘りにも距離が大であつたり、又組合教育と組合の經濟的活動との關聯を全く缺除してゐた等のために、單位組合に於て教育委員會の設立に積極的の努力が拂はれなかつたためであらう。其の外この時期に至つて、産業組合記念日の催しの如きも一般に消極的になり、單位組合に於ける教育的活動が衰退した傾向が見られた。

しかし、其の反面に於て經濟的機能を促進し、經營の内容を改善して事業經營の種類を増加して組合員を多角的に組合に結合せしめる等の如き實質的に事業を通じて組合員を教育する方向に進んだと云ふことが出来る。又其の外、青年及び婦人等の組織團體が産業組合の指導下に活動するに至つたことも組合員教育の進歩を示すものであつた。

五、農業恐慌下の産業組合思想

農業恐慌下に於ける産業組合思想は、我が國産業組合のプレントラストを動員して行はれた産業組合問題研究會の動向に其の集中的な表現を見ることが出来る。産業組合問題研究會は、昭和九年六月、産業組合中央會と宇都宮高等農林學校との共同主催に依り宇都宮に於て第一回の研究會が開催され、一現在經濟機構に於ける産業組合の地位」を討議の主題として研究が行はれた。翌十年六月に中央會と京帝國大學農學部との共同主催に依り京都に於て第二回研究會が開催され、この研究會に於ては「農産物販賣問題と産業組合」を討議問題の主題とした。第三回は昭和十一年十一月、中央會と東京帝國大學農學部との共同主催に依り東京に於て開催され、「經濟統制と産業組合」を研究問題として討議を行つた。

宇都宮に於て開催された第一回の研究會に於ける中心的問題は、澤村博士の「産業組合法の任務」及び近藤康男氏の「産業組合デモクラシーに就いて」の兩氏の研究報告を繞りて産業組合の自主性が論議の中心問題となり、産業組合思想界に異常なる刺戟を與へた。澤村博士はこの研究報告に於て、ロシア協同組合法制史の研究の結果を紹介し、次

に我が國産業組合法の批判に移り、産業組合法が内包する官僚的支配の弊害を鋭く指摘し、間接的に産業組合五ヶ年計畫が事業の數量的發展にのみ偏して自主的の組合精神を閑却してゐることを批難した。而して、結論として産業組合の改正を強調し、組合の設立を届出主義に改める必要があることを提唱した。近藤氏の報告は、主として産業組合の内部關係に就いて、組合機能の正しい發揮のために組合デモクラシー確立の必要を強調し、産業組合五ヶ年計畫がより有効に實現する爲に産業組合内部に於けるデモクラシーを實質的に發揮する必要があることを力説した。尙ほ近藤氏が同年末に出版された「協同組合原論」に於て、同氏の協同組合の理論體系を提示し、一般の産業組合主義論に對して深刻なる批判を加へた。この第一回研究會を契機として、産業組合自主性擁護の聲が著しく昂まり、特に組合内の青年職員の間にも多くの支持者を得た。

従來産業組合指導理論に對する批判は、昭和二、三年の頃より社會運動並に階級的の労働者消費組合の側から屢々行はれた。又第一回研究會に於て澤村博士が強調した産業組合法の改正、特に組合の設立を認可主義を廢止して届出主義に改むべしとする提議は、この法律の制約を最も強く受けた労働者消費組合より全國産業組合大會に提出されたことがあつたが大會に於て否決された(註一)。又組合の自主性強調に於ても同様で、この主張は労働者消費組合が工場鑛山等に於ける資本家の慈善的日用品配給組織に對する闘争に於て特に其の意義が力説された。然るに、第一回研究會の研究報告及び其の討議の結果が一般の産業組合關係者に異常の刺戟を與へたのは勿論、産業組合理論の發達の影響にも依るが、寧ろ恐慌下に於ける産業組合の機能及び其の限界並に、國家に對する産業組合の地位の變化がより主要なる原因であつたと見られる。

(註一) かゝる意味の産業組合法改正の要求は昭和三年四月開催の第二十四回全國産業組合大會に於て、東京共働社外四組合の労働者消費組合より「産業組合ノ設立ノ場合ハ一定ノ制限ヲ附シ現在ノ認可主義ヲ届出主義ニ改ムルコト」を提案したが、この議案

は否決された。

産業組合の機能及び其の限界の問題は、昭和五年以後の深刻なる恐慌の過程を通じて、事實的批判が下された譯であつた。其の結果、産業組合の機能を貧農階級に迄及ぼすためには、組合の内部構成を民主的に改革する必要が、組合関係者の間に認められてゐた。更にこの關係は、中央會が發表した「産業組合ノ社會的經濟的地位ニ關スル調査」(昭和十年一月刊)の結果に依りそれが一層明確に實證され、産業組合の内部改革のために自主性の擁護が強く要求された。次に國家に對する産業組合の地位の變化は、農業恐慌の深化に對應して實施された政府の農村對策が、産業組合系統機關の擴張を上から援助し、産業組合の國家機關化の傾向が著しく表面化すると共に、反射的に産業組合の國際的歴史の傳統である自主性擁護の要求を喚起した。

併し乍ら、第一回産業組合問題研究會を契機として起つた自主性擁護の聲は、其の必要を最も痛切に味つてゐた組合内部の貧農階級から起つたのではなく、寧ろ學者の批判的立場から行はれた意見であり、之を支持した者は一般の組合員よりも主として系統機關の青年職員、即ち、知識階級であつた。従つて、昭和十年四月の第三十一回全國産業組合大會に於ては、組合組織の大衆化を目的として提案された「農事實行組合養蠶實行組合ノ結成ニヨル産業組合細胞組織強化ニ關スル件」が、審議委員會に於て自熱的の討議を見たにも拘らず遂に「留保」され可決に至らなかつた。これは産業組合理事者のこの問題に對する意圖が反映されたものと見られる。

昭和十年六月に京都に於て開かれた第二回産業組合問題研究會は、討議問題として「農産物販賣問題と産業組合」を採り上げ、研究會の雰囲気は第一回研究會とは全く異つた状態を呈した。産業組合自主性の問題に就ては東畑精一氏の研究が報告され、我が國農業の社會的性質並に其の現状と國家の政策との關係を追究して、かゝる農業を基礎とした産業組合の自主性は容易に實現し難いことを卒直に指摘された。又討議問題「農産物販賣問題と産業組合」の研究討

議に於ては、販賣統制の問題が中心となり、宛も農業政策の研究會の如き状態を呈し、國家の政策と産業組合との不可分の關係に就いては當然のこととして研究が進められた。

第一回研究會と第二回研究會とは、研究問題の主題が相違した關係にも因るが、研究發表並に討議の角度が著しく變化した。澤村博士はこの變化に就て、産業組合の自主性を論じた一論文の中で、「反動の嵐は一層物凄く吹き荒れて我が産業組合學界に於ても官權萬能のファツシヨ的統制論は時を得顔に横行するものとなつた。昭和十年六月京大農學部に於て開かれた第二回産業組合問題研究會の諸言論を想起せよ。其の狀況は組合問題の自由討議の研究會と云ふよりも寧ろ産業組合司令官及び其幕僚達の組合民主主義討伐の聖戰會議と云ふにふさわしいものではなかつたか。凡ては時勢の變遷である。」(産業組合ニ昭和十一年四月五七頁と、其の感慨を述べた。しかし、農産物販賣統制の問題は既に現實に於て産業組合に課せられたる使命であり、産業組合の國家政策への依存關係は農業恐慌以後一層加速度的に進行しつゝあつたのである。従つて、現象的には僅かの期間に産業組合の態度が急變したかの如く見えたが、事實に於ては一貫して國家的統制が産業組合の上に加へられつゝあつたのである。産業組合思想の動向にもそれが反映して國家的の意識が次第に濃厚に現れるに至つた。

昭和十一年十一月東京に於て開催された第三回研究會に於ては「經濟統制と産業組合」を討議の主題として研究が行はれた。この問題の研究報告者は、東京帝大の本位田博士と京都帝大の八木博士の兩氏であつた。

この研究會の成果は、經濟統制が強化されると共に、産業組合が經濟統制の手段として利用され、産業組合に對する國家の支配が一層加ると云ふ關係が瞭かにされ、又現實の問題として、産業組合が農業恐慌以後そうした傾向が著しく強化されてゐる事實がハッキリと認識された。而して、國家の權力が産業組合の上を對して強化される事實に對しては、之を是認する者、或は反對又は警戒を必要とする者等各人各種の意見が表明された。

この問題に對して、千石與太郎氏は中央會の立場に就て次の如き意見を表明された。

「農業者の經濟統制と産業組合と云ふことに付て申してみますれば、産業組合と云ふものは其の系統機關の総合的と申しますか、財政的活動を強化することに依つて農業者の經濟を全國的に協同化する。即ち之を統制することが出来ると思ひます。要するに組合に依るところの統制はやり得るものであつて、之は産業組合の理想であると存じます。だから私共は飽く迄もそれに進む爲に、現在の農村産業組合運動の指導方針を決定して、全農村に産業組合を作り、その産業組合は四種事業を積極的に經營して、農業者全部を産業組合に入れると云ふことを現に實行して居ることは諸君の御承知の通りであります。故に貧農層の總てを組合に入れたいのでありますが不幸にしてまだそれが十分に我々の目的を達成いたしません。之等を産青聯其他農村に於ける若き者の努力に依つて一日も早く徹底したいと存じます。併しながら我々産業組合は國家の下に存在して居る以上は、其の時代に於ける國家の秩序、即ち國策として國家的統制の仕事は産業組合をして行はしめると云ふことを國家が我々に要望すれば、産業組合は決して之を拒否するものではありません。國家の下に存在する産業組合としては飽くも國策に順應して産業組合の行動を促進すべきものであると存じます。しかも我々は何も資本家のみに對して其の利益を擁護するところの國家とは考へません。國家は國民全體に對して其の國民の幸福を圖るものと存するのであります。故に國策に順應して我が産業組合は活動をする。即ち、國家が要求するところの農業者の經濟に對する統制は、産業組合としては矢張り積りであります。」(第三回産業組合問題研究報告書一九〇—一九一頁)

右の千石氏の意見の要旨は、産業組合は産業組合の本來の理想に向つて運動を進めてゐる。それと共に國家の經濟統制政策に對しては之に順應し、國家の命令に従つて行動を爲すことを述べたのである。この方針は、大局的に見れば法制に依り産業組合制度が創設されて以來一貫した方針であるが、昭和五年以降に於ける特徴は、産業組合系統機

關の擴充強化に照應して、後者の機能、即ち、國家的統制への協力が著しく強化した點にある。産業組合擴充第二次三ヶ年計畫は、日支事變に對應する戰時體制を背景として、この點に關して其の方針を次の如く示した。

「産業組合ハ宜シク本來ノ使命タル民衆生活ノ安定ヲ實現スルガ爲大ニ協同精神ヲ作興シテ産業組合ノ道德的機能ノ發揚ニ努メ全系統組織ノ綜合的運營ニ依リ農村都市民衆ノ實生活ニ即シテ組織及事業ヲ擴充シ以テ民衆ノ精神力ノ經濟力ヲ擴大強化シ三千萬民衆ノ關與スル全組織ヲシテ舉國一致ノ主動的推進力ヲラシムルコトニ全力ヲ傾倒セザルベカラズ。更ニ重大時局ノ進行ニ從ヒテ其ノ全國的組織網ニヨリ金融、生産、消費、配給等各般ニ互ル國家統制ノ任務ヲ擔當シ戰時體制ノ運行ヲ圓滑ニシ廣義國防ノ完璧ヲ期シ、以テ奉公ノ至誠ヲ效スノ確固タル覺悟ヲ堅持スルコトヲ要ス。」

現在の産業組合の發達段階に於ては、産業組合の發達が著しく農村に限つても生産の統制は未だ困難であるが、それ以外の金融、消費、配給等の各部分に於ては全國的政策機關の整備と相俟つて、國家統制の可能性が著しく増大した。産業組合機能のかゝる變化は、勿論一般社會情勢並に經濟機構の變化を反映するものであるが、産業組合の教育方針もかゝる機能の變化に應じて、當然修正する必要が生じた。即ち、産業組合擴充五ヶ年計畫に於ける教育方針より第二次擴充三ヶ年計畫の教育方針への變化がその具現である。第二次擴充三ヶ年計畫に於ける教育方針は「當面の諸問題」に於て考察を試みるが、茲では單に其の指標とすべき點のみを擧げる。

昭和八年九月、千石與太郎氏は産業組合員の遵守すべき「産業組合員五訓」を發表した。次に掲げるのがそれである

産業組合員五訓

- 一、産業組合運動の基は相互間の信用にあるを以て、我々同志は飽までも責任を重んずること
- 二、産業組合運動の強みは協同の精神にあるを以て、我々同志は常に協同一致すること

- 三、産業組合運動の正しさは平和的合法的にあるを以て、我々同志は厳正に法規の範囲内に行動すること
 - 四、産業組合運動の威力は全国的に集結することにあるを以て、我々同志は聯合運動に邁進すること
 - 五、産業組合運動の進展は不斷の實踐にあるを以て、我々同志は目標に向つて力強く前進すること
- 産業組合中央會は、三ヶ年計畫の教育方針に基づき、全國組合員の遵守すべき産業組合員精神綱領を制定し、昭和十三年四月の第三十三回全國産業組合大會の席上月田會頭が之を發表した。次に示すのがそれである。

産業組合精神綱領

- 一、盡忠報國
聖旨ヲ奉戴シ敬神崇祖ノ念ヲ堅ウシ奉公ノ誠ヲ效シ以テ皇國ノ興隆ニ貢獻センコトヲ期スベシ
- 一、人格陶冶
心身ノ鍛鍊ニ精進シ常ニ明朗ヲ旨トシ信義ヲ重ンジ熟慮斷行ヲ以テ責務ヲ完ウセムコトヲ期スベシ
- 一、齊家治産
一家和親シ精勵業ニ當リ勤儉貯蓄以テ産ヲ治メ永ヘニ國ノ礎タラムコトヲ期スベシ
- 一、共存同榮
自助ノ精神ニ則リ隣保相俟ケ以テ協同經濟ノ進展ヲ圖リ國民ノ厚生ニ寄與セムコトヲ期スベシ
- 一、八紘一字
堅國ノ洪謨ヲ推擴シ東亞民族ノ協和ニ努メ宇内久遠ノ平和建設ニ資セムコトヲ期スベシ

この精神綱領に於て特に強調された點は、産業組合内に於ける我が國の國體觀念の認識及び、倫理的道德的要素の高揚である。

第四章 産業組合教育當面の諸問題

一、戰時體制の強化と産業組合の使命

現在産業組合教育が當面してゐる問題は何か。又それは如何なる方向に解決すべきであらうか。

かゝる問題を正しく提起するためには、一般情勢並に之に對應する産業組合の使命が、産業組合教育の基礎的條件として認識され、それ等の諸問題との關聯に於て産業組合教育の問題が論議されるべきである。かゝる意味に於て、今回の日支事變を繞る我が國戰時體制の強化と、産業組合の使命に關する若干の回顧と展望から始める。

昭和十二年七月七日、北平郊外蘆溝橋に於て日支兩軍の間に衝突事件が起り、日支事變の導火線となつた。事變勃發當初我が國は不擴大方針を以て圓滿なる現地解決を期したが、事態は豫期に反して全面的に擴大し、遂に未曾有の事變に發展した。蓋し、永年に亙り日支兩國間に鬱積したる諸問題が爆發點に達し、其の總決算を爲すべき時期が來たのである。茲に於て我が國は其の根本的解決を目指して起ち、事變の目的貫徹に邁進し、爾來東亞の情勢は事變の進行を樞軸として歴史的の變化を遂げ、新東亞建設の途上にある。又我が國內の諸情勢も、事變の進展に照應して行はれた戰時體制の強化を基柢として、急激なる變化が具現した。

日支事變の進展に對應する我が國經濟の編成替進行の過程を回顧するに、大體に於て三段の強化過程を経てゐる。即ち、昭和十二年八月事變勃發直後に第七十二議會が開催され、事變軍事費の支出其他各方面に對する應急的臨時措置に關する諸般の政策が講じられて、我が國經濟體制が戰時體制より戰時體制に入つた。しかし、この時の對策は未だ臨時的の措置で、本格的の戰時體制への編成替は、十二年十二月より十三年三月にかけて開かれた第七十三議會

に於て可決された諸法律に依り實現した。其の中の主要なるものを挙げると國家總動員法、電力管理法及び之に伴ふ諸法律、臨時租稅増徴法中改正法律及び之に伴ふ諸法律、支那事變特別稅法、昭和十二年法律第九十二號中改正法律（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件）、重要礦產物増産法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法、硫酸アンモニア増産及配給統制法、農地調整法、飼料配給統制法等がそれである。かくて我が國經濟の戰時體制が確立され、事變の進行に備へたが、其の後に於ける事態の發展は、事變の前途尙ほ容易に豫斷を許さず、事變の結果東亞大陸の長期建設工作を必要とし、又一方日ソ間の關係も次第に險惡の度を加へ、我が國の戰時體制は更に一段と強化を必要とするに至つた。茲に於て十三年六月物資動員計畫の發表となり、其の結果多種類に亙る物資民間需要が制限或は禁止となり、之に併行して強力なる價格政策が施行されるに至つた。其の外貿易促進のために羊毛製品、綿製品等のリンク制、輸出前貸損失補償制、保稅工場制の擴大、外國爲替基金制等が實施された。又戰時體制の最高段階である國家總動員法が部分的に實施されるに至つた。

我が國經濟の戰時體制への編成替工作は、以上に於て見た如く昭和十二年八月の第七十二議會、同十三年初頭の第七十三議會、同年六月以降の物資動員計畫の實施に依り、三段の劃期的強化過程を経て進行した。其の後に於ても勿論この傾向は益々強化されつゝあるが、それは寧ろ從來整備された戰時經濟政策を補強し、更に細部に迄政策の効果を及ぼさんとするためのものが多いと見られる。例へば、本年春の第七十四議會に於て成立した諸法律は、其の數が非常に多數に上つたが、しかし其の内容に於ては昨年第七十三議會の如き重大性を持つた法律が比較的になかつたのは、右の如き情勢を反映したものと見られる。しかし、これは戰時體制の確立が完成したことを意味するものではなく、今後に於ける事態の推移に依りそれが更に一段と強化される可能性を多分に内包してゐる。殊に日支事變を繞る國際關係の變化と、一方世界的の國際情勢の危機とは、我が國戰時體制強化の二重の拍車となつてゐる。

さて我が國經濟體制的編成替は以上に於て見た如く事變の擴大に照應して進展したが、この間に於て産業組合は如何に變化し、又如何なる活動を爲したか。

産業組合は事變勃發と同時に、我が國經濟の戰時體制編成替に對應し、自ら進んで其の一環となり事變の進行に備へた。即ち、昭和十二年七月十五日、舉國一致國難に當らんとする政府の要望に應へ「産業組合は此際各種團體とも連絡提携を一層緊密にして非常時局の克服に邁進し報國の誠を竭し度決意」の旨を會頭名を以て道府縣支會長及聯合會長宛に通牒し、又同二十九日事變の發展が容易ならざる形勢となるや、産業組合中央會並各産業組合全國機關の連名で、「我が産業組合は其の重大任務に鑑み全機關一致團結し愈々組合の整備充實、組合員の訓練統制に努力すると共に進んで各種團體と連携して時局に對する諸般の施設を銃後國民生活の安定、軍需品の調達等産業組合全機能の發揮に努め以て時艱の克服國運の伸張に貢献」せんことを聲明した。而して、産業組合の實際的活動は、産業組合中央金庫並に道府縣信用組合聯合會が組織した金融統制團の公債消化、全國販賣組合聯合會並に道府縣販賣組合聯合會に依る軍需品の供出等の如き一部の事業を除き、其の大部分の事業は農業生産力の維持並に銃後國民生活の安定等主として間接的に戰時經濟の維持に協力する活動を爲した。

次に昭和十三年春の第七十三議會に於て、本格的の戰時體制確立のために各種の立法が爲されると共に、産業組合關係に於ても農地調整法、臨時農村負債處理法、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律、飼料配給統制法、硫酸アンモニア増産及配給統制法、國民健康保險法等が制定され、産業組合はこれ等の政策に對して直接的に、或は間接的に其の運用に協力し、所期の效果實現を助けた。

次に事變の發展に依り昭和十三年六月以降物資動員計畫の實施されると共に、制限物資が多數に上り、農村經濟に對して深刻なる影響を及ぼすや、産業組合の使命は漸く重要性を加へ、産業組合體制的整備擴充が要求されるに至

つた。茲に於て産業組合は八月より九月にかけて未設置町村解消の運動を展開し、全國に七百餘存在した未設置町村の大部分に産業組合を設置し、産業組合組織網完成に劃期的の成功を示した。更に九月二十四日全國支會及聯合會合同協議會を開催し、戦時下に於ける産業組合の活動方針を協議し、「長期戦時體制整備に必須なる國內諸制度の革新に對應すべく全組織を擧げて戦時産業組合活動の強化を企圖せざるべからず、即ち産業組合精神を大に作興し刻下の緊急事たる生産力の維持擴充、農産物販賣統制の強化、生産並消費資材の合理的配給、物價騰貴の抑制、國民貯金の勵行、軍事援護事業の徹底、國民厚生施設の擴充等の完全なる遂行に邁進し以て産業組合報國の誠を致し聖旨に副ひ奉らむことを期す」ことを決議した。又この協議會に於て、農村に於ける必要物資の配給(供給制限物資及び農業生産資材)、供給制限物資の消費統制、農機具共同利用促進、傷痍軍人の職員採用、産業組合出資充實、新設産業組合の指導等、一層高度の段階に達した戦時體制下に於ける産業組合の活動方針が決定され、爾後全國の産業組合が其の實踐に入つた。

以上は昭和十三年末迄の経過であるが、其の後肥料、農業機械等の農業資材の供給が益々窮乏となり、又一方農業生産の維持確保が戦時經濟の必須的條件として確認され、かゝる事態に對應して農業計畫生産の實施を必要とするに至り、戦時經濟の統制手段として産業組合の重要性は益々重きを加へるに至つた。更に農業生産力の維持確保、其の擔當者である農家經濟の再生産擁護のために、産業組合が關與する部面は戦時體制の強化と共に益々廣汎密接となるに至つた。かゝる部面に於ける産業組合の使命の重要性は、事變勃發當初に於けるそれとは到底比較にならない程度に擴大された。

尙ほ産業組合に於ては、事變勃發以來事變に依り發生した事態に對應するために前述の如き對策を講じたが、又一方に於て産業組合擴充五ヶ年計畫に引續き、第二次三ヶ年計畫を立案し、昭和十三年一月より其の實施に入つた。本計畫は、五ヶ年計畫の實績に鑑み、前述の如き一般情勢の變化に照應して立案されたものであり、量的擴大よりも事

ろ體制の整備並に質的發展に主眼を置いた。即ち、本計畫の樹立は、昭和十二年一月第四十八回支會役員及主事協議會、同四月第三十二回全國産業組合大會に於て第二次擴充計畫樹立要綱を審議し、實施の期間を昭和十三年以降三ヶ年と定め、達成目標を(一)産業組合組織の整備擴大と全系統組織の綜合的運營、(二)産業組合事業の擴充と其の大衆化、(三)都市産業組合の發展、(四)産業組合教育の徹底、(五)各種團體との聯絡強化の五項目とした。而して、同年九月の全國支會及道府縣聯合會合同協議會に於て決定したる全國計畫は、右の諸點達成のために、特に「産業組合の倫理的價値の再認識」、「産業組合の組織整備並に經營の刷新」、「産業組合と農事實行組合との關係の緊密化」、「利用事業の發達促進」、「系統機關の指導強化」、「産業組合機構及び運營革新の研究審議」等の諸點を擧げて指示し、道府縣計畫、聯合會計畫及び組合計畫の樹立に於て之に倣はしめた。

第二次三ヶ年計畫に於ける産業組合事業は、右の如き三ヶ年計畫立案の主旨に基き、産業組合教育の意義を再認識し、特に重要な地位を與へた。本計畫實施後に於ける一般情勢の推移は、産業組合教育事業の重要性を一層増大するものがある。

二、解決を要する諸問題

現在産業組合教育が當面してゐる問題は、改めて指摘する迄もなく産業組合全體制が非常時局に對應して其の使命を如何に効果的に達成するかと云ふ課題の中に含まれてゐる。而して、現在の産業組合の使命が、時局の重大性と産業組合の地位の變化に依り、從來に於て曾つて経験した事の無い程重大であり且つ困難であることは既に指摘した通りである。従つて、かゝる事態に對應する産業組合教育は當然現在の産業組合の使命に照應して、其の方針並に機構が産業組合の使命に合致する如く再編成されなければならない。しかし、第二次三ヶ年計畫は産業組合が當面してゐる

る現在の情勢に近い條件の下に於て立案されたものであり、其の一部分である産業組合教育事業に關する事項は、現在の産業組合教育事業の根本方針であるが、其の適用並に具體化に關しては、産業組合が當面してゐる諸問題との關聯に於て、それが最も効果的に遂行されなければならないのである。茲に産業組合教育が解決しなければならない諸問題が存在してゐる。

そこで第二次三ヶ年計畫に於て示されてゐる産業組合教育の方針並に事業に準據して、其の適用及び具體化に關する諸問題を並上に採り上げる。

一、産業組合教育理論體系の確立 この問題に對して第二次計畫は、「其ノ重要性ニ鑑ミ特ニ産業組合精神ノ強調ニ重點ヲ置キ、教育宣傳組織ノ確立強化ヲ圖リテ之ヲ計畫的ニ行ヒ産業組合ノ内部關係ノミニ止マラズ凡ユル方面ニ展開シテ其ノ效果ヲ發揚センコトヲ期スルモノトス」と其の大綱方針を示した。而して産業組合精神の強調に關する具體的方針に就ては、「産業組合精神ノ強調ニ關スル事項」の一項を産業組合教育事業の首位に置き、産業組合ハ共存同榮ノ精神ヲ基礎トシ自主的相互組織ニ依リ民衆ノ經濟生活ノ充實ヲ圖ルト共ニ、社會道德ノ基調タル協同精神ノ發揚ニ依リ個人主義思潮ニ流レタル民衆ノ人格ヲ革新向上セシムル倫理的意圖ヲ有ス。實ニ協同精神ノ涵養ハ社會ノ發展、國家ノ興隆ニ對シ重大ナル意義ヲ有スルモノナルヲ以テ産業組合教育ノ領域ヲ管ニ組合員大衆ノ經濟的政治的自覺ヲ喚起スルニ止ムルコトナク、進ンデ德育ノ重要性ト産業組合ノ倫理的價值ヲ再認識シテ産業組合教育ノ刷新強化ヲ圖ルコトハ喫急ノ要事ナリト認ム。依テ全産業組合體制ノ精神力ノ振起ニ努ムルト共ニ産業組合教育各般ノ施設ヲ行フニ當リテハ産業組合精神ノ強調ニ重點ヲ置キ産業組合人タルノ人格完成ヲ期シ以テ國家社會ニ對スル産業組合ノ道德的機能ノ發揚ニ努ムルモノトス」と述べ、産業組合精神強調の具體的内容を瞭かにしてゐる。この方針に則り、昭和十三年四月の第三十四回全國産業組合大會の席上に於て産業組合精神綱領が發表された。

産業組合教育に於て、新しく産業組合精神が強調され、組合教育が之に則りて實施されるに至つたことは以上の方針に依り明瞭であるが、之を組合教育の實際に於て如何に具體化するか。又産業組合指導理論並に産業組合の實際に於ける機能等と如何に結合されるかと云ふ關係になると、以上の方針だけでは未だ明確でない問題が残されてゐた。其の結果、昭和十三年一月開催の第五十回支會役員及主事協議會に於て、北海道支會提出問題「産業組合教育部に關する件」の協議を繞つて、「何を教育するか」が問題となり、産業組合教育の根本問題迄に遡上して論議が闘はされた。次に同年四月に開かれた第五十一回支會役員及主事協議會に於て、中央會提出問題「産業組合教育要領に關する件」の協議を中心に産業組合教育の基本である産業組合運動の目標が論議の對象となり、各人各種の意見が續出した。しかし、最後に中央會提出の原案に依り次の如く決定した。

産業組合教育要領

産業組合は共存同榮の精神を基礎とし相互組織により國民の經濟生活の充實を圖ると共に社會道德の基調たる協同精神の發揚により個人主義思潮に流れたる民衆の人格を革新向上せしむる倫理的意圖を有するを以て産業組合教育に於ては特に德育の重要性と産業組合の道德的價値の再認識を期するものとする。

一、産業組合教育の目的

産業組合人たるの人格完成を期し産業組合報國の實を擧ぐることに

二、産業組合教育の内容

- (イ) 國家社會に關する十分なる認識を與ふると共に産業組合の使命を自覺せしむること
- (ロ) 心身の鍛錬に努めしめ協同精神を昂揚すること

(ハ) 産業組合人としての知識、技能を授くること

三、産業組合教育の方法

産業組合教育の實施に當りては左記各項に付き夫々具體的實踐細目を考究し其の遂行を期すること

- 一、産業組合教育組織の整備擴大
- 一、指導者及組合役職員の教育の徹底
- 一、組合員及大衆教育の普及
- 一、青年及婦人教育の擴充
- 一、對社會宣傳の強化
- 一、國民精神總動員實踐網への協調

尙ほこれより先四月上旬に開かれた第二回支會組合教育指導專任職員協議會に於ては、中央會提出問題「事變に處する産業組合の教育的活動」に關して、「組合員及其ノ家族ノ時局ニ對スル認識ヲ喚起シ、長期戰時體制下ニ於ケル産業組合ノ役割ヲ自覺セシムルコト」、「集團勤勞又ハ奉仕作業等ノ運動ヲ起シ、生産力ノ維持増進、勤勞精神ノ涵養ヲ圖リ、以テ健全ナル農村ノ建設ニ邁進スルコト」、「勤儉貯蓄心ノ培養、消費節約、代用品使用ノ獎勵等ニヨリ極力組合員ノ生活改善ヲ圖ルコト」、「應召者、傷痍軍人及遺家族ニ對シ勤勞奉仕、家政相談、授産、慰問等積極的施設ヲ講ズルコト」、「部落協同組織ノ強化ヲ期シ教育活動ノ促進を圖ルコト」、又婦人教育に對しては「託兒所、營養食配給等ノ施設ヲ爲シ婦人ニ依ル統後ニ於ケル勞働力ノ補充及保健ノ向上ヲ期スルコト」等教育目標が極めて具體的に指示された。併し乍ら、これ等の事業の實現方法に於て、産業組合の本來的機能との有機的關聯を示すことなく、寧ろ實現を必要とする事業を個別的の問題として示されたに止まり、組合員教育の結果に依つてのみそれを實現せしめんとする

方針に陥つてゐる。勿論これ等の問題に對して組合員の自覺を喚起することは最も必要なことであるが、それ等の事業を産業組合事業の活動方針との關聯に於て組合員に教育を徹底せしめたならば、組合の實踐活動に於て教育の結果を生かすことが可能となつたであらう。

第二次三ヶ年計畫以後に於ける産業組合教育の動向は、産業組合精神の強調を其の根本方針とし、この原則を極めて忠實に守り、其の實踐に努めて來た。併し乍ら、産業組合が單なる精神修養の爲めの團體ではなく、經濟行爲を主目的とした組織であり、現在の非常時局に對應して其の機能の發揚が最も緊急である場合、更に一步を進めて、右の如き産業組合精神を組合事業の上に如何に具體化すべきかが當面の課題として採り上げられなければならない。而して、其のためには、産業組合教育の根本方針が、單に組合個人の行動規範を示すばかりではなく、産業組合全體制の事業活動方針と有機的に結合され、事業活動と教育方針が一體となつて、組合事業の分野に於て其の最も模範的事實が實踐されなければならないのである。このことは産業組合理想の部分的の實現であるのみならず、現在産業組合の使命として最も重要な課題である農業生産力の維持發達の上に絶對的の必須的條件である。

産業組合教育がかゝる課題を果すためには、産業組合教育の方針を右の如き方向に發展せしめることが必要であると共に、更に産業組合の指導理論の分野に於ける基礎理論の整備發展が其の前提條件として要請される。即ち、産業組合の理想及び其の本來の機能と、産業組合を政策手段とする國家統制との關係が、二元的に同時的存在の事實として認識されるだけでは不十分で、その兩者の關係が一元的に綜合溶化されて、産業組合が農業生産力促進の主動的機關としての意義を第一義的に自から把握しなければならない。かゝる理論體系の下に於てのみ、産業組合教育の原理を個人の行爲の規範より更に一步を進めて、經濟行爲を營む社會的組織團體の規範を規正する基準に迄推展せしめることが可能となるのである。かゝる理論體系に依り構成される産業組合教育の原理は、勿論國民道德一般と相背離し

たものではないが、其の内容は産業組合独自の機能と有機的に結合され、それを促進するための教育となるのである。

二、産業組合教育體系の整備統一 教育體系の意味は、産業組合教育の爲めの組織、機關、手段等を總括したものである。右の各項に区分して問題の検討を試みる。

産業組合の組織整備の問題は、第二次三ヶ年計畫に於て次の如き各級教育組織の設置を企圖してゐる。

- 一、産業組合中央會へ教育部ヲ新設シ教育宣傳事業ノ充實ヲ期スルコト
- 二、産業組合中央會へ産業組合關係者、關係官、學識經驗アル者ヲ以テ産業組合教育中央委員會ヲ組織シ産業組合教育ノ重要ナル事項ニ付審議スルコト

- 三、支會へ教育専任者ヲ充實スルト共ニ中央ニ準ジ産業組合教育地方委員會を設置スルコト

- 四、産業組合へ必ず教育部ヲ設ケ教育事業ノ充實徹底ヲ期スルコト

中央會及び支會に於ける組織整備は一定の豫算を以て實行に當るので比較的實現が容易であるが、茲に於ての問題は廣汎なる組合員教育を擔當する單位組合の教育部設置にあると見られる。

産業組合教育部設置の方針は、昭和十二年一月に開催された第四十八回支會役員及主事協議會の中央會提出問題「町村産業組合に於ける教育事業振興に關する件」の協議に於て、町村産業組合教育部の設置が可決され、五ヶ年計畫に於ける教育委員會が教育部に更新されたのであつた。次に同年四月開催の第一回支會組合教育部指導専任職員協議會に於て、「町村産業組合教育部指導に付採るべき方策如何」を附議して其の方針を決定し、爾後各道府縣支會は、中央會が示した基準に依り其の設置並に活動の指導を爲した。而して、町村産業組合の教育部設置数は昭和十三年二月末現在調査に於て三、〇六一、本年二月現在調査が四、一七〇で、猶未設置組合數が多數に存在してゐる。

町村産業組合に於ける教育部設置を困難とする原因は、經濟更生委員會教化部との重複關係、組合の人的並に財政

的等との關係、教育部の任務に對する誤解等が擧げられてゐるが（産業組合年鑑「昭和十四年版三八三—三八四頁参照）これ等は教育部の獨自性を過大視した結果であつて、寧ろ事業活動の線に沿ひ其の組織が構成されるべきである。この場合に於ても教育部の活動を組合の規模に關係なく機構的に組合事業より強ひて分離せんとする考へ方は訂正されなければならない。

産業組合教育の機關整備の問題は、第二次三ヶ年計畫に於て次の如く其の實現を企圖してゐる。

- 一、産業組合中央會ニ於テハ左記事項ヲ實行シ之ガ充實ヲ圖ルコト
1. 附屬産業組合學校ノ教授及施設ノ内容ヲ充實改善爲スト共ニ適當ナル時期ニ於テ第二部ノ制ヲ設ケ專門學校卒業程度以上ノ者ヲ就學セシムルコト

中央及地方ニ於ケル産業組合學校ノ卒業生ニ對シ再教育ヲ施スコト

2. 長期講習會へ指導者又ハ系統機關職員ノ教育ノ爲ニ之ヲ行ヒ講義内容ノ刷新及施設ノ充實ヲ圖ルコト

3. 専門的知識及技能ノ修得又ハ再教育ノ目的ヲ以テ産業組合ノ理論、經營、簿記、法律、監督等ニ對シ分科的講習ヲ行フコト

二、支會へ左記事項ノ實行ヲ爲スコト

1. 役職員教育ノ爲必ず毎年一ヶ月以上ノ實務ニ關スル講習會ヲ開催スルコト
2. 組合役職員ノ爲、産業組合ノ理論、經營、簿記、法律等ニ付分科的講習ヲ行フコト
3. 自治監査ノ勵行ヲ期スル爲監事ニ對シ監査講習ヲ行フコト
4. 研究會、事務競技會、視察團ノ組織等ヲ積極的ニ實行シ組合役職員ノ教育ニ資スルコト
5. 農事實行組合ノ活動ヲ期スル爲農事實行組合幹部講習會ヲ開催スルコト

三、半ケ年乃至一ケ年ヲ期間トスル農學校第二部又ハ講習所ノ設置ナキ府縣ニ在リテハ地方事情ヲ十分考慮ノ上支會ニ於テ之ガ設置ニ付盡力スルコト

産業組合教育機關の大部分はいづれも産業組合の理論並に技術に關するものである。従つて、この分野に於ける問題は、機關の整備が固より重要であるが、それと共に教育の對象となる人材がより重要な問題となつてゐる。即ち、資本主義社會に於ては有能なる人材は、資本と共に利潤の高い産業部門に集中する傾向を示してゐる。然るに農村に基礎を置く我が國の産業組合に於ては、職員の待遇條件が良好でないために、有能なる人材を引き附ける力に乏しい。現在この方面の産業組合教育機關は、産業組合役職員の向上に相當の貢獻を爲しつゝある事實は十分に認められるが、更にこれ等の教育機關を通じて有能なる人材を産業組合に送り込むためには、産業組合職員の待遇改善問題が其の前提條件である。この問題を除外して單に産業組合教育機關の整備擴大を圖るとも其の効果を期待することが困難である。併し乍ら、産業組合職員の待遇改善は、農村に於ける一般労働賃銀の水準並に産業組合の經營狀態等との關係上早急に實現することは實際上困難な問題であるが、産業組合經營内容の改善並に經營技術の向上等との相關々係に於て組合職員の待遇改善を實現すべく系統機關の指導と支援が特に要請される。産業組合教育機關の整備は、組合職員の待遇改善問題との關係を無視したならば、其の意義の大半を失ふ結果になるであらう。

産業組合教育手段整備の問題は、第二次三ケ年計畫に於て、産業組合中央會が爲すべき事項として次の諸點を擧げてゐる。

- 一、全國的事業機關ト聯携シ映畫ノ製作配給方法其ノ他ニ付協議ヲ爲シ映畫教育ノ充實ト合理化ヲ圖ルコト
- 二、中央會及支會ハ組合員及大衆教育ニ關スル印刷物、レコード其ノ他資料ヲ作成スルコト
- 三、中央會及支會ハ産業組合ニ關スルラヂオ放送回数ノ増加ニ努ムルコト(組合員及大衆教育ヲ對象トスルモノ)

- 一、青年及婦人ニ對スル教育、宣傳資料ヲ豊富ニ作成スルコト(青年及婦人ニ對スル教育ヲ對象トスルモノ)
- 一、中央會ハ全國的事業機關、全國農村産業組合協會其ノ他ノ協會ト協力シテ外部トノ接觸ヲ密ニシ、必要ニ應ジ之ト懇談會、協議會等ヲ開催シ且ツ各種ノ印刷物ヲ配布スルコト
- 二、支會ハ中央會ト聯絡シ前項ニ準ジ地方ニ於テ之ガ實行ヲ爲スコト
- 三、中央地方ニ於ケル新聞、雜誌及各種團體ノ機關紙等ニ正確ナル材料ヲ提供シ公正ナル輿論ノ喚起ニ資スルコト
- 四、中央産業組合新聞ハ其ノ内容ヲ一層整備擴充シ對社會宣傳ノ機關トシテ其ノ機能ヲ十分發揮スルコト(以上對社會宣傳ノ強化ヲ對象トスルモノ)

産業組合教育手段の整備に關する問題は、産業組合教育に使用される各種出版物、映畫、レコード等が各分野に於ける著しく異つた教育對象に適應する様に作成されることが第一條件であると共に、それ等の各種教育手段が互に齟齬することなく、産業組合教育の根本方針に有機的に結合されてゐることが必要である。例へば、産業組合全體制の指導理論に關する出版物、産業組合學校並に産業組合講習所等に於て使用される教科書、會報「産業組合」、家庭雜誌「家の光」、其の外時々發行されるパンフレット、リーフレット等々其の教育對象の差異に依つて程度並に内容が互に異つてゐるが、之等を産業組合教育手段として見た場合、各々獨立的の任務を持ちつゝ教育的効果に於ては同一の方向に作用するものでなければならぬ。又或る特定の出版物が特に廣汎な教育對象を持つ意味に於て、其の内容を平易にすることは當然であるが、かゝる場合には其の教育對象が廣汎であればある程それに比例して影響することが大であるから、産業組合の教育方針との關係に就て特に細心の注意が必要となる。

三、問題解決の基本的方向 産業組合教育は産業組合の使命達成のために行ふものである。現在産業組合の最大使命は農民生産力の維持發達に協力することにある。産業組合がかゝる使命を果すためには、事業活動の範圍を單に流

通過程にのみ止ることなく、農業生産面に迄深く立入ることが必要である。又資金の融通に於ても單に信用程度表に拘泥した安全第一主義より生産面に實際に役立つ資金の供給に積極的であらねばならない。殊に現在農業生産力の發達が戰時經濟の立場より至上命令として要求されてゐることは、産業組合がかかる新しい部面に對して積極的進出を促進するために有力な槓桿の役割を果すものである。併し乍ら、産業組合の内部には農村特有の保守的見解に其の視野を遮られてかゝる分野への積極的進出を躊躇する分子が少くないであらう。又組合員に於ても従来の産業組合の保守的な經營方針のみしか知らない者が大多数を占めてゐるであらう。現在の産業組合教育は、産業組合の擔ふべき使命及び發展の方向を意識せしめることが其の第一義的の任務である。停滞した農村の内部に對して、新しい空氣と太陽の光線を入れる窓を開くことが産業組合教育の役割である。

三、結 論

産業組合教育當面の諸問題を分析し、問題の所在の解決の方向を示した。現在戰時體制下に於て農業生産力の發達が特に要請されてゐることは、反面より見れば多かれ少なかれ農業生産力の發達を促す契機でもある。このことは産業組合に對しても同じ結果を示すものであつて、強力なる國家統制の結果と相俟つ産業組合が新しい分野、即ち、農業生産への進出を促すものである。しかし、産業組合がかかる方向に發展するためには、産業組合全體制の問題として採り上げ、強力なる教育活動が其の方向に集中されなければならぬ。かゝる事態に對應した産業組合教育は、抽象化された産業組合原理の強調ではなく、産業組合が現實的に爲すべき具體的問題に就て、其の實踐を指導するにある。肉體から遊離した精神が考へられないと同様に、組合事業から遊離した組合精神は、産業組合を實際に動かす力となるものではない。戰時體制下に於ける産業組合事業の意義役割を産業組合全體制に透徹せしめ、それを效果的に遂行せしめることが産業組合教育の任務であることを重ねて強調する。

著 作
所 有

昭和十五年九月十五日 印刷
昭和十五年九月二十日 發行

定價 八 拾 錢
(送料共)

編輯兼 發行者 中 島 寅 之 助
東京市麹町區有樂町一ノ十一

印刷者 杉 田 彌 太 郎
東京市麹町區麹町五ノ二

印刷所 杉 田 屋 印 刷 所
東京市麹町區麹町五ノ二

發 行 所

東京市麹町區有樂町一ノ十一
産業組合中央會
電話九ノ内 (25) 自二五五一—至二五五五
自四三七六—至四三七九
總發東京四七二四

799
352

799
352



